

第2次

かどま

# 男女共同参画プラン



K A D O M A

平成24(2012)年3月  
門真市

## は　じ　め　に

男女が互いに認め合い、社会のあらゆる分野に参画するとともに、その責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現は極めて重要であります。

そのため門真市では、平成14年3月に10年間を計画期間とする「かどま男女共同参画プラン」を策定し、平成17年3月には、「門真市男女共同参画推進条例」を制定いたしました。

現在、人口の減少や少子高齢化社会が進行する中、活力のある社会を維持するために男女が多様な生き方を選択しながら、仕事と家庭生活、地域活動を調和させる、いわゆるワーク・ライフ・バランスが注目されておりますが、その実現には、これまでの女性の社会での支援をより一層強め、実効性のあるものにすることが必要であります。

新たな計画の策定に先駆け、平成22年11月に実施しました「男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所アンケート調査」では、依然として男女間には固定的役割分担意識が残っているため、「結婚や出産がバリアにならない職場づくり」、また「育児・介護休業制度の推進」や「性別にこだわらない子どもの育成」など、すべての男女が安心して豊かに暮らせる環境整備の必要性が明らかになっております。

このような状況を踏まえ、門真市ではこのたび、平成33年度を目標年次とする「第2次かどま男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本計画は、「いきいきと男女がともに輝く男女共同参画都市」を本市の目指す姿とし、5つの基本理念に基づき、基本目標や方針を定め、取り組むべき方向性を示しております。さらに、計画的に施策を進め、あらゆる分野において男女共同参画を推進するため、目標値を設定するとともに、「市の役割」だけでなく「市民、地域、事業者の役割」を明確にしております。

本計画に基づき、市と市民、地域、事業者の皆様がそれぞれの役割を認識し、ともに手と手を携え、男女共同参画社会の実現に向け、取り組む必要があると考えておりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました「門真市男女共同参画審議会」の皆様をはじめ、多くの市民の皆様、事業者の皆様方に心からお礼申し上げます。

平成24（2012）年3月

門真市長 園部 一成

# ◇◆◇目 次◇◆◇

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 門真市はこんな男女共同参画社会をめざします	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の概要	3
(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画の特徴	4
(4) 計画の期間	4
(5) 計画策定の背景	5
4 これまでの主な取り組みと課題	6
(1) 主な取り組み	6
(2) 主な課題	7

## 第2章 施策の基本的方向

計画の体系図	9
基本目標1 誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう	12
方針1 男女共同参画の意識づくり	13
方針2 多様な選択を可能にする教育・学習の推進	18
方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	22
基本目標2 男女があらゆる分野に参画し、ともに豊かな地域社会をつくりましょう	31
方針1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	32
方針2 地域における男女共同参画の促進	38
方針3 国際社会への理解	42
基本目標3 男女がともに多様な働き方を選択でき、仕事と生活の調和を推進しましょう	45
方針1 雇用などの分野における男女共同参画の推進	46
方針2 仕事と家庭生活、地域活動の両立支援	51
基本目標4 男女が健康で安心して暮らせるセーフティネットを充実していきましょう	57
方針1 生涯を通じた男女の健康支援	58
方針2 ささまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	62

## 第3章 計画の推進

1 計画の推進体制	65
2 計画の進行管理	66

## 資料編

1	門真市の人口や世帯などの動き	67
2	計画の策定経過	75
3	門真市男女共同参画推進条例等	77
4	門真市男女共同参画審議会委員名簿	89
5	門真市男女共同参画審議会作業部会名簿	90
6	男女共同参画関連の年表	91
7	男女共同参画関連の法律・制度等一覧	96
8	用語の説明	100

本編中の用語には※を右上に付け、同一ページの下に内容を記載しています。  
頻度が多い用語について、第1章は1回目のみ記載し、第2章は方針ごとに記載しています。

# 第1章 計画の基本的な考え方

# 1 門真市はこんな男女共同参画社会をめざします

「男女共同参画」ってどんなこと？

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことです。

つまり

人が性別により差別されることなく、個人として尊重され、また、男女が互いに認め合いながら、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮でき、いきいきと人が輝く活力ある社会です。

門真市がめざす男女共同参画社会をイメージすると

家庭では

- 夫婦の間で家事などの分担をするように十分話し合いができ、また、子どもも含めて家族が協力して、家事や子育て、介護などを行っています。
- 男女が互いに尊重し合い、子育ての喜びや責任を分かち合い、明るく楽しい家庭生活を送っています。

職場では

- 男女の均等な機会と待遇が確保され、男女がともに個性と能力を十分に発揮しています。また、子育てや介護などでいったん仕事を辞めても再就職ができるなど、多様な働き方が選択できる環境が整っています。
- 男女がともに仕事と家庭生活、地域活動を両立でき、いきいきと過ごしています。

学校では

- 子どもたちが性や障がいの有無、国籍などにとらわれず、互いに尊重し合い、また、思いやりの心やあたたかい人間関係を築く力が育まれています。
- 子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、進学や就職において、個人の意思や能力を尊重した進路選択ができています。

地域では

- 固定的性別役割分担意識<sup>※</sup>に基づく古い慣習やしきたりがなくなり、男女が協力して自治会運営や地域団体の活動を進めています。
- 少子高齢化が進む中で、男女がともに子育て家庭や高齢者世帯などを見守り・支援する活動などに積極的に参加し、住みよい地域づくりに取り組んでいます。

※固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というような、性別により役割を固定する考え方や意識をいいます。

## 2 計画の基本理念

門真市第5次総合計画では、門真市がめざす将来の姿を「人・まち“元気”体感都市 門真」とし、基本目標の中に男女共同参画社会の推進を位置づけています。この計画は、その実現に向けた施策を具現化したものです。「門真市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念と門真市第5次総合計画の将来像を踏まえ、めざす姿と基本理念を次のように設定します。

門真市男女共同参画推進条例

門真市第5次総合計画

### ■めざす姿

いきいきと男女がともに輝く男女共同参画都市

### ■基本理念

#### 男女の人権が尊重される社会の推進

個人としての尊厳を重んじるとともに、性別による差別をなくし、男女がともに個人として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。また、男女の性別にとどまらず、性同一性障がいや有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人、その他のあらゆる人の人権についても配慮されることが大切です。

#### 政策・方針の立案及び決定への共同参画の推進

「女だから」「男だから」といった固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女が社会における自由な活動の選択を阻害されないように、社会の制度や慣行のあり方について配慮が必要です。また、男女が社会の対等な構成員として、市における政策または民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画できることが必要です。

#### 仕事と家庭生活、地域活動を両立できる社会の推進

男女が自らの意欲と能力を持ってともに働き、仕事上の責任を果たしながら、家事や子育て、介護などの家庭生活と地域活動などを両立できる社会を推進する必要があります。

#### 男女が生涯にわたり元気で安心して暮らせる社会の推進

男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠や出産について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営めることが大切です。また、さまざまな困難に直面している人が安心して暮らせる社会を築く必要があります。

#### 国際理解と多文化共生の推進

男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることから、国際社会の動向を考慮する必要があります。また、市民の多文化に対する理解を深めることが大切です。

## 3 計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨

門真市では、男女の平等と女性問題の解決に向けて全庁的な取り組みを進めるため、平成4年3月に「門真市女性問題行動計画」を策定しました。

その後、国においては平成11年6月に「男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」との位置づけのもと、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

門真市においても、男女共同参画社会の実現に向け、平成14年3月に平成23年度を目標年度とする「かどま男女共同参画プラン」を策定しました。また、平成17年3月31日には、市と市民、事業者が協働するための基盤となる「門真市男女共同参画推進条例」を制定し、平成18年2月に「門真市男女共同参画審議会」を設置しました。

この間、門真市においても少子高齢化が進むとともに、経済が低迷する中で、女性のみならず若年男性の就労率の低下などもみられます。また、この10年間で市における女性管理職の登用率や審議会などへの女性委員の参画率も上昇していますが、女性委員ゼロの審議会なども依然としてあり、男女共同参画社会の実現に向けて一層の取り組みが必要です。

こうした現状を踏まえるとともに、「男女共同参画社会基本法」に規定された地方公共団体の責務、及び「門真市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざした総合的かつ計画的な取り組みを一層推進するため、新たな計画を策定するものです。

### (2) 計画の位置づけ

この計画は、「門真市男女共同参画推進条例」第9条に基づく「男女共同参画計画」です。

#### ■門真市男女共同参画推進条例

市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。

また、この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年1月告示第1号）に即し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成19年7月改正）第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を包含しています。



#### ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

市町村（特別区を含む。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

この計画は、平成22年3月策定の「門真市第5次総合計画」を上位計画とし、他の関連計画との整合を図るとともに、平成22年12月閣議決定の国の「第3次男女共同参画基本計画」及び平成23年5月策定の大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」を踏まえています。

また、この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、市が取り組むべき方向性を示すとともに、門真市に住み、学び、働く人々や地域団体、事業者などが、それぞれの役割や責務を自覚し、主体的に行動するための指針となるものです。

### (3) 計画の特徴

計画的に事業を進め、実効性を高めるため、設定の可能なものについて目標値を設けています。

また、市民や地域団体、事業者などとともに進めるための指針として、「市の役割」と「市民、地域、事業者の役割」を明確化しています。

### (4) 計画の期間

平成24年度を初年度とし、目標年度を平成33年度とする10年間の計画です。

## (5) 計画策定の背景

### ① 門真市の主な動き

- 平成14年3月「かどま男女共同参画プラン」策定
- 平成17年3月「門真市男女共同参画推進条例」制定
- 平成17年9月「門真市男女共同参画推進条例施行規則」制定
- 平成17年10月に男女共同参画施策等に関する苦情等について調査し、意見を述べる第三者機関として「門真市男女共同参画苦情処理委員」を設置
- 平成18年2月「門真市男女共同参画審議会」設置
- 平成19年9月に「門真市人材育成基本方針」の策定において、女性職員の登用を明記
- 平成19年11月に「各種審議会等委員の選任に係る指針」の策定において、審議会などに占める女性委員の割合について、30%以上とする努力義務を明記
- 平成22年11月に新たな計画策定に向け、男女共同参画社会に関する意識や実態を把握し、基礎資料とするため、市民意識調査及び事業所アンケート調査を実施
- 平成17年度から男女共同参画施策の実施状況などを毎年度把握し、審議会に報告
- 平成23年度からワーク・ライフ・バランス啓発講座を職員研修に位置づけ、庁内における男女共同参画意識の浸透を図る

### ② 国の主な動き

- 平成15年6月に男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定
- 平成17年12月「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定、「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
- 平成19年12月「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
- 平成20年4月に男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定
- 平成22年12月「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定

### ③ 大阪府の主な動き

- 平成14年3月「大阪府男女共同参画推進条例」制定
- 平成15年1月「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設
- 平成17年11月「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
- 平成18年3月「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）（改訂版）」策定
- 平成21年5月「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定
- 平成23年5月「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」策定

## 4 これまでの主な取り組みと課題

### (1) 主な取り組み

門真市が平成14年3月に策定した「かどま男女共同参画プラン」では、5つの基本目標を定め、さまざまな施策を進めてきました。新たな計画策定に向け、基本目標ごとにこれまでの主な取り組みについて整理しました。

#### ○男女平等・男女共同参画に向けた意識づくり

毎年、男女共同参画研究講座を開催するとともに、文化会館などでも女性セミナーや家庭教育学級を開催するなど、男女平等・男女共同参画の視点に立った啓発や教育に取り組んできました。文化会館や公民館などで行う講座や講演会では、一時保育なども実施しています。また、保育所や幼稚園、学校などでは、男女平等の視点に立った保育や教育を進めてきました。

#### ○男女がともに築く地域社会づくり

性別にとらわれない市職員採用の促進や職域にとらわれない人事異動、管理職や指導的立場への女性職員の登用の促進などを進めるとともに、各種団体の活動支援と役員などへの女性登用のための働きかけ、社会活動への男性の参画促進、地域団体の活動支援などを進めてきました。また、審議会などにおける女性委員の登用では目標数値を30%と設定していました。平成14年4月の審議会などにおける女性委員の登用率は11.9%でしたが、平成23年4月現在では20.1%まで上昇しています。

#### ○男女がともに多様な働き方ができる環境づくり

男女雇用機会均等法<sup>※</sup>など関連法制度の周知や啓発、門真市企業人権推進連絡会<sup>※</sup>などを通じての啓発用情報誌などの配布、企業へのセミナーや講演会などの開催、地域就労支援事業の実施、仕事と家庭生活、地域活動の両立のための保育所における延長保育、放課後児童クラブの実施などを進めてきました。

---

#### ※男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメントの禁止などを定めています。

#### ※門真市企業人権推進連絡会

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決のため、啓発の充実と就職の機会均等を図り、人権尊重社会を実現するため、門真市内の企業で構成されている連絡会です。

## ○女性の人権が確立された社会づくり

女性のための相談や人権相談、家庭児童相談センター<sup>※</sup>での相談、母子自立支援相談などさまざまな相談を実施するとともに、相談員などに対する研修の実施、女性の自立支援に関する相談、あらゆる性・暴力表現の根絶に向けた啓発、女性の心とからだの健康づくり支援などに取り組んできました。

## ○男女が安心して豊かに暮らせる環境づくり

生涯を通じて、すべての男女が安心して豊かに暮らせる環境づくりを進めるため、高齢者の就労支援などの推進、障がいのある人に対する福祉サービスの提供支援、ひとり親家庭に対する生活支援などに取り組んできました。

## (2) 主な課題

これまでの取り組みの中からの継続課題や国及び大阪府の新たな計画に取り上げられた課題などを踏まえ、「第2次かどま男女共同参画プラン」で取り組むべき主な課題を次のように設定します。

### ○ジェンダー<sup>※</sup>の視点に立った男女共同参画意識づくり

固定的性別役割分担意識に縛られずに、一人ひとりが個性や能力を生かせるように、家庭をはじめ、地域や保育所、幼稚園、学校、職場などあらゆる場において、男女共同参画意識づくりを進めなければなりません。そのため、テーマや開催日、時間帯など、講座の内容の工夫・充実が必要です。

### ○女性に対する暴力防止の総合的な取り組み

暴力は人権を踏みにじる行為であり、被害者の性別に関わらず社会からなくさなければなりません。特に被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は男女が等しく社会に参画する上で障壁になるものです。その背景には男性を優位とみる社会通念や経済力の格差などがあり、個人や家庭の問題とはいええない構造的な問題が存在します。そのため、女性に対する暴力の防止について、これまでの啓発を一層進めるとともに、被害者やその家族などに対する総合的な支援策に取り組む必要があります。

---

#### ※家庭児童相談センター

18歳未満の子ども及びその保護者を含む家庭を対象に、子どもに関するさまざまな悩みなどの相談に応じ、必要な支援を行っています。

#### ※ジェンダー

身振り、しぐさ、外見、社会的役割など、社会的、文化的につくりあげられた男女の差異をいいます。

## ○あらゆる分野への女性の参画促進

市の審議会などにおける女性委員の登用については、この10年間で一定進んできたものの目標数値には届きませんでした。引き続き、目標数値の達成に向けて女性委員の参画促進に努めるとともに、企業における管理職への登用やP T A、自治会などの代表・役員への女性の参画など、政策・方針決定過程への女性の積極的な参画についても併せて促進する必要があります。

## ○ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>の実現

男女がともに家庭責任を担い、仕事との両立や地域活動に参加できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要です。そのため、その意義について広く市民に啓発し、ハローワーク<sup>※</sup>等関係機関と一体となって、企業に働きかける必要があります。

## ○男性や子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画社会は、男性もジェンダーのよろいから解き放たれ、暮らしやすい社会であることから、長時間労働の抑制等働き方の見直しや子育て、介護への関わりなど、男女共同参画の理解に向け、男性に対して積極的な働きかけが必要です。また、次代を担う子どもたちが、めざすべき将来の男女共同参画社会を担えるように、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが一層必要です。

## ○さまざまな困難な状況に置かれている人々への対応

高齢化の一層の進行と経済が低迷する中で、貧困に陥る層が増加しています。また、門真市においては、ひとり親家庭や生活保護世帯の増加がみられます。さらに、女性であることに加えて、障がいがあることや外国人であることで複合的に困難な状況に置かれている場合も少なくありません。そのため、さまざまな生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

---

### ※ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳され、誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。

### ※ハローワーク

公共職業安定所の愛称です。

## 第2章 施策の基本的方向

## 計画の体系図

基本理念のもと、男女共同参画社会の構築に向けてこの計画を推進するため、施策体系を次のように設定します。

### 基本目標1 誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう

#### 方針1 男女共同参画の意識づくり

施策1 身近な問題として、市民に理解と共感を広げる

施策2 地域団体、企業などと一体となった啓発を進める

施策3 男女共同参画に関する情報を収集し、提供する

#### 方針2 多様な選択を可能にする教育・学習の推進

施策1 保育所・幼稚園・学校などにおいて、男女共同参画意識を育む

施策2 男女共同参画を進める多様な学習機会を提供する

#### 方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策1 暴力を許さない社会をつくるための啓発を進める

施策2 安心して相談できる体制を充実する

施策3 被害者に対する支援体制を整える

## 基本目標2 男女があらゆる分野に参画し、ともに豊かな地域社会をつくきましょう

### 方針1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

施策1 審議会等委員への女性の参画を促進する

施策2 女性職員・女性教職員の登用を促進する

### 方針2 地域における男女共同参画の促進

施策1 地域のさまざまな活動に対する男女共同参画を促進する

施策2 市民、団体などの地域活動に対する支援を行う

### 方針3 国際社会への理解

施策1 在住外国人が暮らしやすい環境づくりを進める

施策2 多様な文化への理解と交流を進める



### 基本目標3 男女がともに多様な働き方を選択でき、仕事と生活の調和を推進しましょう

#### 方針1 雇用などの分野における男女共同参画の推進

施策1 就労の場での男女の理解と認識を深める

施策2 多様な働き方への支援を進める

#### 方針2 仕事と家庭生活、地域活動の両立支援

施策1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>）についての考え方を広く普及する

施策2 仕事と子育て・介護との両立ができるよう、環境整備を進める

### 基本目標4 男女が健康で安心して暮らせるセーフティネット<sup>※</sup>を充実していきましょう

#### 方針1 生涯を通じた男女の健康支援

施策1 生涯を通じ男女が健康を保持・増進できるよう、心身の健康に関する啓発・教育を進める

施策2 生涯各期に応じた健康対策を進める

#### 方針2 さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

施策1 困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援を強化する

施策2 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対策を進める

#### ※ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳され、誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。

#### ※セーフティネット

困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み、または装置をいいます。

## 基本目標 1 誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう

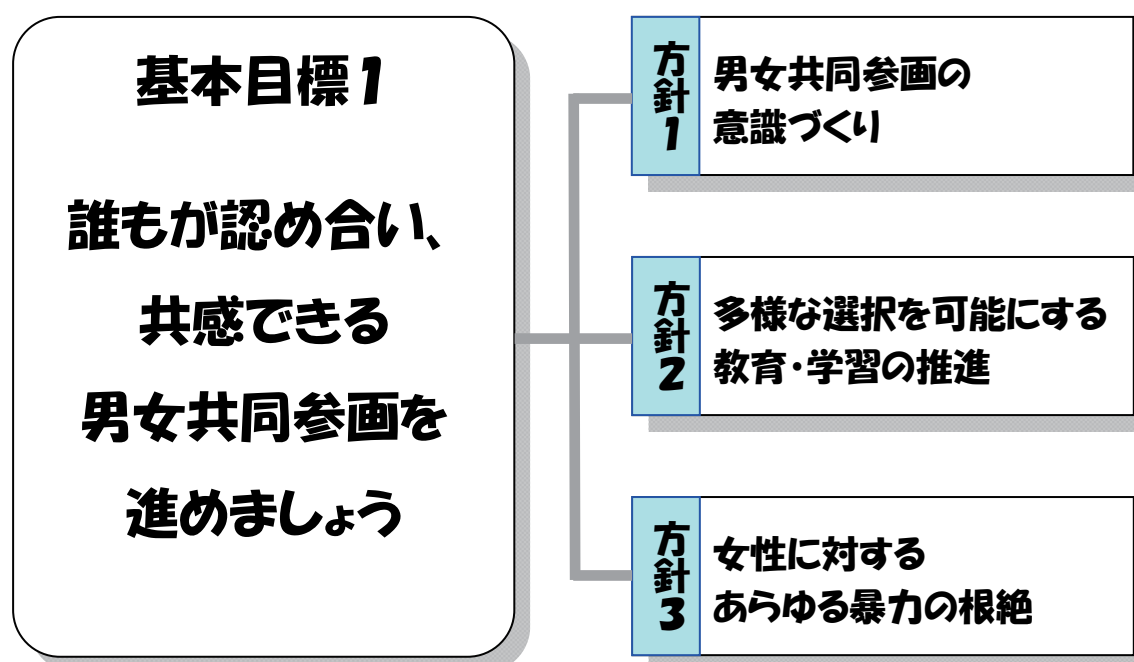
男女共同参画社会を築く上で、男女が互いに認め合い、尊重し合う人権尊重の考え方は最も基本となります。

固定的に性別役割分担などを決めつけることは、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、個人の自由や尊厳を奪いかねません。

また、女性に対する暴力は被害者となった人に対する人権侵害といえる行為であり、男女共同参画社会の実現を妨げることとなります。

そのため、男女が互いに認め合い、尊重し合う男女共同参画社会の必要性や意義について市民をはじめ、地域団体や事業者などに対し、子どもの頃からの教育や学習を通じて、男女共同参画についての理解を深められるように、啓発を充実していきます。

また、男女一人ひとりが主体的に考え選択し決定することができ、それぞれの個性や能力を生かせるように、教育や学習を推進します。



# 方針1 男女共同参画の意識づくり

## 【現状と課題】

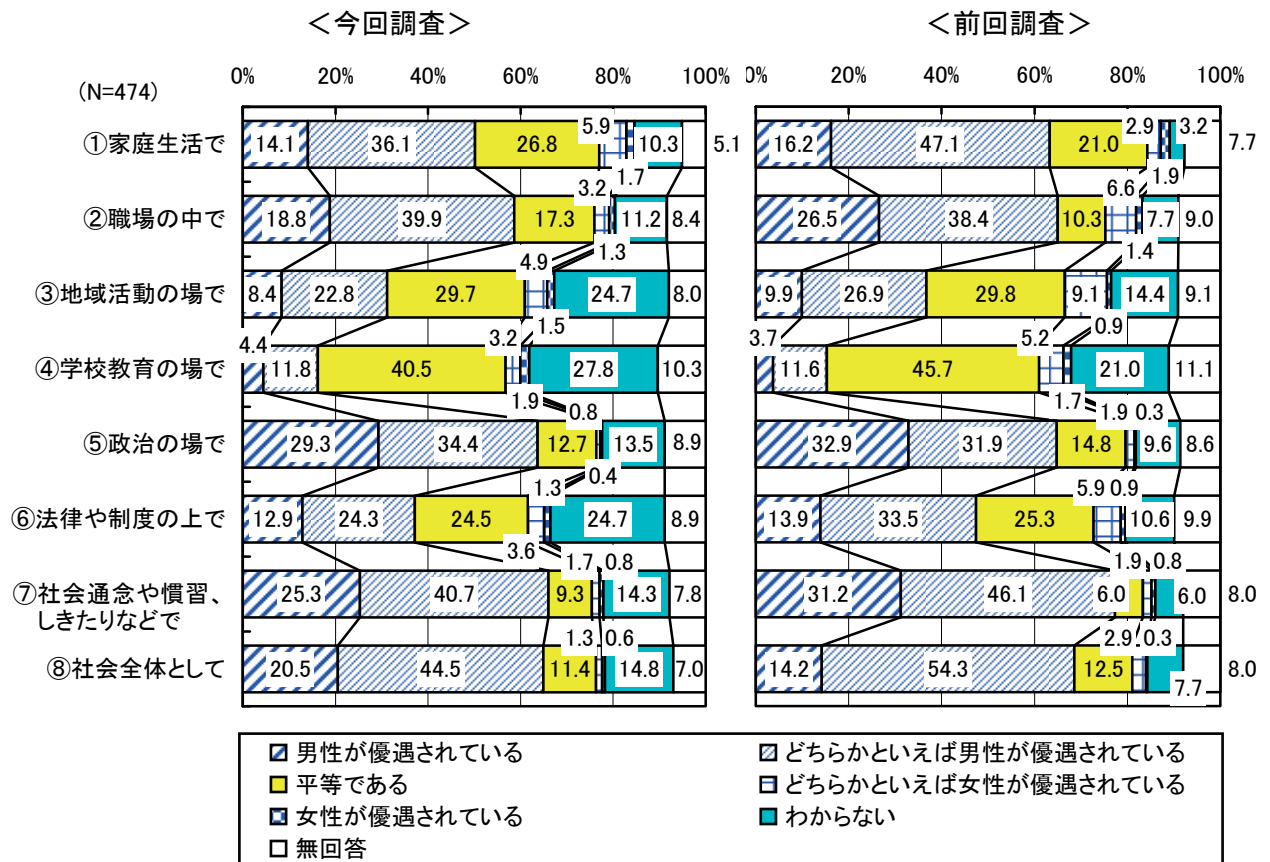
### <男女の地位の平等感について>

市民意識調査から、分野別男女の地位の平等感をみると、社会全体としての男女平等について「平等である」は11.4%と低く、10年前の前回調査の12.5%より低下しています。「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた男性優遇は、65.0%と高いものの、前回調査では68.5%で、3.5ポイントとわずかながら低下しています。

また、社会通念や慣習、しきたりなどでは「平等である」が9.3%で最も低く、男性優遇が66.0%とまだまだ高い状況です。学校教育の場では「平等である」が最も高いものの40.5%と半数を割り、前回調査の45.7%よりも5.2ポイント低下しています。

このようなことから、社会通念や慣習、しきたりなどを男女共同参画の視点で見直すとともに、家庭や職場、地域、学校、政治の場などあらゆる場面で男女共同参画が進むように、男女共同参画の啓発を市民や地域団体、企業などとともに推進する必要があります。

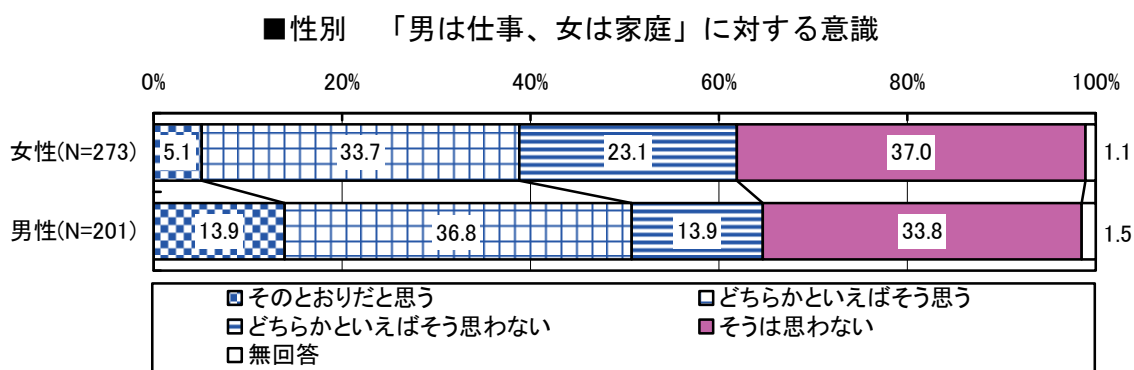
■分野別男女の地位の平等感



資料：平成22年度市民意識調査

## <固定的性別役割分担意識<sup>※</sup>について>

「男は仕事、女は家庭」に対する意識をみると、固定的性別役割分担を肯定する意識は、まだまだ根強いものがあります。また、考え方としては否定しても現実には「男性は仕事に専念し、家庭については主に女性の役割」が多くなっています。性別による役割や行動の制限は、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を妨げることになりかねません。固定的な性別役割分担意識について、市民一人ひとりが理解を深められるように、さまざまな機会を通じて啓発をする必要があります。



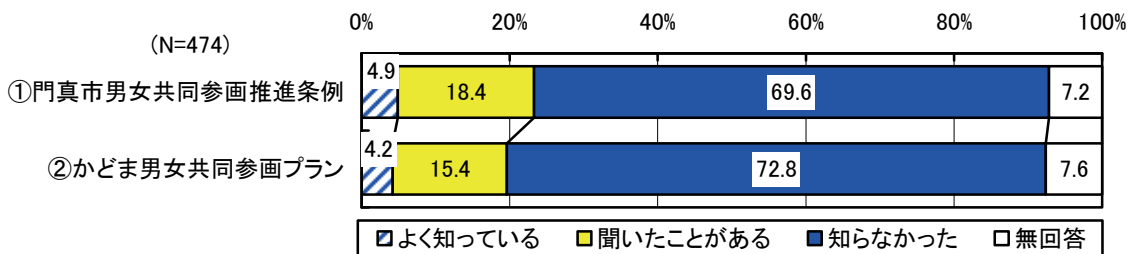
資料：平成22年度市民意識調査

## <門真市男女共同参画推進条例やかどま男女共同参画プランの認知状況について>

市民の「門真市男女共同参画推進条例」及び「かどま男女共同参画プラン」の認知状況をみると、「門真市男女共同参画推進条例」については、「よく知っている」が4.9%、「聞いたことがある」が18.4%で、「知らない」が69.6%と高い状況です。また、事業所の場合、「知っている」は43.8%ですが、条例に事業者の責務が定められていることについては「知っている」が31.3%の認知度で、市民や地域団体、事業者などに対して条例や「かどま男女共同参画プラン」について周知を一層進める必要があります。

また、男性や子どもなど一人ひとりが、身近な生活の場で男女共同参画について、認識を深めることが重要です。

### ■市民の「門真市男女共同参画推進条例」及び「かどま男女共同参画プラン」の認知状況

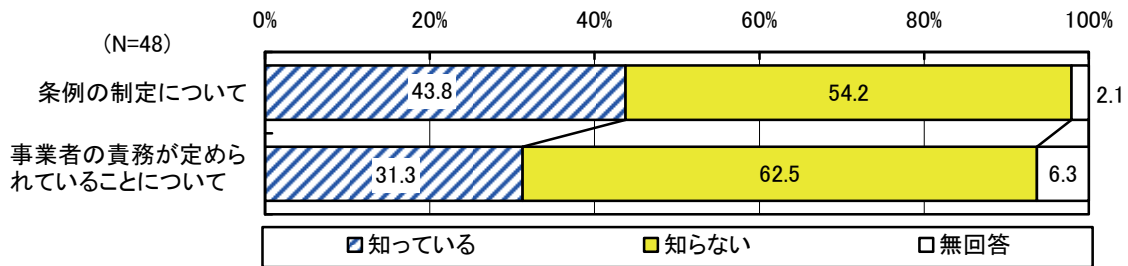


資料：平成22年度市民意識調査

### ※固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というような、性別により役割を固定する考え方や意識などを行います。

■事業所の「門真市男女共同参画推進条例」の認知状況



資料:平成22年度事業所アンケート調査

**施策 1** 身近な問題として、市民に理解と共感を広げる

- ◆男女共同参画に関する認識を深めるとともに、すべての市民の生活に結びついた身近な問題であることなどを普及します。
- ◆男女等の人権を尊重した表現の推進について、取り組みます。

**市の役割**

項目	取り組み内容
①広報紙などの媒体を通じた啓発の推進	あらゆる年代や立場の人が男女共同参画への理解を深めるため、広報紙などの媒体を通じて啓発を進めます。 ● 門真市男女共同参画推進条例やかどま男女共同参画プランなどの周知など
②男女共同参画に関する認識を深める機会の充実	講座などを開催し、男女共同参画に関する認識を深める機会の充実に努めます。 ● 男女共同参画研究講座の開催など
③人権尊重意識を高める機会の充実	講座などを開催し、人権尊重意識 <sup>※</sup> を高める機会の充実に努めます。また、性的マイノリティ <sup>※</sup> や性の多様性も含め、人権尊重意識を高めるための機会の確保とその内容の充実に努めます。 ● 人権講座の開催など
④男女等の人権を尊重した表現の推進	広報紙やチラシ、パンフレットなどの媒体において、男女等の人権を尊重した表現の推進に努めます。



※性的マイノリティ

性的少数者、性的少数派などと訳され、先天的に身体上の性別が不明瞭な人、身体上の性別と心の性が異なる性同一性障がいの人、性的な意識が同性や両性に向かう人などをいいます。

### 市民、地域、事業者の役割

- 門真市男女共同参画推進条例やかども男女共同参画プランへの関心を持ち、内容に対する理解を深めましょう。
- 家庭や地域、職場などにおける男女共同参画とは何かなど、生活の場に即して考えてみましょう。
- 市民一人ひとりが人権について考え、性別をはじめさまざまな人権問題への理解を深めましょう。

### 目標値を設定する取り組み内容

取り組み内容の指標	現状	10年後の目標
①門真市男女共同参画推進条例の認知率	23.3%	
②かども男女共同参画プランの認知率	19.6%	
③男女共同参画研究講座への参加者数	70人	200人
④人権講座の年間開催回数	5回	10回

## 施策 2 地域団体、企業などと一体となった啓発を進める

- ◆地域の古くからの慣習などが地域活動での男女共同参画を妨げていないか、地域団体への啓発を進めます。
- ◆企業などの中で固定的性別役割分担意識に基づく格差や慣習などが残っていないか、あるいは職場での男女共同参画について誰もが共通認識を持てるように、働きかけます。

### 市の役割

項目	取り組み内容
①地域団体、企業などに対する働きかけ	<p>地域団体や企業などに対し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが推進されるように、働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しについての啓発</li> <li>● 男女等の人権尊重について考える研修の促進など</li> </ul>

### 市民、地域、事業者の役割

○家庭や地域、職場などで固定的性別役割分担意識に基づく格差や慣習などが残っていないか点検し、解消に向けて取り組みましょう。

### 目標値を設定する取り組み内容

取り組み内容の指標	現状	10年後の目標
①門真市男女共同参画推進条例の中で、事業者責務が定められていることの認知率	31.3%	➔
②社会通念や慣習、しきたりなどでの男女の地位の平等感	9.3%	➔

## 施策 3 男女共同参画に関する情報を収集し、提供する

- ◆男女共同参画について地域や学校、職場などで理解を深めるための情報を収集し、提供します。
- ◆男性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などにとっての男女共同参画など、それぞれの立場で理解を深めるための情報を収集し、提供します。

### 市の役割

項目	取り組み内容
①大阪府等関係機関との連携による男女共同参画に関する情報の収集と提供	あらゆる場面で男女共同参画の意識が醸成されるよう、大阪府等関係機関と連携し、情報の収集や提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 国や大阪府などにおける、男女共同参画に関する調査結果の収集と市民への提供</li><li>● 調査や講座参加者数などにおける、男女別データの収集など</li></ul>
②メディアを活用した男女共同参画の推進	メディアの発信する内容を主体的に選択し、読み解き、活用できる能力の向上を図るため、関係課や大阪府等関係機関などと連携した取り組みを進めます。

### 市民、地域、事業者の役割

○男性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などにとっての男女共同参画とは何かを、家庭や地域、職場、当事者団体などで話し合いましょう。

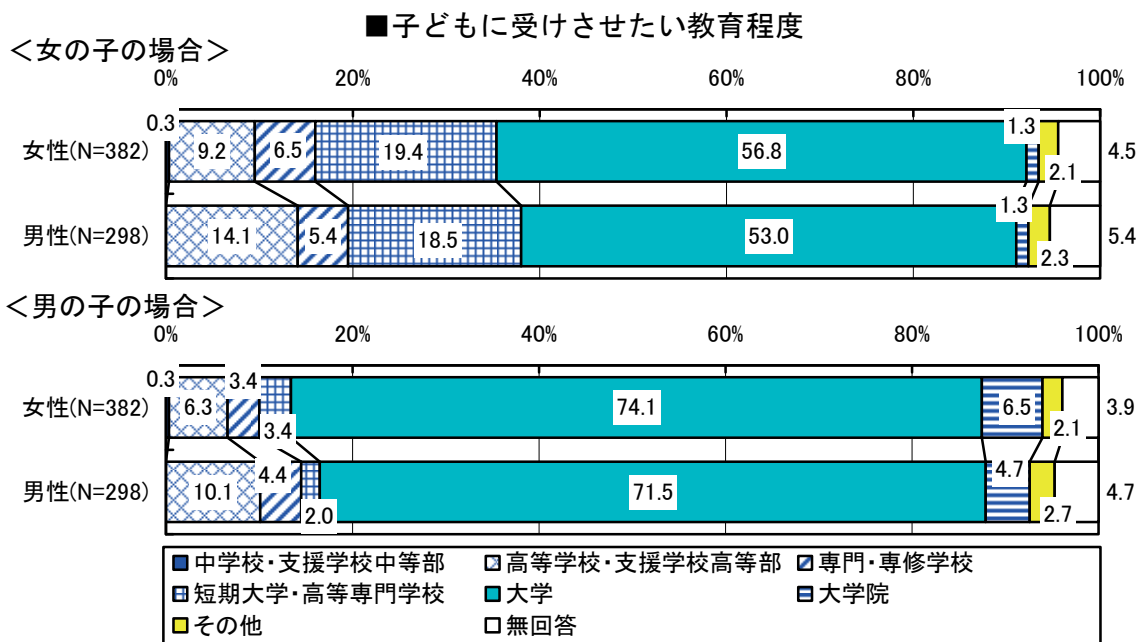
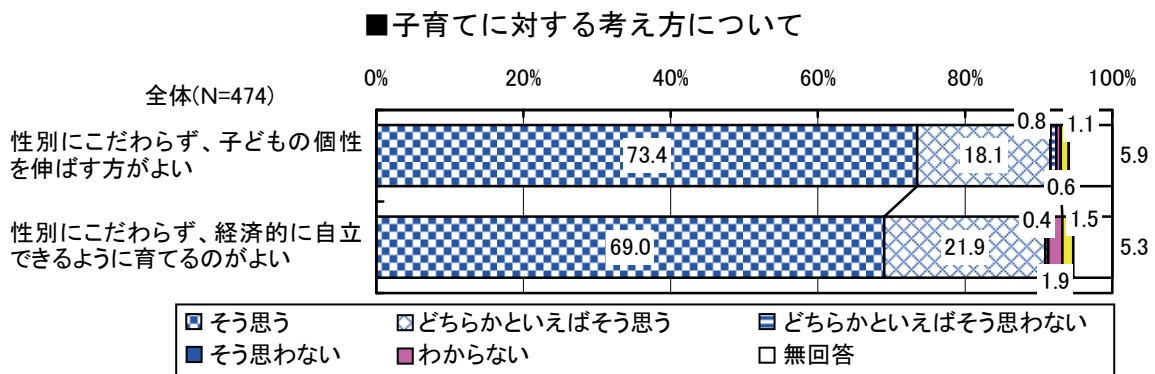
## 方針2 多様な選択を可能にする教育・学習の推進

### 【現状と課題】

#### <子育てに対する考え方について>

市民意識調査から、子育てに対する考え方についてみると、「性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい」や「性別にこだわらず、経済的に自立できるように育てるのがよい」に賛同する人はそれぞれ91.5%、90.9%にのびります。

しかしながら、子どもに受けさせたい教育程度では、平成21年度府民意識調査によると、「大学」や「大学院」は女の子の場合と男の子の場合では20ポイント以上の差があります。次代を担う子どもたちが、性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの可能性を伸ばし多様な生き方の選択ができるよう、教育・学習環境を整えていくとともに、保護者の固定的性別役割分担意識<sup>※</sup>の改革が必要です。



#### ※固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というような、性別により役割を固定する考え方や意識などをいいます。

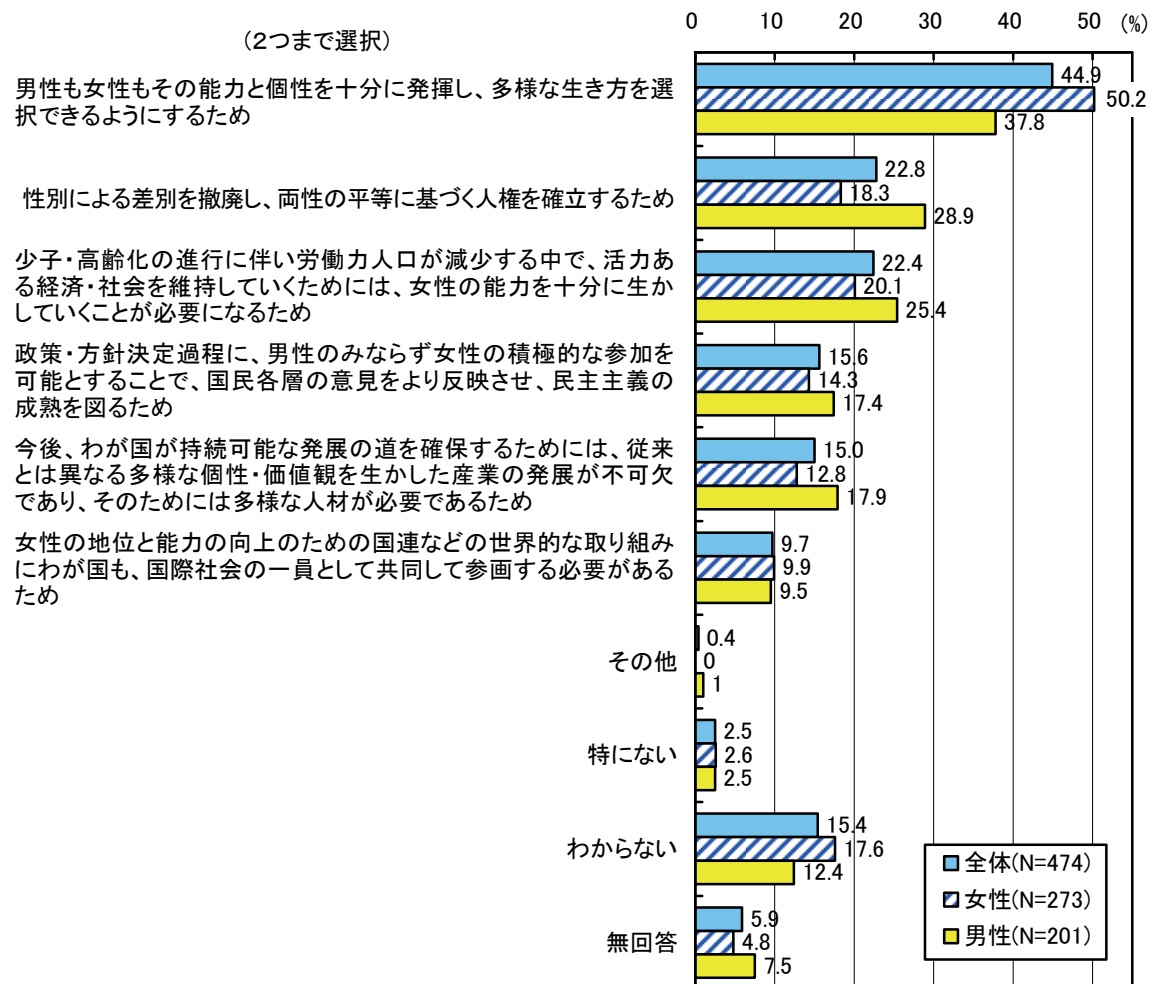


## <男女共同参画社会づくりが必要な理由について>

男女共同参画社会づくりが必要な理由をみると、「男性も女性もその能力と個性を十分に発揮し、多様な生き方を選択できるようにするため」が44.9%でトップとなっています。次いで「性別による差別を撤廃し、両性の平等に基づく人権を確立するため」が22.8%、「少子・高齢化の進行に伴い労働力人口が減少する中で、活力ある経済・社会を維持していくためには、女性の能力を十分に生かしていくことが必要になるため」が22.4%などとなっています。

これらはすべて男女共同参画社会の形成に求められている点でもあります。男女共同参画社会づくりの考え方を今後も普及し、一人ひとりの可能性を伸ばし多様な生き方の選択ができるよう、教育・学習環境を整える必要があります。

### ■男女共同参画社会づくりが必要な理由



資料:平成22年度市民意識調査

## 施策 1 ▶ 保育所・幼稚園・学校などにおいて、男女共同参画意識を育む

- ◆保育所や幼稚園、学校などにおいて、男女共同参画意識が子どもの頃から当たり前にならねばならないように、一人ひとりの人権を尊重し、相互理解と協力の重要性などの人権尊重意識を育むための教育を進めます。
- ◆子どもの発達段階に応じた指導内容や方法について、保育所・幼稚園・学校等教職員の研修を充実します。
- ◆家庭において、人権尊重や男女共同参画意識が子どもたちに育まれるように、家庭における意識づくりの重要性についての啓発を進めます。

### 市の役割

項目	取り組み内容
①男女共同参画意識を育む 保育の推進	保育所において、男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とする保育を進めます。
②保育所職員研修の充実	保育所職員に対し、男女共同参画の視点に立った保育が進められるよう、研修を充実します。
③男女共同参画意識を育む 教育の推進	幼稚園や学校において、男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とする教育を進めます。また、性別にとらわれず、男女が主体的な選択を可能にするための個性や能力を尊重した進路・生徒指導を進めます。
④幼稚園・学校教職員研修 の充実	幼稚園・学校教職員に対し、男女共同参画の視点に立った教育が進められるよう、研修を充実します。
⑤キャリア教育 <sup>※</sup> の推進	子どもたちが将来の夢や希望をしっかりと描き、学ぶことや働くことへの意欲や目的をより確かなものにするために、引き続き中学校で行われる職場体験学習をより充実させるとともに、各中学校区においては、小・中学校の一貫した系統的なカリキュラムによるキャリア教育を研究し、実践を進めます。
⑥保護者に対する男女共同 参画社会の啓発の推進	保育所や幼稚園、学校などにおける男女共同参画や子どもにとっての男女共同参画などについて、PTA活動の中で理解を深められるよう啓発するとともに、男女共同参画の視点に立った保護者会活動などへの働きかけを進めます。また、男女共同参画の視点に立った家庭教育の重要性について、啓発を進めます。

#### ※キャリア教育

子どもたちが生きる力を身につけ、それぞれが直面するさまざまな課題に対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動をいいます。

### 市民、地域、事業者の役割

- 家庭や地域では、「男の子だから」「女の子だから」と決めつけず、一人ひとりの個性や特性に応じて子どもに接しましょう。
- 男女共同参画の視点で、保護者会活動などが運営されているか意識するとともに、研修会などを企画し、保護者への参加を働きかけましょう。

## 施策 2 男女共同参画を進める多様な学習機会を提供する

- ◆日常生活に身近で親しみやすいテーマによる男女共同参画に関する学習機会を提供します。
- ◆女性の働く意欲への対応や、男性の家庭生活や地域活動への参加を促進する講座の開催について、曜日や時間帯などに配慮します。

### 市の役割

項 目	取り組み内容
①男女等のエンパワーメント※ やチャレンジのための能力開発や学習機会の充実	男女が個性と能力を發揮できるように、意識啓発を行うとともに、能力開発や技術の向上のための講座など学習機会の提供の充実に努めます。 ● 女性セミナーの開催など
②男性の家庭生活や地域活動への参加を促進する機会の充実	子育て期の父親のみならず、退職後の男性などが子育てや介護、料理などが必要になったときにも困らないように、知識や技術習得のための教室を開催します。 ● 家庭教育学級の開催など

### 市民、地域、事業者の役割

- 女性が少なかった分野、男性が少なかった分野へも積極的に参画できるように、理解を深め、知識や技術の向上を図りましょう。
- 男性の家庭生活や地域活動などへの積極的な参加を進めましょう。
- 地域団体などにおいて、さまざまな世代による男女共同参画に関する身近なテーマで、話し合しましょう。

#### ※エンパワーメント

一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を持つことをいいます。

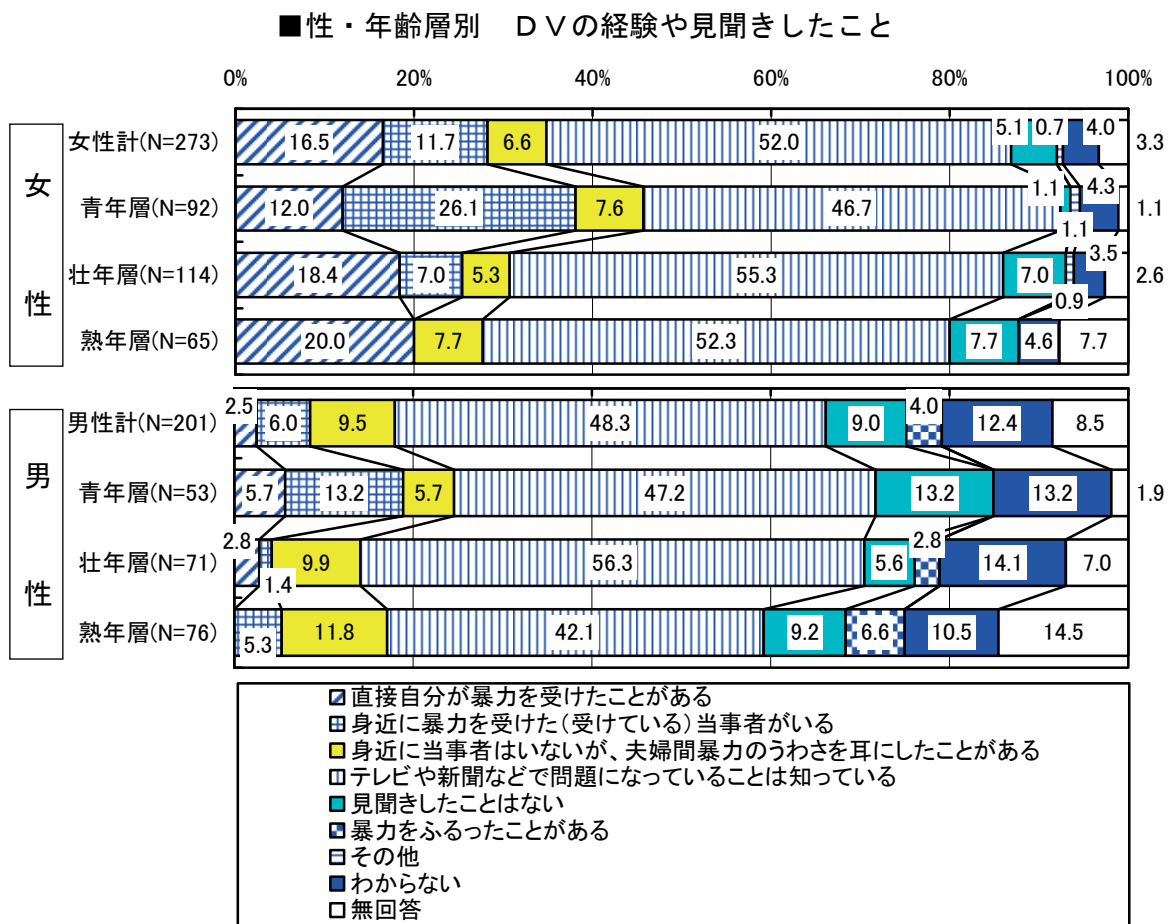
## 方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 【現状と課題】

#### ＜配偶者や親しい異性からの暴力の経験や見聞きしたことについて＞

市民意識調査から、配偶者や親しい異性からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（以下、DV<sup>※</sup>といいます。）の経験や見聞きしたことをみると、「直接自分が暴力を受けたことがある」は女性が16.5%、男性が2.5%、「身近に暴力を受けた（受けている）当事者がいる」は女性が11.7%、男性が6.0%で、どちらも女性のほうが高くなっています。女性は壮年層や熟年層は20%程度と高く、男性は青年層が5.7%で最も高くなっています。

近年、青年層を含む若者の男女間における暴力、いわゆるデートDV<sup>※</sup>が問題となっています。内閣府が平成20年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」において、10歳代あるいは20歳代のときの交際相手から被害を受けたことが「あった」との回答は女性が13.6%、男性が4.3%でした。



資料：平成22年度市民意識調査

※ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人など親密な関係にある男女間において加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいいます。

※デートDV

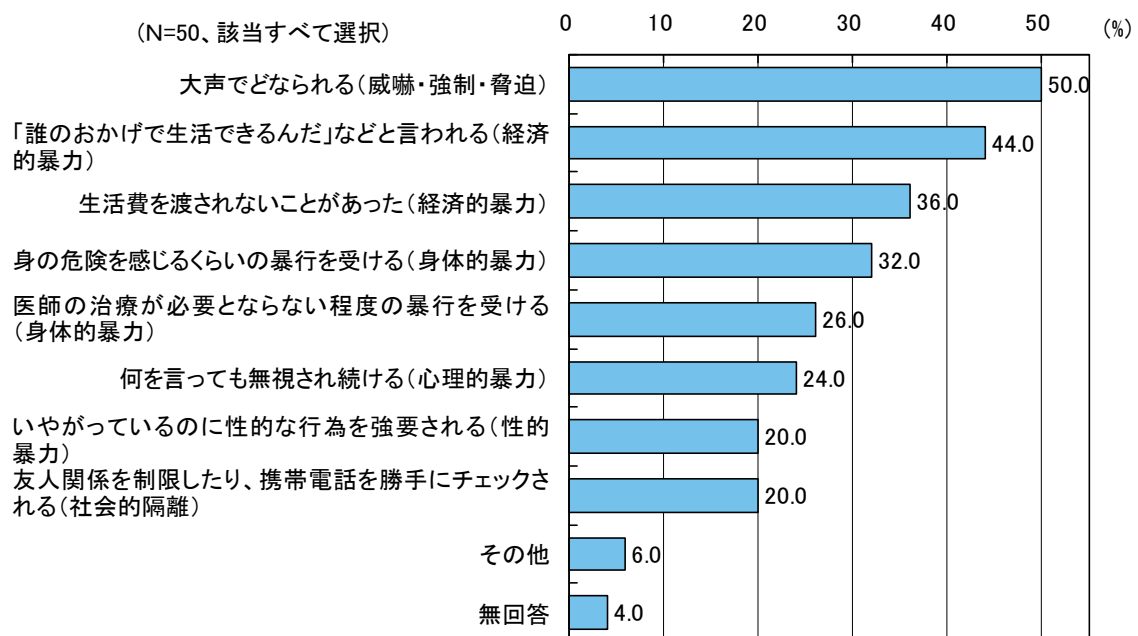
結婚していない(交際中の)男女間における身体的、精神的、性的な暴力をいいます。

DVの内容をみると、「大声でどなられる」が50.0%、「『誰のおかげで生活できるんだ』などと言われる」が44.0%、「生活費を渡されないことがあった」が36.0%などで、身体への暴力だけではなく、言葉による精神的な暴力なども多くみられます。また、子育て家庭では、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待といえる行為であり、これらは決して許されるものではありません。

しかしながら、DVは密接な関係にある夫婦間などにおいて、家庭の中という人目に触れにくい場所で起こることから、周囲に気づかれないまま、被害が深刻化し、長期化しやすい傾向があります。また、被害者の多くは女性で、暴力による被害を逃れるため、離婚に至るケースもあり、子育てや経済的自立などで困難な状況に陥ります。

今後は、若者に対するデートDVの防止を啓発するとともに、壮年層や熟年層女性のDV被害が深刻化しないように、相談や支援などを充実する必要があります。

### ■ DVの内容

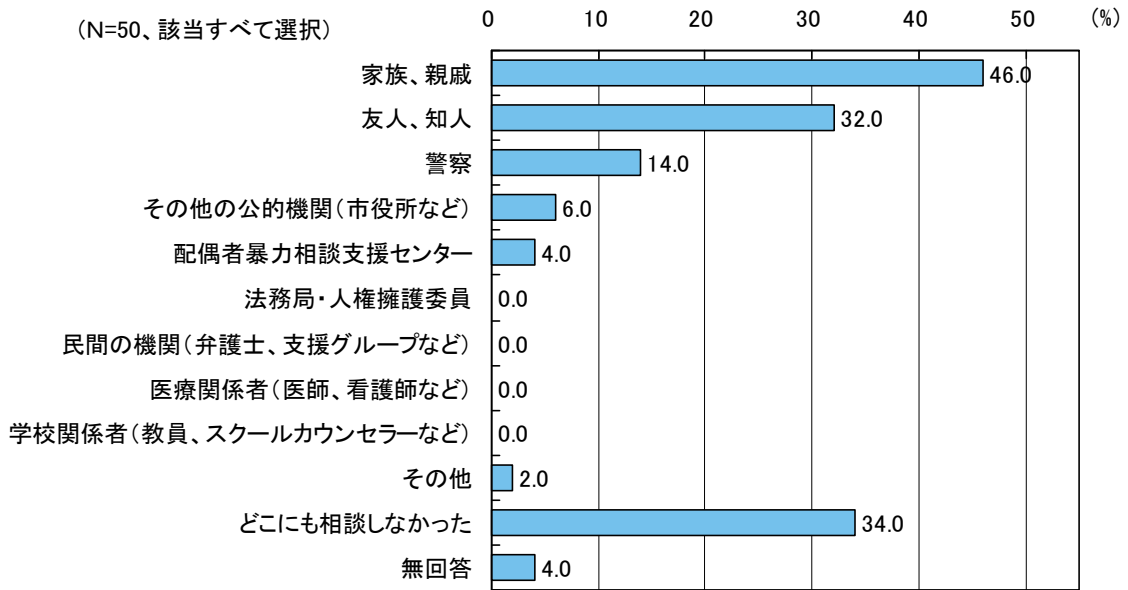


資料:平成22年度市民意識調査

### <DVを受けた後の相談先について>

DVを受けた後の相談先をみると、「家族、親せき」が46.0%、次いで「友人、知人」が32.0%、「警察」が14.0%などで、「どこにも相談しなかった」が34.0%となっています。専門機関ではなく、自分の家族や友人、知人といった自分の周りの人に、より相談しやすい状況があります。

### ■ DVを受けた後の相談先

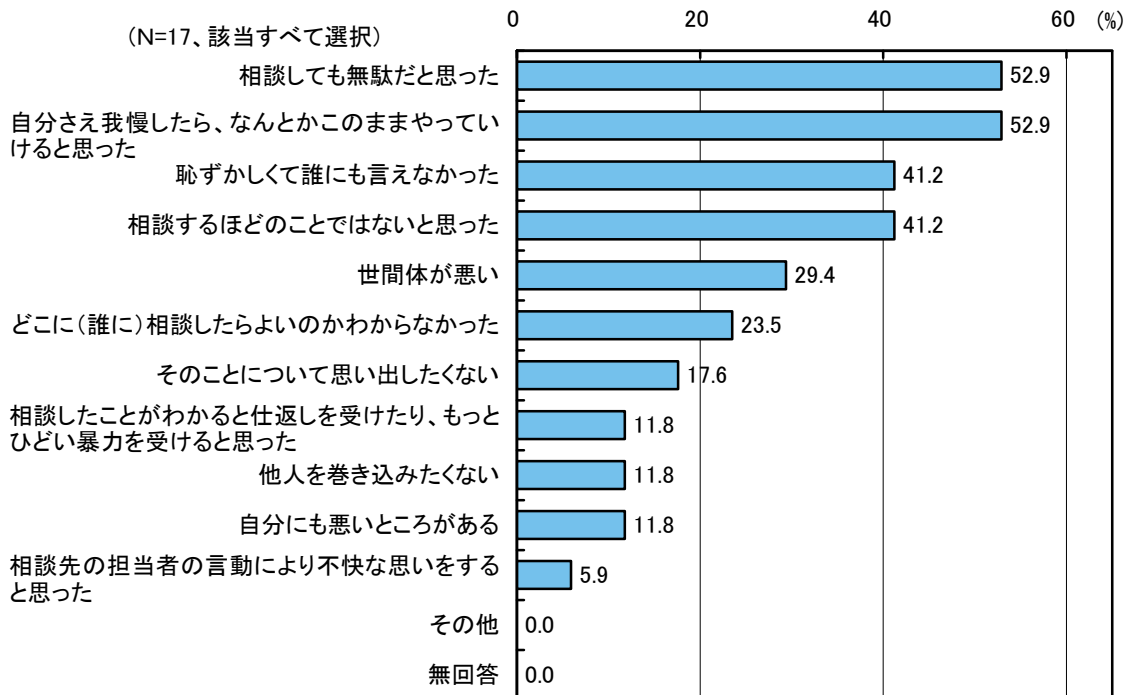


資料:平成22年度市民意識調査

### <DVを相談しなかった理由について>

DVを相談しなかった理由をみると、「相談しても無駄だと思った」や「自分さえ我慢したら、なんとかこのままやっていけると思った」「相談するほどのことではないと思った」というように、被害を低く見る傾向があります。

### ■ DVを相談しなかった理由

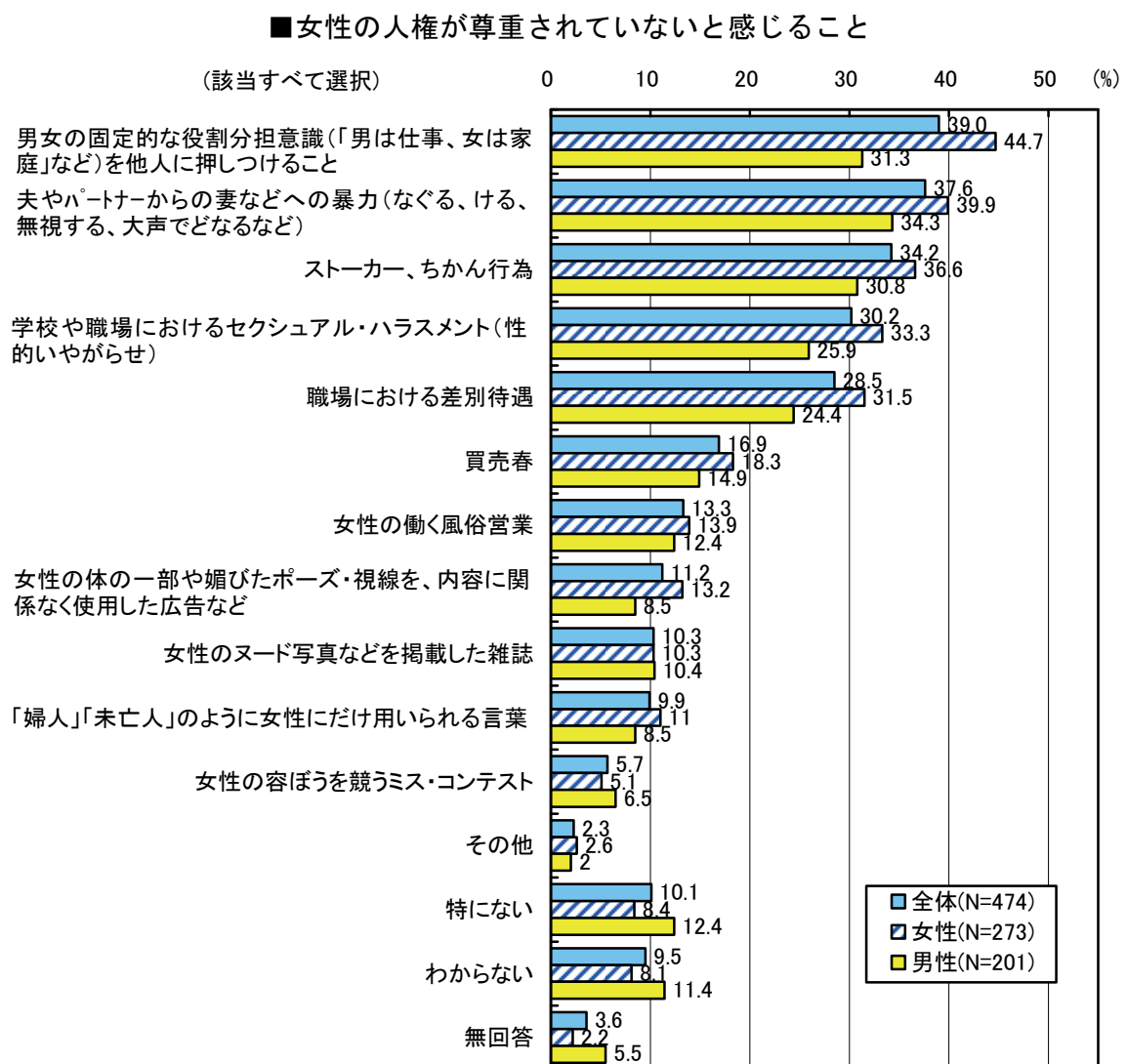


資料:平成22年度市民意識調査

## <女性の人権が尊重されていないと感じることについて>

女性の人権が尊重されていないと感じることをみると、「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』など）を他人に押しつけること」が39.0%でトップ、次いで「夫やパートナーからの妻などへの暴力（なぐる、ける、無視する、大声でどなるなど）」が37.6%、「ストーカー<sup>※</sup>、ちかん行為」が34.2%、「学校や職場におけるセクシュアル・ハラスメント<sup>※</sup>（性的いやがらせ）」が30.2%、「職場における差別待遇」が28.5%などとなっています。

女性は「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』など）を他人に押しつけること」や「学校や職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」「職場における差別待遇」が男性よりも特に高くなっています。



資料：平成22年度市民意識調査

### ※ストーカー

同一の人に対して、つきまといなどを繰り返し行うことをいいます。

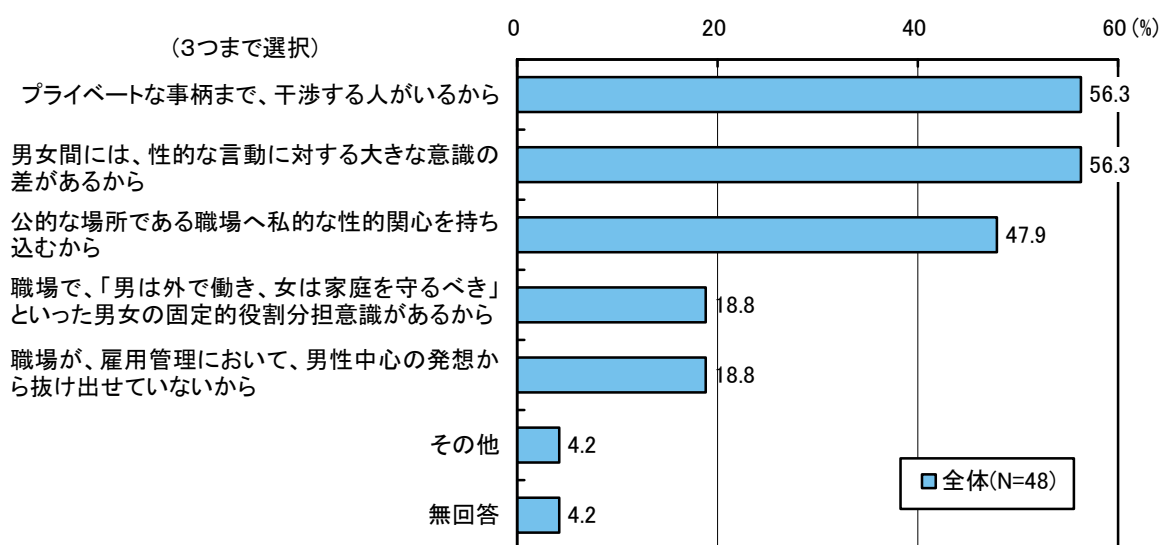
### ※セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせをいい、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれます。

## <セクシュアル・ハラスメントの発生原因について>

事業所アンケート調査から、セクシュアル・ハラスメントの発生原因をみると、「プライベートな事柄まで、干渉する人がいるから」と「男女間には、性的な言動に対する大きな意識の差があるから」が同率で56.3%と最も高く、次いで「公的な場所である職場へ私的な性的関心を持ち込むから」が47.9%、「職場で『男は外で働き、女は家庭を守るべき』といった男女の固定的役割分担意識があるから」と「職場が、雇用管理において、男性中心の発想から抜け出せていないから」が同率で18.8%などとなっています。

■セクシュアル・ハラスメントの発生原因



資料:平成22年度事業所アンケート調査

平成9年6月18日に改正された「男女雇用機会均等法<sup>\*</sup>」では、職場における女性に対するセクシュアル・ハラスメント対策として、雇用管理上必要な配慮をするよう、事業主に義務づけました。さらに平成18年6月21日に公布され、平成19年4月1日から施行された「改正男女雇用機会均等法」は、雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけるとともに、男性も保護の対象になりました。しかしながら、DVと同様に、被害者は圧倒的に女性が多く、女性に対する暴力の重要な問題ととらえられ、その防止に向けた対策が必要です。

### ※男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメントの禁止などを定めています。



## 施策 1 暴力を許さない社会をつくるための啓発を進める

- ◆暴力を未然に防止するため、DVに関する理解を深められるように、啓発を進めます。
- ◆母子保健事業などの機会を通じてDV防止の啓発を進めます。
- ◆さまざまな方法により、女性に対する暴力をなくすための啓発を進め、早期発見や市民が通報しやすい社会づくりを進めます。

### 市の役割

項 目	取り組み内容
①市民に対するDVやセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進	市民に対し、DVやセクシュアル・ハラスメントなど、男女間等における暴力をなくすため、啓発を進めます。また、売買春やストーカーなど女性の人権を侵害する行為について、認識を高めるための啓発を進めます。
②企業に対するセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進	企業に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに対する理解と認識を深めるための啓発を進めます。
③教職員に対するセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進	教職員に対し、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するため、児童・生徒のための相談体制の整備や、管理職をはじめとした教職員の研修の充実を図ります。
④デートDVの啓発の推進	若い世代などに対し、デートDVについて、社会的な課題であることの認識を深めるため、啓発を進めます。
⑤母子保健事業などを通じたDV防止の啓発や相談の充実	妊産婦やその配偶者に対し、母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問などの機会に啓発や相談を進めます。
⑥学校などにおける人権教育の推進	児童・生徒に対し、小・中学校において暴力を許さない心を育む人権教育を進めます。
⑦医療・保健・福祉関係者や保健福祉施設、地域団体などに対する周知	医師会や保健福祉センター、民生委員児童委員、校区福祉委員会などに対し、DVをはじめ児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待など、暴力被害者を見逃さないように、通報窓口や通報方法などの周知を図ります。

#### ※民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受け、高齢者をはじめ障がいのある人、児童、ひとり親家庭などの相談や福祉サービスの利用案内などの社会奉仕活動を行います。担当区域がそれぞれ決まっています。

#### ※校区福祉委員会

小学校区を単位とする住民の自主的な組織で、地域で組織されている関係団体が協力しながら身近な福祉問題の解決に向けて取り組んでいます。

項 目	取り組み内容
⑧被害者を発見しやすい立場にある職員に対する情報提供	DVや虐待に対して適切な対応ができるように、関係課の相談窓口職員や教職員などのスキルアップ <sup>※</sup> を図るため、情報を収集し、提供します。
⑨女性に対する暴力表現を含む屋外広告物のないまちづくりの推進	女性に対する暴力表現を含む屋外広告物に対し、門真市美しいまちづくり推進協議会 <sup>※</sup> や地域団体と連携し、指導、警告、撤去活動を進めます。 ● 街並み美化推進事業の実施など

### 市民、地域、事業者の役割

- 市民は、暴力は人権侵害であり、犯罪にもつながることの認識を持ちましょう。
- 市民は、DVあるいはデートDVに関する正しい知識を持ちましょう。
- 市民は、売買春やストーカーなど女性の人権を侵害するさまざまな行為について学習しましょう。
- 市民は、児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待などについて発見した場合、通告義務があることの認識を持ちましょう。
- 民生委員児童委員、校区福祉委員<sup>※</sup>など、地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでいる人は、地域にDVをはじめ児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待などの被害者がいないか見守り意識を持ちましょう。
- 事業者は、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境づくりを進めましょう。

### 目標値を設定する取り組み内容

取り組み内容の指標	現状	10年後の目標
①DVに関し「直接自分が暴力を受けたことがある」率の低下	女性：16.5% 男性：2.5%	↓

#### ※スキルアップ

技術や能力を高めることをいいます。

#### ※門真市美しいまちづくり推進協議会

門真市を美しくする市民運動を推進し、市民、事業者の環境美化に関する意識の高揚とまちの美化を図るため、市民、事業者、関係機関などで構成されている協議会です。

#### ※校区福祉委員

校区福祉委員会の構成員で、自治会や民生委員児童委員、福祉団体や当事者などの関係団体で構成されています。

## 施策 2 安心して相談できる体制を充実する

- ◆被害者が相談しやすいように、相談機能の充実と窓口の周知を徹底します。
- ◆高齢者や障がいのある人、外国人などの被害者の相談の充実に努めます。

### 市の役割

項 目	取り組み内容
①相談窓口の周知	広報紙をはじめホームページやパンフレット、講座、母子保健事業などさまざまな媒体や機会を通じて、相談窓口の周知を図ります。
②相談機能の充実と窓口の連携の強化	DVなどの被害者が抱える悩みや暴力に対して適切に対応し、被害者の心身のケアに努めるとともに、相談機能の充実と窓口の連携の強化を図ります。 ● 女性のための相談や人権相談、人権擁護委員による相談 <sup>※</sup> などの実施など
③警察や医療機関、大阪府等関係機関との連携の強化	DVなどの課題の解決に向けた取り組みを進めるために、警察や医療機関、大阪府等関係機関との連携の強化に努めます。
④子どもに関する相談体制の充実	子どもに関する相談を通じ、その家庭が抱える問題について、適切に対応し、支援に努めます。 ● 家庭児童相談センター <sup>※</sup> における相談の実施など
⑤高齢者や障がいのある人、外国人などの相談対応の充実	関係機関と連携し、高齢者や障がいのある人、外国人などの相談対応に努めます。
⑥職員研修の充実	職員に対し、DVや虐待に関する理解を深めるとともに、不適切な対応による二次的被害を防止するため、研修を充実します。

### 市民、地域、事業者の役割

- 市民は、DV被害を受けたら、ひとりで悩まずに相談窓口を利用しましょう。
- 市民は、DV被害者からの相談を受けた場合、市役所や大阪府などの専門の相談窓口<sup>※</sup>に相談するように助言しましょう。

#### ※人権擁護委員

法務大臣の委嘱を受け、日常生活を取り巻く人権問題の相談に応じています。

#### ※家庭児童相談センター

18歳未満の子ども及びその保護者を含む家庭を対象に、子どもに関するさまざまな悩みなどの相談に応じ、必要な支援を行っています。

取り組み内容の指標	現状	10年後の目標
①DVの相談窓口を「ひとつも知らない」率の低下	女性：15.8% 男性：10.9%	↓

### 施策 3 被害者に対する支援体制を整える

- ◆被害者の生活の安全と安定に向けた支援を充実します。
- ◆被害者と子どもの心身の安定と安全確保のための支援を充実します。
- ◆複合的な困難に直面している被害者などに対し、総合的な支援を行うため、関係機関との連携を強化します。

#### 市の役割

項 目	取り組み内容
①大阪府等関係機関との連携による一時保護の推進	DV被害者とその家族などの安全を確保するため、大阪府等関係機関と連携し、適切な一時保護に努めます。
②被害者の状況に対応した支援の充実	DV被害者の生活などについて、庁内で連携し状況に対応した支援に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● DV被害者の住民票閲覧制限</li> <li>● 母子寮等への入寮措置など</li> </ul>
③関係機関との連携による就労支援の推進	就労に必要な技能、資格取得のための職業訓練機会などの情報提供を行うとともに、ハローワーク <sup>※</sup> など関係機関との連携による就労支援を進めます。
④被害者の子どもの心身のケア体制の充実	子どもが安心して生活ができるように、大阪府等関係機関との連携を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 門真市要保護児童連絡調整会議<sup>※</sup>の開催など</li> </ul>

#### 市民、地域、事業者の役割

○民生委員児童委員、校区福祉委員など、地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでいる人は、DV被害者の立場に立った支援に協力しましょう。

※ハローワーク

公共職業安定所の愛称です。

※門真市要保護児童連絡調整会議

児童虐待を受けた子どもの早期発見及びその適切な保護を行い、地域の各関係機関の連携及び連絡を密にして対応するために、設置されている会議です。

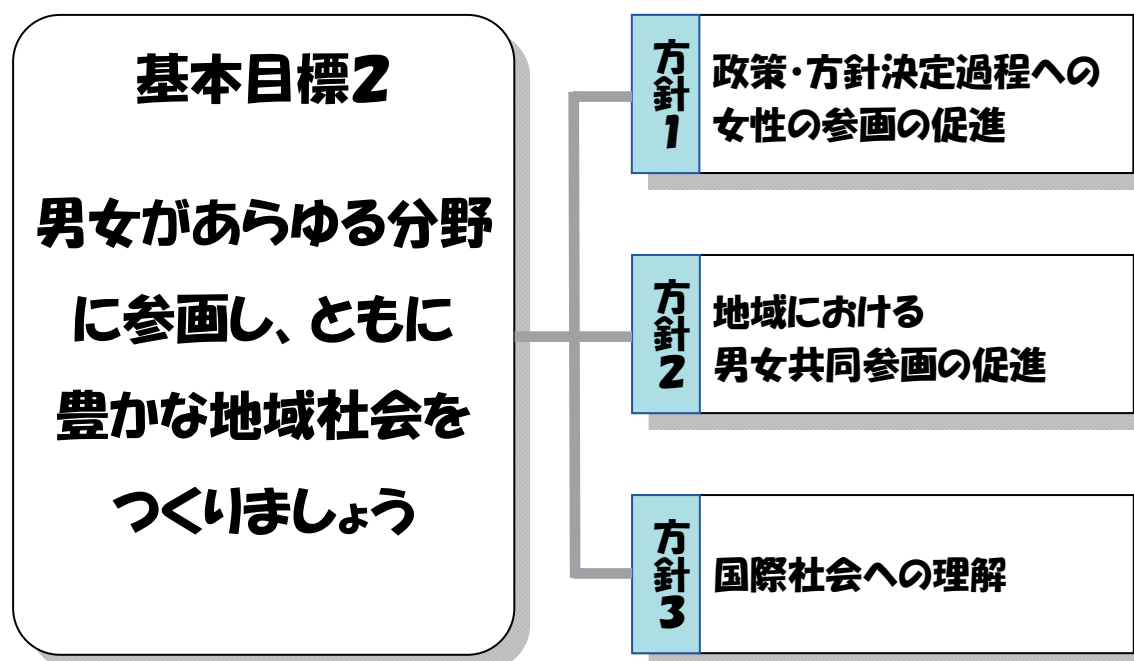
## 基本目標2 男女があらゆる分野に参画し、ともに豊かな地域社会をつくりましょう

少子高齢化の一層の進行の中で、門真市においても10年後には高齢化率がおよそ28%と推測され、超高齢社会のただなかにあります。また、経済の低成長、国際化の進展の中で、地域のさまざまな課題の解決に向け、多様な活動に性別のみならず世代を超えた参画が求められています。

そのため、審議会をはじめ委員会や地域団体のリーダー、職場の管理職など、まだまだ男性中心になりがちな政策や方針決定過程への女性の参画を推進します。

また、地域の特徴を生かしたまちづくり、防犯や防災、子育て支援などの活動に、男女が年齢を超えてともに参画できるように支援し、住みやすくふれあいのある豊かな地域社会づくりを進めます。

さらに、男女共同参画は国際的な取り組みの一環として進められ、国際社会との協調も必要です。地域の中で暮らしやすい環境づくりが求められており、相談対応の充実を図るとともに、多様な文化への相互理解と交流を進めます。



## 方針1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

### 【現状と課題】

#### <市政への女性の参画の促進について>

市政に多様な意見を反映させるためには、政策・方針決定過程への女性の参画が重要です。門真市の審議会などにおける女性委員は、平成14年度では42人、平成23年度では55人と、わずか13人の増加にとどまっています。特に地方自治法第180条の5に基づく教育委員会などは、33人の委員中女性は2人と少ない状況です。

また、地方自治法第202条の3に基づく審議会なども合わせて、女性委員のいない機関は30機関中10機関となっています。

なお、平成23年度の門真市の審議会等委員への女性の登用率は、地方自治法第180条の5に基づく委員会などでは大阪府内43市町村中36番目、地方自治法第202条の3に基づく審議会などでは25番目と低い状況です。

平成14年3月策定の計画では、審議会などにおける女性委員の登用目標値を30%と設定していましたが、計画最終年度の平成23年度は20.1%にとどまり、今後は関係課と連携して、女性委員の登用に向けたルールづくりを進める必要があります。

#### ■ 審議会等委員への女性の登用について

年度	審議会等数	うち女性のいる 審議会等数	延委員数 A	うち延女性 委員数 B	登用率 B/A(%)
平成14年度	32	17	352	42	11.9
平成18年度	31	17	341	48	14.0
平成23年度	30	20	274	55	20.1

注)各年度4月現在。対象審議会等は、地方自治法180条の執行機関及び202条の附属機関

#### ■ 上記のうち、地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用

年度	委員会数	うち女性 参画 委員会数	女性参画 委員会 比率(%)	委員数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性比率 (%)
平成14年度	6	2	33.3	38	2	5.3
平成18年度	6	2	33.3	38	2	5.3
平成23年度	6	2	33.3	33	2	6.1

#### ■ うち、地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用

年度	附属 機関数	うち女性 参画 機関数	女性参画 機関 比率(%)	委員数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性比率 (%)
平成14年度	26	15	57.7	314	40	12.7
平成18年度	25	15	60.0	303	46	15.2
平成23年度	24	19	79.2	241	53	22.0

■地方自治法（第180条の5）に定める機関の男女数について（平成23年度）

番号	機関名	男性(人)	女性(人)	計(人)	女性比率(%)
1	教育委員会	4	1	5	20.0
2	選挙管理委員会	4	0	4	0.0
3	監査委員	2	0	2	0.0
4	公平委員会	3	0	3	0.0
5	固定資産評価審査委員会	2	1	3	33.3
6	農業委員会	16	0	16	0.0
	計	31	2	33	6.1

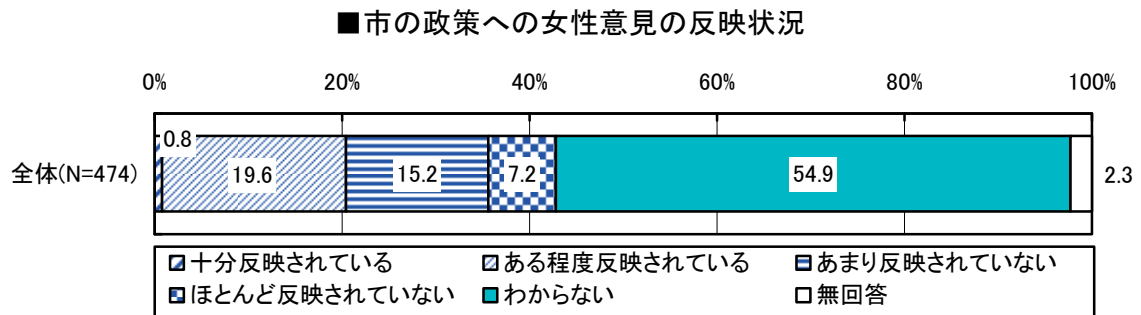
■地方自治法（第202条の3）に定める機関の男女数について（平成23年度）

番号	機関名	男性(人)	女性(人)	計(人)	女性比率(%)
1	門真市有功者審査委員会	5	1	6	16.7
2	門真市個人情報保護審査会	5	0	5	0.0
3	門真市情報公開審査会	5	0	5	0.0
4	門真市個人情報保護審議会	5	2	7	28.6
5	公務災害補償等審査会	3	0	3	0.0
6	公務災害補償等認定委員会	5	0	5	0.0
7	門真市防災会議	22	1	23	4.3
8	門真市国民保護協議会	22	1	23	4.3
9	門真市国民健康保険運営協議会	10	4	14	28.6
10	人権尊重のまちづくり審議会	5	5	10	50.0
11	男女共同参画審議会	6	9	15	60.0
12	民生委員推薦会	12	2	14	14.3
13	門真市障害程度区分等認定審査会	7	3	10	30.0
14	門真市生活環境調停委員会	4	0	4	0.0
15	廃棄物減量等推進審議会	14	2	16	12.5
16	門真市予防接種健康被害調査委員会	5	2	7	28.6
17	門真市医療事故調査委員会	9	3	12	25.0
18	都市計画審議会	13	2	15	13.3
19	門真市建築審査会	6	1	7	14.3
20	水洗化調停委員会	3	0	3	0.0
21	青少年問題協議会	11	2	13	15.4
22	公民館運営審議会	3	6	9	66.7
23	門真市文化芸術振興審議会	4	3	7	42.9
24	門真市立図書館協議会	4	4	8	50.0
	計	188	53	241	22.0

### <市の政策への女性意見の反映状況について>

市民意識調査から、市の政策への女性意見の反映状況を見ると、「十分反映されている」及び「ある程度反映されている」が合わせて20.4%、一方、「あまり反映されていない」及び「ほとんど反映されていない」が合わせて22.4%で大差なく、「わからない」が54.9%と半数を超えていました。

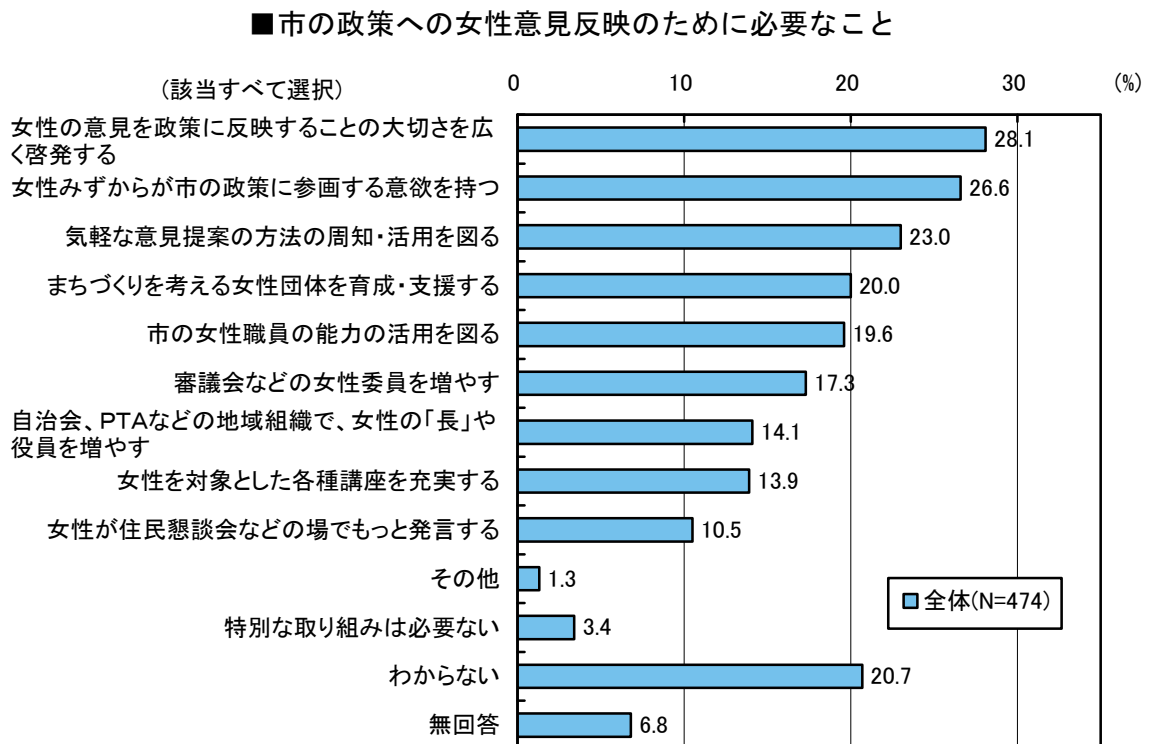
今後、市の政策への女性意見の反映状況について市民が判断できるように、審議会などへの女性委員の登用率などの情報提供が必要です。



資料:平成22年度市民意識調査

### <市の政策への女性意見反映のために必要なことについて>

市の政策への女性意見反映のために必要なことをみると、「女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する」が28.1%でトップ、次いで「女性みずからが市の政策に参画する意欲を持つ」が26.6%、「気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る」が23.0%、「まちづくりを考える女性団体を育成・支援する」が20.0%などと続きます。



資料:平成22年度市民意識調査



### <門真市の女性職員の在職状況について>

門真市職員の女性比率は、平成23年度では全体で37.5%で、平成18年度の34.8%より2.7ポイント上昇しています。そのうち、管理職は8.8%で、平成18年度の3.0%より5.8ポイントと2倍以上上昇しています。しかし、全職員に占める割合も管理職に占める割合もまだまだ低い水準といえます。今後も、男女を問わず多様な経験を積めるように、研修や人事配置などに配慮し、女性職員の管理職登用を進める必要があります。

#### ■女性職員の在職状況

年度	部署	全職員			管理職		
		計(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	計(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
平成 14年度	市長部局	953	282	29.6	81	2	2.5
	教育委員会	252	142	56.3	16	0	0.0
	その他	104	7	6.7	12	0	0.0
	計	1,309	431	32.9	109	2	1.8
平成 18年度	市長部局	777	251	32.3	76	3	3.9
	教育委員会	198	108	54.5	15	0	0.0
	その他	75	6	8.0	10	0	0.0
	計	1,050	365	34.8	101	3	3.0
平成 23年度	市長部局	669	249	37.2	68	7	10.3
	教育委員会	123	62	50.4	13	1	7.7
	その他	53	6	11.3	10	0	0.0
	計	845	317	37.5	91	8	8.8

注)管理職は課長及びこれに相当する職以上で、国への報告に基づく。

#### ■上記のうち、一般行政職の女性職員の在職状況

年度	部署	全職員			管理職		
		計(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	計(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
平成 14年度	市長部局	452	104	23.0	64	1	1.6
	教育委員会	83	24	28.9	14	0	0.0
	その他	49	7	14.3	9	0	0.0
	計	584	135	23.1	87	1	1.1
平成 18年度	市長部局	339	87	25.7	52	1	1.9
	教育委員会	44	11	25.0	10	0	0.0
	その他	47	6	12.8	9	0	0.0
	計	430	104	24.2	71	1	1.4
平成 23年度	市長部局	340	100	29.4	50	4	8.0
	教育委員会	38	17	44.7	6	1	16.7
	その他	35	6	17.1	7	0	0.0
	計	413	123	29.8	63	5	7.9

## 施策

### 1

## 審議会等委員への女性の参画を促進する

- ◆ 審議会等委員への女性の参画を促進するため、市政に関心を持つよう啓発を進めます。
- ◆ 市政のあらゆる場面や審議会などへ女性の積極的な登用を推進するとともに、女性委員のいない審議会などの解消を図ります。

### 市の役割

項目	取り組み内容
① 市政に対する関心の喚起	女性の意見を政策に反映する大切さや、女性が市政やまちづくりに関心を持つよう、広報紙などを活用して啓発を進めます。また、審議会等委員への女性の参画率などの情報を提供するなど、市民にわかりやすい市政の推進に努めます。 ● 審議会等委員の女性の登用率の情報提供など
② 審議会等委員への女性の参画促進	市の政策・方針決定や施策立案の場である審議会や委員会への女性委員の参画目標を設定し、参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会などの解消をめざします。 ● ポジティブ・アクション <sup>*</sup> の推進など
③ 人材の把握と活用	審議会等委員の女性の参画を促進するため、各種団体の女性リーダーなど、人材の把握と活用を促進します。
④ 民間団体における女性の参画の拡大	商工会議所などの団体における方針決定過程への女性の参画を働きかけます。
⑤ 地域活動における女性の参画の拡大	P T Aや自治会などの各種団体の代表や役員への女性の参画を働きかけます。

### 市民、地域、事業者の役割

- 女性や若者も市政に関心を持ち、意見反映の機会や場に積極的に参画しましょう。
- 事業者は、女性社員の管理職への登用を積極的に進めましょう。

### 目標値を設定する取り組み内容

取り組み内容の指標	現状	10年後の目標
① 市における審議会などの女性委員の割合	20.1%	30%
② 女性委員のいない審議会などの割合	33.3%	0%

#### ※ポジティブ・アクション

さまざまな分野において活動に参画する機会の男女間格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか的一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。

## 施策 2 女性職員・女性教職員の登用を促進する

◆女性職員・女性教職員の育成と、管理職への積極的な登用を推進します。

### 市の役割

項 目	取り組み内容
①職員研修の充実と男女共同参画の視点に立った職務配置の推進	市の政策・方針決定過程への女性の参画及び女性職員の管理職への登用を積極的に進めます。女性職員のモチベーション <sup>※</sup> を高め、どの職階においても男女の差なく活躍できるように、女性職員の職域拡大、職務経験を通じた積極的なキャリア形成 <sup>※</sup> を支援するほか、職員研修の充実を図ります。
②小・中学校における女性管理職の任用	女性教職員の管理職任用を働きかけ、学校運営への男女共同参画を図ります。

### 目標値を設定する取り組み内容

取り組み内容の指標	現状	10年後の目標
①市における女性職員の管理職登用率	8.8%	30%程度

※モチベーション

一定の方向や目標に向かって行動するための気持ちをいいます。

※キャリア形成

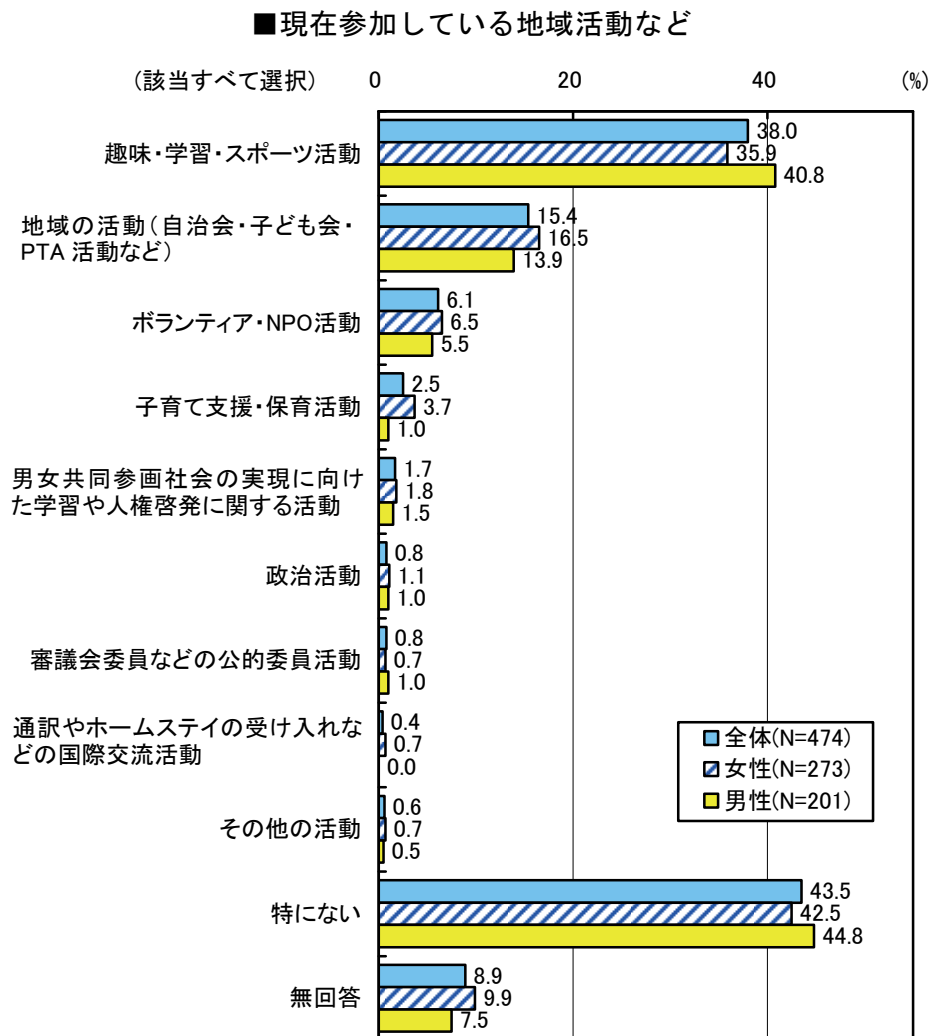
「キャリア」とは職業・技能上の経験、経歴をいい、それを積み重ね身につけていくことをいいます。

## 方針2 地域における男女共同参画の促進

### 【現状と課題】

#### <現在参加している地域活動などについて>

近年では、市民が互いに協力し合い、主体的に地域活動やボランティア活動、NPO<sup>※</sup>活動などに参画する動きがみられます。市民意識調査から、現在参加している地域活動などをみると、全体の48%が何らかの地域活動に参加しています。



資料:平成22年度市民意識調査

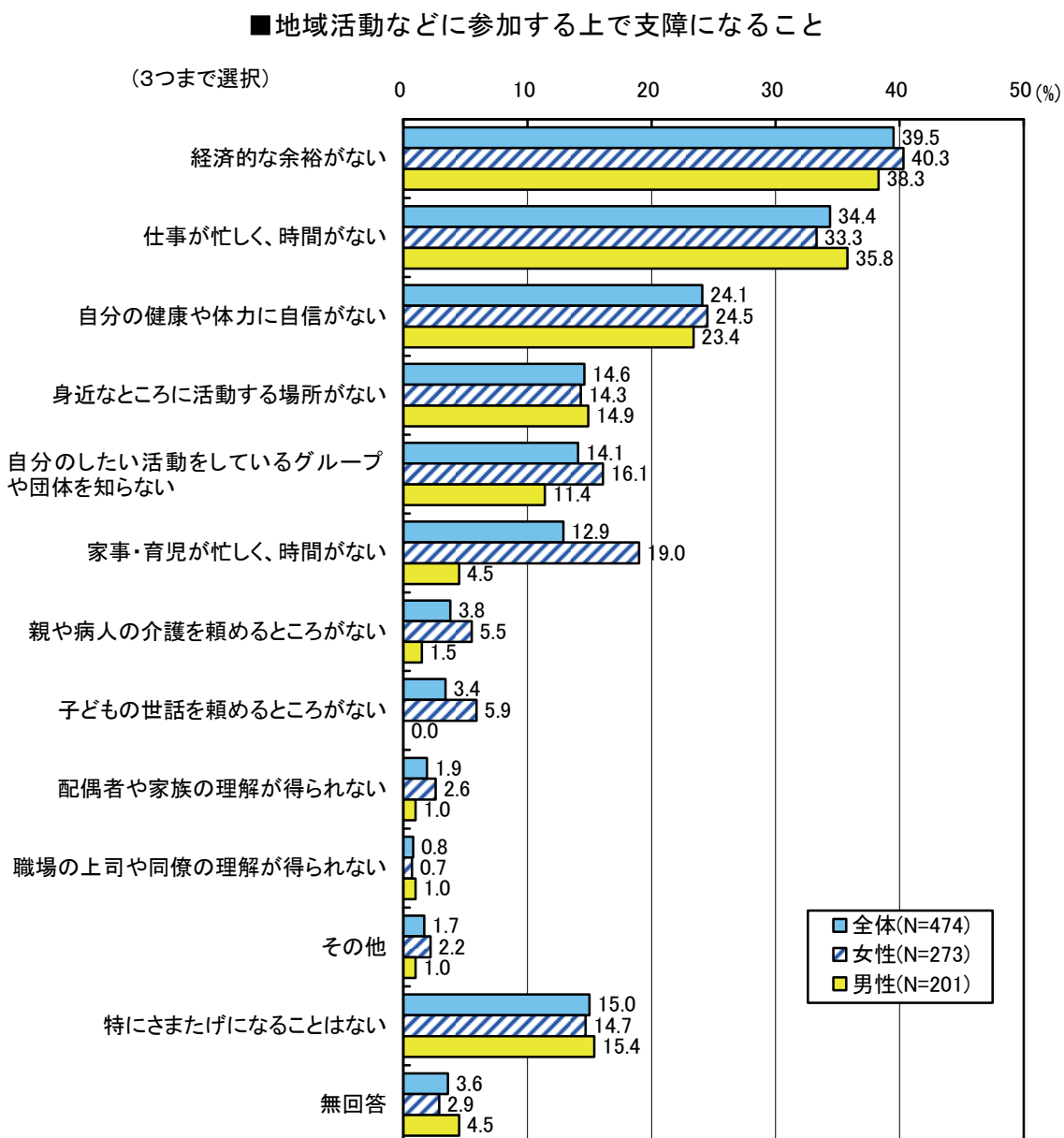
#### ※NPO

民間非営利組織などと訳され、福祉をはじめさまざまな分野における自主的な社会活動を行っています。平成10年3月にはNPOに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法(NPO法)」が成立しました。

## <地域活動などに参加する上で支障になることについて>

地域活動などに参加する上で支障になることをみると、「経済的な余裕がない」が39.5%でトップ、次いで「仕事が忙しく、時間がない」が34.4%、「自分の健康や体力に自信がない」が24.1%などとなっています。

性別や年齢による違いはありますが、男女がともに地域活動などに参加できる労働条件の改善はもちろん、身近な地域で男女が世代を超えて交流や学習などができる場や機会の確保が必要です。



資料:平成22年度市民意識調査

## 施策

### 1

## 地域のさまざまな活動に対する男女共同参画を促進する

- ◆生活の安全や子育て支援、健康づくりやひとり暮らしの高齢者の見守りなどの地域のさまざまな課題の解決に向けて、世代を超えて男女共同参画を促進します。

### 市の役割

項目	取り組み内容
①高齢者の地域における活動の促進	退職後の男性などの高齢者がボランティアなどに参加しやすいように、門真市シルバー人材センターや老人クラブ連合会などを通じて、身近な地域でのボランティア体験や活動などができる体制づくりに努めます。
②ボランティア活動の促進	男女がともに地域活動に参加できるように、ボランティア講座やボランティアフェスティバルの開催などを支援し、活動の周知・啓発を図ります。
③防犯・防災活動に対する男女共同参画の促進	安全で安心なまちづくりや防災活動・災害非常時などにおける男女共同参画の促進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯・防災に関する関係機関への男女共同参画の促進</li> </ul>
④地域における子育て支援活動などに対する男女共同参画の促進	子育て家庭が地域で孤立しないように、また、親子が安心していきいきと生活ができるように、子どもの育ちや子育てを支援する活動に対し、男女共同参画を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者や子ども同士の交流の機会の提供</li> <li>● 子育てサークルへの活動支援など</li> </ul>

### 市民、地域、事業者の役割

- 市民は、地域の課題に目を向け、さまざまな地域活動に取り組みましょう。
- 校区福祉委員会<sup>※</sup>などは、世代を超えて男女共同参画を促進するため、交流や活動などに積極的に取り組みましょう。
- 事業者は、企業の地域貢献としてボランティア休暇制度や企業ボランティア活動などに取り組みましょう。

### 目標値を設定する取り組み内容

取り組み内容の指標	現状	10年後の目標
①地域子育て支援拠点数	5箇所	

#### ※校区福祉委員会

小学校区を単位とする住民の自主的な組織で、地域で組織されている関係団体が協力しながら身近な福祉問題の解決に向けて取り組んでいます。

## 施策 2 市民、団体などの地域活動に対する支援を行う

- ◆地域での多様な活動を促進するため、地域の女性リーダーやコーディネーター<sup>※</sup>の育成に努めます。
- ◆安心して暮らせる住みよい地域、活力ある地域をつくるため、ボランティア活動やNPO活動などを促進します。

### 市の役割

項 目	取り組み内容
①女性団体に対する支援	地域活動の中で女性の意思決定の場への参画を促進するため、女性リーダーの養成と女性団体に対する支援を行います。また、関連団体同士のネットワーク化を促進します。
②ボランティア活動・NPO活動の促進	ボランティア活動やまちづくり活動を行う団体への男女共同参画を促進するとともに、情報や活動の場の提供、ネットワークづくりなどの支援を行います。
③地域コーディネーターの人材発掘・育成	地域活動の活性化を図るため、地域団体や企業などとの連携をより一層深め、地域の実情に応じた活動を地域ぐるみで展開できるよう、それぞれの地域でコーディネーターを発掘し、育成することで地域力の強化を図ります。

### 市民、地域、事業者の役割

○ボランティア団体やNPOは、相互に連携・協力し、地域の課題やまちづくりに積極的に関わりましょう。

※コーディネーター

指導力や調整力を発揮し、異なる立場の人々との合意を形成したり、多くの人の参加を促進する役割を果たす人をいいます。

## 方針3 国際社会への理解

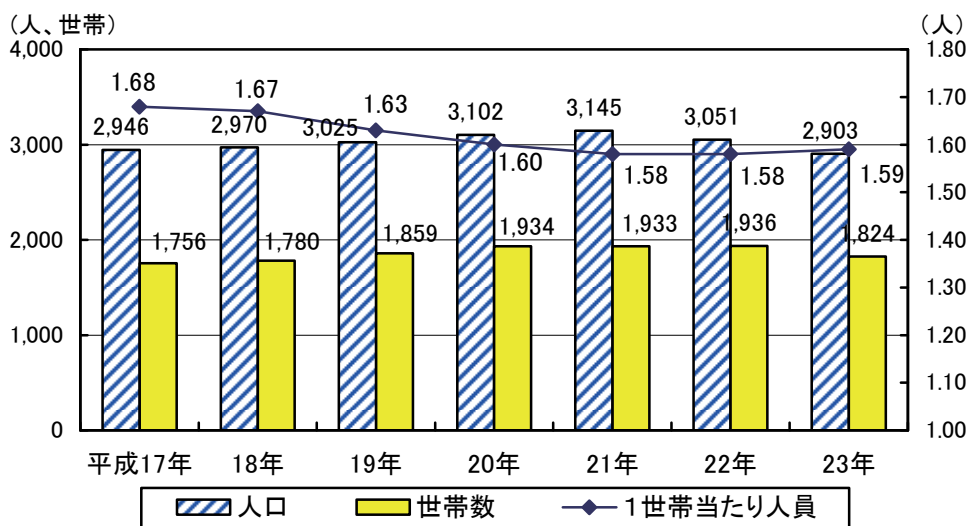
### 【現状と課題】

#### <門真市の外国人の推移について>

門真市の外国人登録人口は、平成23年4月1日現在2,903人で、平成21年をピークに減少に転じています。中国籍がおよそ半数を占め、韓国・朝鮮籍が37%を占めています。

国際化の進展の中で、外国人が増加傾向にありますが、生活習慣の違いから生じるトラブルもあり、相互理解を図る上で、日常生活におけるルールの理解などを促進するとともに、トラブルなどの相談対応の充実を図る必要があります。

■外国人登録人口・世帯数の推移



資料：市民課調べ（毎年4月1日現在）



**施策****1****在住外国人が暮らしやすい環境づくりを進める**

- ◆在住外国人が安心して日常生活を送ることができるように、生活情報や行政サービス情報などの提供を進めます。

**市の役割**

項目	取り組み内容
①生活情報や行政サービス情報などの提供	在住外国人が安心して子育てや日常生活を送ることができるように、さまざまな生活情報や行政サービス情報などの提供を進めます。
②窓口におけるコミュニケーション支援の充実	在住外国人のさまざまな相談に適切に対応できるように、外国語ボランティアとの連携を強化し、職員の相談対応力の向上に努めます。 ● 通訳サポートの派遣など
③在住外国人の地域活動への参加促進	在住外国人が地域の一員として、防犯・防災や福祉活動、まちづくりなどの活動に積極的に参加できるように、環境整備に努めます。 ● 識字・日本語教室推進事業の実施など

**市民、地域、事業者の役割**

- 市民は、外国語ボランティアに積極的に参加しましょう。
- 市民や地域団体は、地域で在住外国人が孤立しないように、生活情報をはじめ、行政サービス情報の提供に協力しましょう。
- 地域団体などは、在住外国人に地域活動への参加を働きかけ、顔の見える関係を築き、ともに暮らしやすい地域づくりを進めましょう。

## 施策 2 多様な文化への理解と交流を進める

- ◆市民一人ひとりが、多文化に対する理解を深めるとともに、共生する社会づくりを進めます。
- ◆諸外国の男女共同参画の状況について、市民の理解が深まるよう啓発します。

### 市の役割

項 目	取り組み内容
①国際理解教育の推進	多文化共生の観点から、門真市在日外国人教育推進委員会 <sup>※</sup> と連携し、幼稚園や学校などにおいて、在日外国人教育、国際理解教育を進めます。
②異文化に対する理解を促進する教育の充実	自国の文化や異文化に対する理解を深めるため、市内在住の中学生に対し、国際交流などの機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 中学生英語プレゼンテーション<sup>※</sup>コンテストの実施など</li></ul>
③国際交流活動の促進	多様な文化を持つ市民が参画できる、国際交流活動のための取り組みを促進します。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 市民による国際交流事業への支援など</li></ul>

### 市民、地域、事業者の役割

○市民は、多文化への理解を深めるとともに、諸外国の男女共同参画の状況にも関心を持ちましょう。

※門真市在日外国人教育推進委員会

在日外国人教育の推進を目的とし、門真市教育委員会などの関係機関により構成されている委員会です。

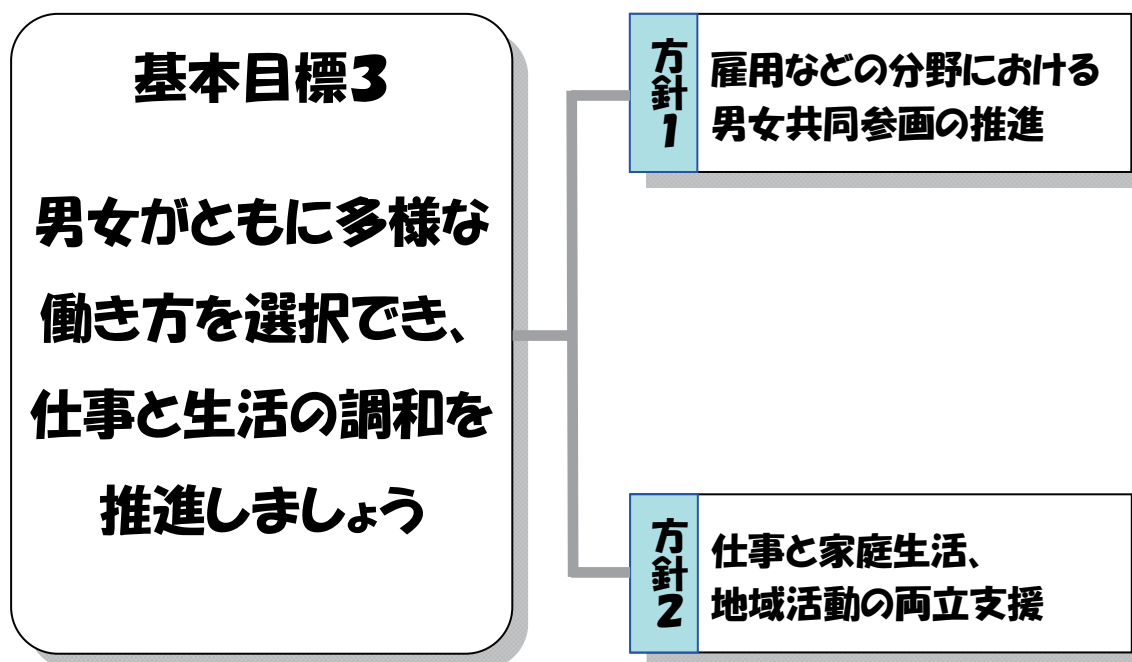
※プレゼンテーション

ここでは、自分の主張したい内容を英語で表現することをいいます。

## 基本目標3 男女がともに多様な働き方を選択でき、 仕事と生活の調和を推進しましょう

仕事と生活の調和は、市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、趣味や学習、ボランティア活動や地域活動への参加などを通じて自己実現を可能にし、また、家族が安心して暮らせるように、育児や介護など家庭責任を果たすためにも、その実現が求められています。

そのため、仕事か生活かの二者択一ではなく、男女ともに個人の生き方や人生の段階に応じて多様な働き方を選択できるように、また、長時間労働などの働き方を見直し、仕事と家庭生活、地域活動をともに実現し、子育てにもゆとりをもって取り組めるように、地域や事業者と一体となって仕事と生活の調和の実現をめざします。



# 方針1 雇用などの分野における男女共同参画の推進

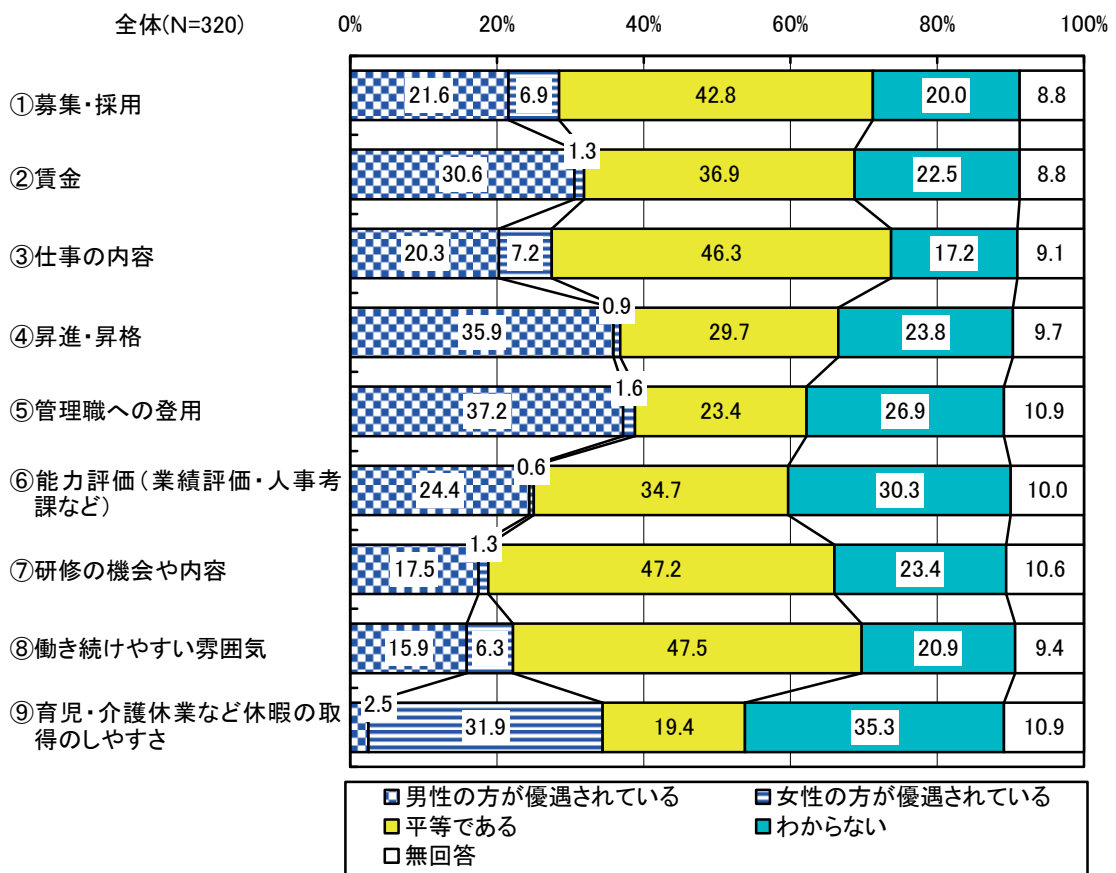
## 【現状と課題】

### <職場において男女格差を感じることに>

市民意識調査から、職場において男女格差を感じることをみると、「男性の方が優遇されている」が「平等である」よりも高い項目は、「管理職への登用」と「昇進・昇格」となっています。

一方、「女性の方が優遇されている」が「平等である」よりも高い項目は、「育児・介護休業など休暇の取得のしやすさ」となっています。

■職場において男女格差を感じること

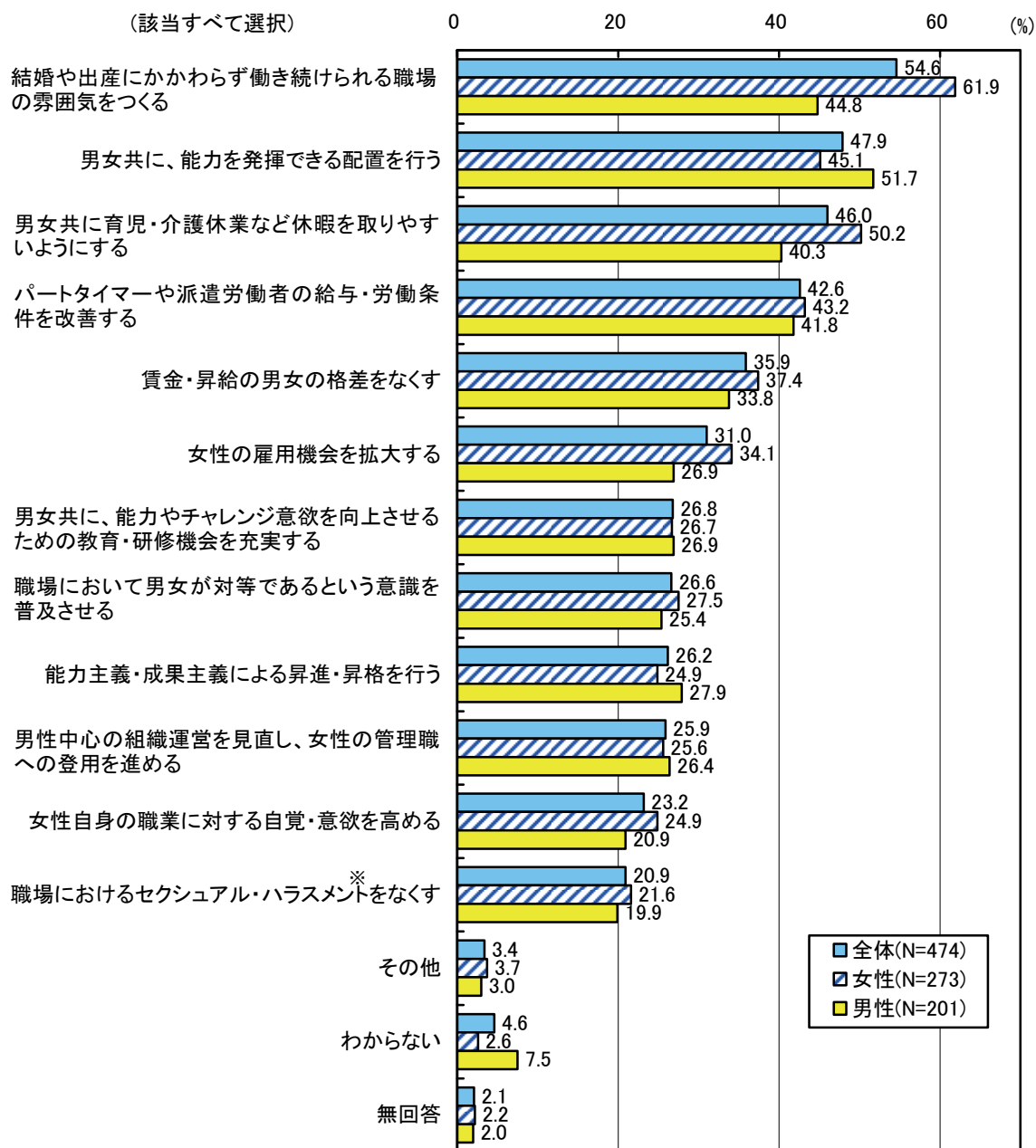


資料：平成22年度市民意識調査

### <男女の対等な就労促進に必要なことについて>

男女の対等な就労促進に必要なことをみると、「結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気をつくる」が54.6%でトップとなっています。特に女性は61.9%と高く、また、「男女共に育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする」も50.2%と半数を占めています。男性は「男女共に、能力を発揮できる配置を行う」が51.7%でトップとなっています。

## ■男女の対等な就労促進に必要なこと



資料：平成22年度市民意識調査

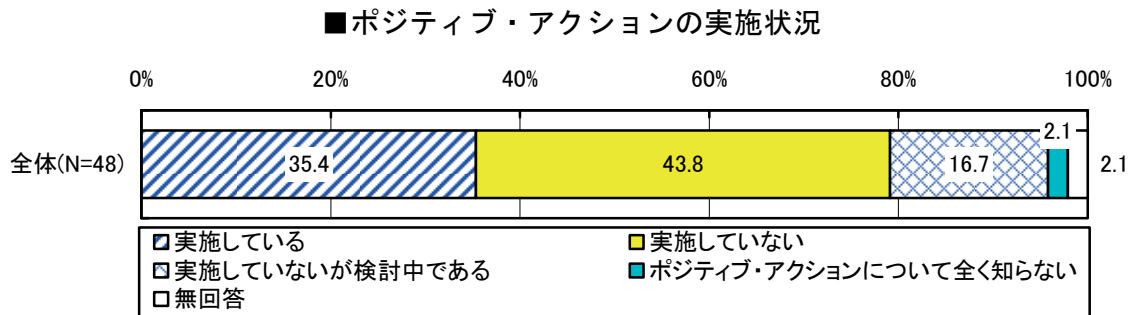
### ※セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせをいい、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれます。

## <男女格差を解消するためのポジティブ・アクション<sup>※</sup>の実施状況について>

事業所アンケート調査から、男女格差を解消するためのポジティブ・アクションの実施状況を見ると、「実施している」事業所は35.4%、「実施していないが検討中である」が16.7%、一方、「実施していない」が43.8%です。

そのため、管理職の登用や昇進・昇格での男女格差の解消、企業に育児休業や介護休業の取得のしやすい環境の整備を促進する必要があります。また、企業における男女格差を解消するため、ポジティブ・アクションの実施を働きかけることも必要です。



### 施策 1 就労の場での男女の理解と認識を深める

- ◆性別により差別されることなく、均等な雇用機会と待遇が保障され、個人としてその能力が発揮できるように、大阪府等関係機関と連携し、事業者や労働者などに対する男女雇用機会均等法<sup>※</sup>のより一層の周知を図ります。
- ◆企業において、ポジティブ・アクションが実施されるよう啓発を進めます。
- ◆商工業や農業の分野で、女性の地位の向上と男女のパートナーシップ<sup>※</sup>の確立を促進します。

#### ※ポジティブ・アクション

さまざまな分野において活動に参画する機会の男女間格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか的一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。

#### ※男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメントの禁止などを定めています。

#### ※パートナーシップ

連携・協力し合う関係をいいます。

## 市の役割

項目	取り組み内容
①市民に対する労働関係法令や制度に関する啓発	市民に対し、男女雇用機会均等法や職場における待遇など、男女共同参画を推進するための労働関係法令の趣旨や内容について、国や大阪府等関係機関との連携により啓発を進めます。
②事業者に対する労働関係法令や制度に関する啓発	事業者に対し、男女格差を解消するための雇用管理上の義務や職場慣行の見直しなどについて、国や大阪府等関係機関との連携により啓発を進めます。
③男女共同参画を実践する企業の実践例などの情報の提供	男女共同参画を進める大阪府内や市内の企業の実践例などについて、大阪府等関係機関との連携により情報提供を進めます。
④企業におけるポジティブ・アクションの促進	企業に対し、男女格差を解消するためのポジティブ・アクションの実施について、国や大阪府等関係機関との連携により働きかけます。
⑤女性の商工業や農業などにおける技術・経営管理能力の向上	商工業や農業などに従事する女性の技術や経営能力向上のため、大阪府等関係機関との連携により情報提供を進めます。

## 市民、地域、事業者の役割

- 市民は、性別に基づく固定観念にとらわれない労働観や職業観を養いましょう。
- 事業者などは、「パートタイム労働法<sup>※</sup>」や「改正育児・介護休業法<sup>※</sup>」など、労働者の権利について熟知し、法を遵守しましょう。
- 事業者などは、女性の職域拡大や男女格差の解消に向けたポジティブ・アクションの取り組みを進めましょう。
- 商工業や農業などに従事する女性は、研修・講座などを活用し、技術力や経営力の向上を図り、積極的に経営に参画しましょう。

### ※パートタイム労働法

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といい、パートタイム労働者などの適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生<sup>※</sup>の充実、雇用管理改善などを促進するための法律です。

### ※改正育児・介護休業法

平成21年6月に改正された育児・介護休業法をいいます。子育て期間中の働き方の見直しや父親も子育てができる働き方の実現、仕事と介護の両立支援、実効性の確保などを主な改正点としています。

## 施策 2 多様な働き方への支援を進める

- ◆男女それぞれが自分のライフスタイル<sup>※</sup>に合った多様な働き方を選択し、適正な労働条件が確保できるように、男女がともに働きやすい環境づくりを促進します。
- ◆出産や育児などのために退職した女性の再就職を支援します。

### 市の役割

項目	取り組み内容
①女性の再雇用の支援	就労相談の実施や再就職セミナーなどの情報提供について、大阪府やハローワーク <sup>※</sup> 等関係機関との連携により、女性の再雇用の支援に努めます。
②育児休業取得者の職場復帰などの促進に関する啓発	事業者に対し、「育児休業取得者に対する代替要員の確保及び原職等復帰を促進するための助成金制度 <sup>※</sup> 」の利用について周知し、労働者の就労支援の促進を働きかけます。

### 市民、地域、事業者の役割

- 再就職をめざす人は、就業機会に関する情報を把握し、さまざまな機会をとらえて職業能力の向上に努めましょう。
- 事業者は、再就職をめざす女性を積極的に雇用しましょう。

---

#### ※ライフスタイル

生活の様式、営み方。また、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方をいいます。

#### ※ハローワーク

公共職業安定所の愛称です。

#### ※育児休業取得者に対する代替要員の確保及び原職等復帰を促進するための助成金制度

育児休業取得者が育児休業終了後、原職または原職相当職に復帰する旨の取り扱いを労働協約または就業規則に規定した上で育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職に復帰させた事業主に一定額を助成する制度です。



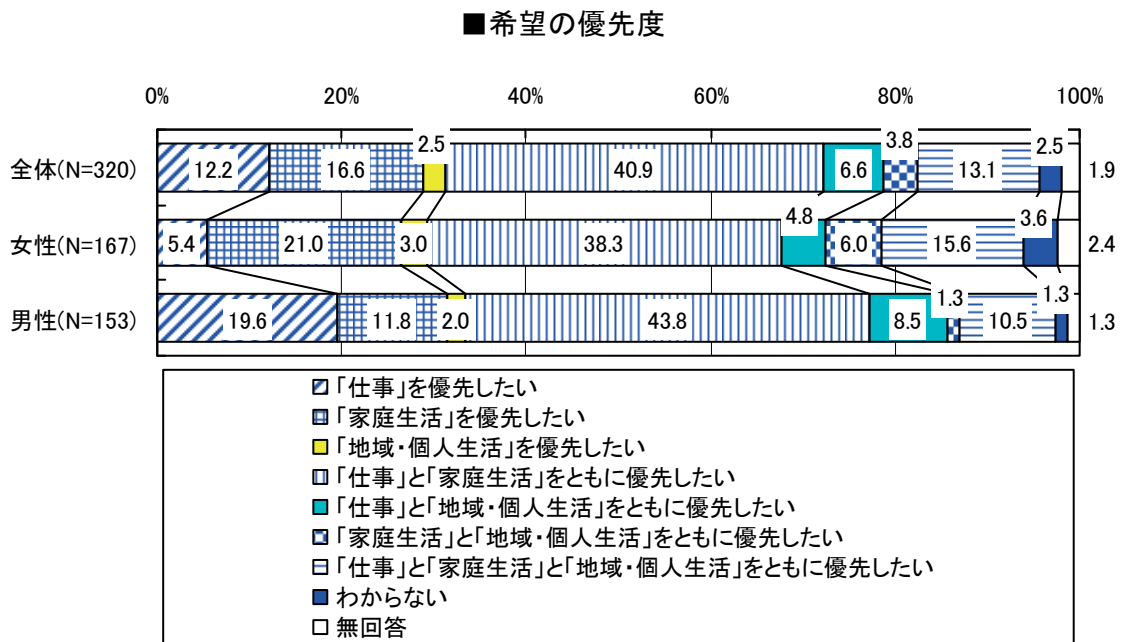
## 方針2 仕事と家庭生活、地域活動の両立支援

### 【現状と課題】

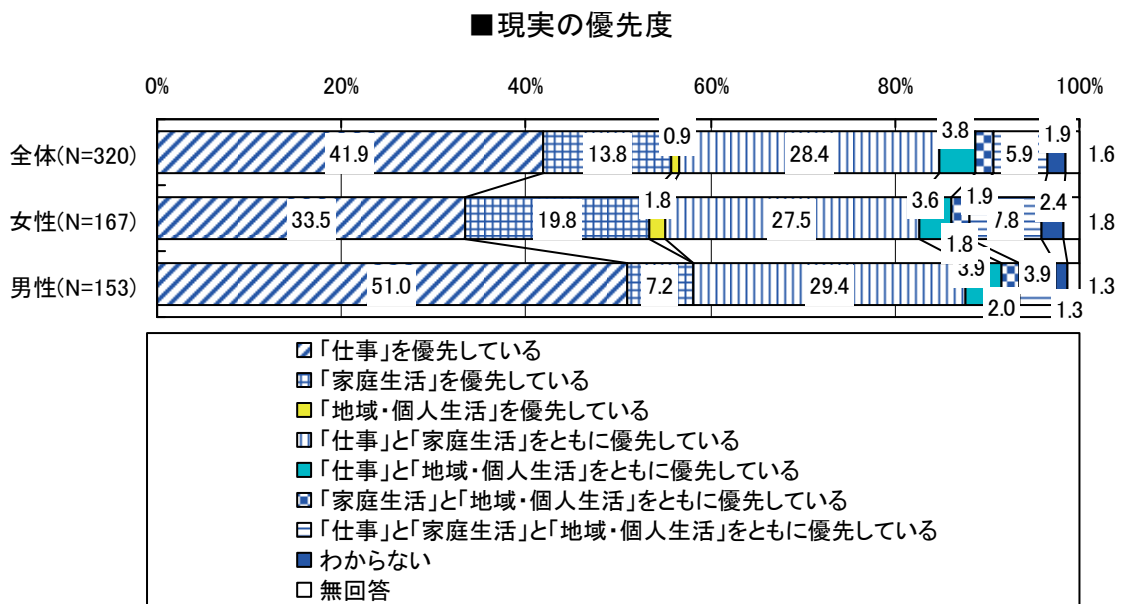
#### <仕事と家庭生活、地域・個人生活の優先度の希望と現実について>

市民意識調査から、仕事と家庭生活、地域・個人生活の希望の優先度をみると、「仕事と家庭生活をともに優先したい」が最も高く、女性が38.3%、男性が43.8%です。

一方、現実の優先度をみると、男女ともに「仕事を優先している」が最も高く、女性が33.5%、男性が51.0%です。



資料：平成22年度市民意識調査



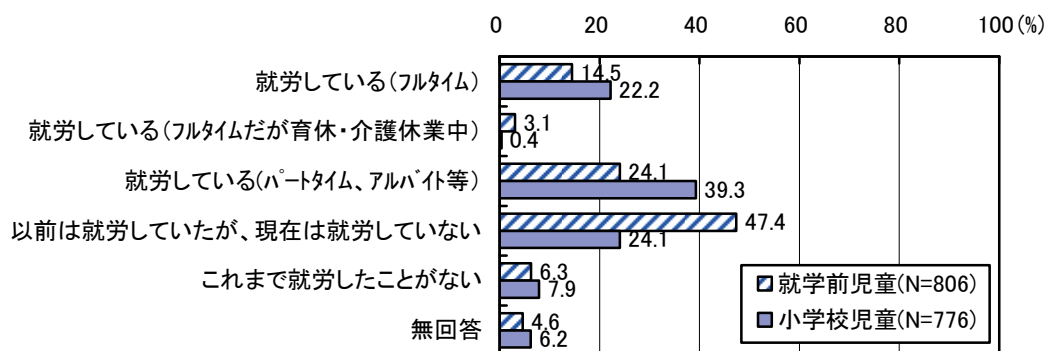
資料：平成22年度市民意識調査

## <母親と父親の就労状況について>

門真市が「門真市次世代育成支援後期行動計画」策定のために実施した、平成20年度次世代育成支援に関する市民意向調査から、就学前及び小学校児童の母親の就労率をみると、就学前児童が41.7%、小学校児童が61.9%で、小学校児童になると就学前児童に比べて20.2ポイントも増加しています。また、現在就労していない母親においても就学前児童で76.0%、小学校児童で66.5%が就労を希望しています。

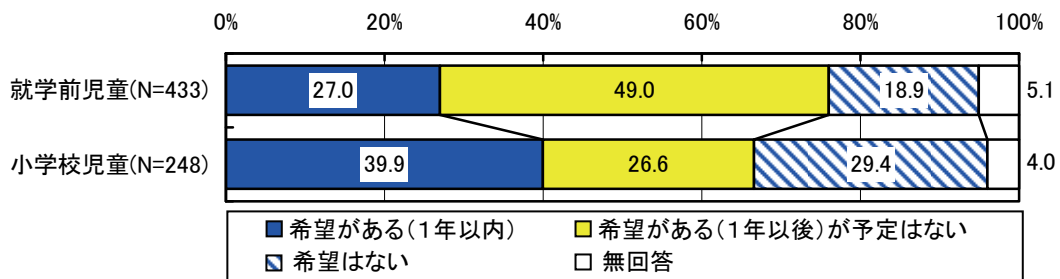
父親のフルタイム就労者で、1週当たりの就労時間が60時間以上の人が就学前児童で30.0%、小学校児童で27.5%となっていて、父親の子育て参加や家事参加を困難にしている現実があります。

### ■母親の就労状況



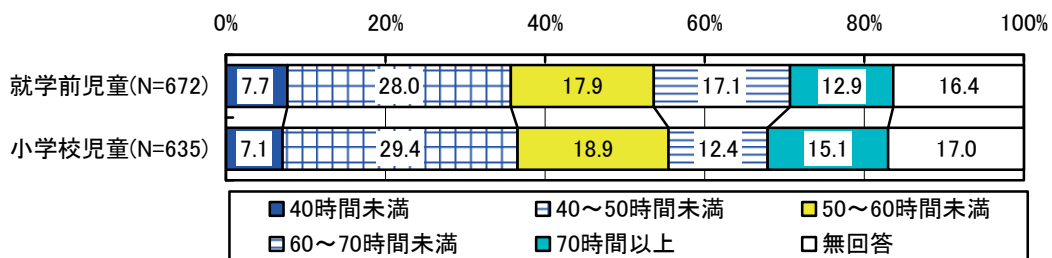
資料:平成20年度次世代育成支援に関する市民意向調査

### ■未就労の母親の就労希望



資料:平成20年度次世代育成支援に関する市民意向調査

### ■父親のフルタイム就労者の1週当たりの就労時間



資料:平成20年度次世代育成支援に関する市民意向調査

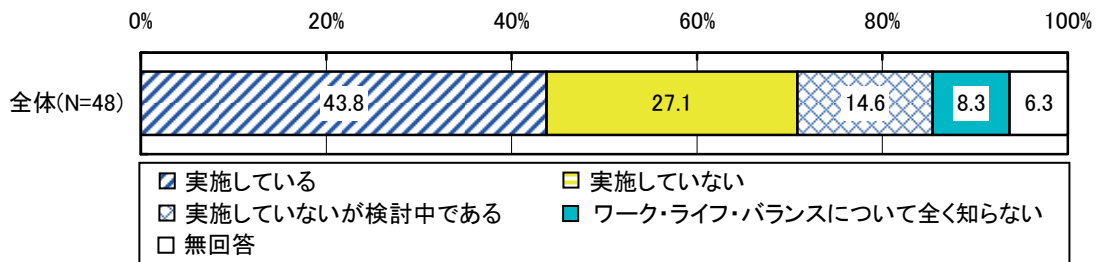
## ※門真市次世代育成支援後期行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村計画で、次代を担う子どもの育ちや子育て家庭の支援を総合的・計画的に進めていくための方向を示すとともに、保育や短期預かり支援などのサービスについて数値目標を設定しています。後期計画は平成22年度から26年度までを期間としています。

## <事業所におけるワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>の実施について>

事業所アンケート調査から、ワーク・ライフ・バランスの実施状況をみると、事業所でワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを「実施している」は43.8%、「実施していないが検討中である」が14.6%、一方、「実施していない」は27.1%で、男女格差を解消するためのポジティブ・アクション<sup>※</sup>より実施率が高くなっています。

■ワーク・ライフ・バランスの実施状況

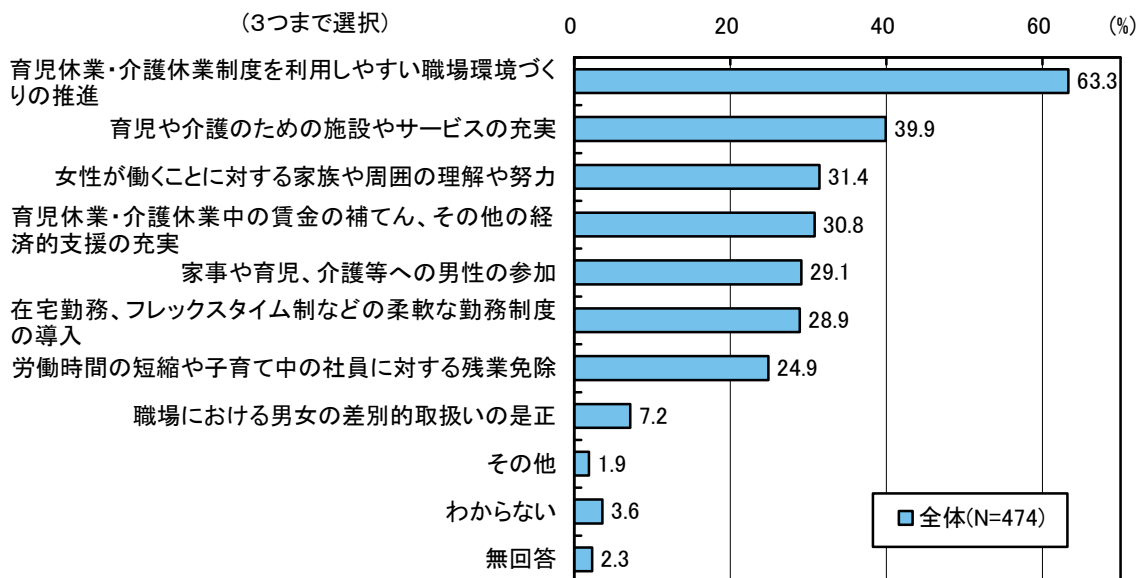


資料:平成22年度事業所アンケート調査

## <女性が働き続けるために必要なことについて>

市民意識調査から、女性が働き続けるために必要なことをみると、「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりの推進」が63.3%でトップ、次いで「育児や介護のための施設やサービスの充実」が39.9%、「女性が働くことに対する家族や周囲の理解や努力」が31.4%、「育児休業・介護休業中の賃金の補てん、その他の経済的支援の充実」が30.8%などと続きます。

■女性が働き続けるために必要なこと



資料:平成22年度市民意識調査

### ※ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳され、誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。

### ※ポジティブ・アクション

さまざまな分野において活動に参画する機会の男女間格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか的一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。

そのため、仕事と家庭生活、地域活動の両立に向け、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備に取り組む必要があります。

また、父親の子育て参加や家事参加を促進するため、長時間労働の見直しなども重要です。

**施策 1** **仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての考え方を広く普及する**

◆男女がともに仕事をしながら、家庭生活や地域活動などをゆとりを持って行えるように、仕事と生活の調和について、広く市民に啓発し、事業者などに働き方の見直しや育児休業、介護休業などの利用促進を働きかけます。

**市の役割**


項 目	取り組み内容
①ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活の調和の実現は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠なため、市民が理解を深められるように、啓発を進めます。 ● ワーク・ライフ・バランス啓発講座の開催など
②労働時間短縮に向けた啓発	事業者に対し、長時間労働などの働き方の見直しをはじめ、仕事も家庭も充実できる職場環境づくりについて、関係機関などと連携し、啓発を進めます。

**市民、地域、事業者の役割**

○市民は、ワーク・ライフ・バランスに関して理解を深め、機運を盛り上げていきましょう。

○事業者は、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを積極的に行うよう努めましょう。

**目標値を設定する取り組み内容**

取り組み内容の指標	現状	10年後の目標
①ワーク・ライフ・バランス啓発講座への参加者数	64人	

## 施策 2 仕事と子育て・介護との両立ができるよう、環境整備を進める

- ◆事業者に対し、男女が仕事と子育てや介護などを両立できるように、関係機関と連携し、さまざまな制度の啓発を進めます。また、子育てに理解と協力が得られる職場環境づくりを働きかけます。
- ◆安心して子育てや介護などができるように、保育サービスや介護サービスなどの充実に努めます。
- ◆家族みんなで家事や子育て、介護などを行う必要性について啓発し、男性の参加を支援します。

### 市の役割

項目	取り組み内容
①育児・介護休業制度の普及啓発	労働者が育児休業や介護休業などを取得することの理解や協力を得るため、子育て期間中の短時間勤務や子どもの看護休暇、父母ともに育児休業制度を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス <sup>※</sup> ）などの制度について、関係機関との連携により啓発を進めます。
②事業者に対する男性の育児休業、介護休業取得に向けた働きかけ	事業者に対し、子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女の共同責任について認識を浸透させるとともに、育児休業や介護休業制度などの男性の利用促進を働きかけます。
③保育サービスなどの充実	共働き世帯などの働く親の仕事と子育てとの両立を支援し、子どもの健やかな成長を支援するため、保育所における延長保育や一時預かりなどのサービス、病児保育、放課後児童クラブの充実に努めます。
④介護サービスなどの充実	介護を必要とする高齢者を抱え、仕事との両立を悩ましている家庭に対し、介護保険制度に関する情報提供の充実に努め、介護サービスの効果的な提供支援を通じて、介護が個人・家族の責任から社会の責任として定着するように努めます。

#### ※パパ・ママ育休プラス

平成21年6月に成立した「改正育児・介護休業法」の中に、父親の育児休業を促進するために盛り込まれた制度の愛称で、父母が共に育児休業をとる場合には、休業期間を2か月まで延長できることや、父親が産後8週間以内に育児休業（パパ休暇）を取得した場合には、再度育児休業を取得できるようになったこと、専業主婦の夫（専業主夫の妻）を育児休業の対象外とする労使協定が廃止となり、すべての父親が必要に応じて育児休業を取得できるようになりました。

### 市民、地域、事業者の役割

- 市民は、保育サービスや介護サービスなどについて理解し、活用しましょう。
- 家庭の仕事は、家族みんなで協力し、分担しましょう。
- 事業者は、育児休業や介護休業制度などを利用しやすいように、環境整備に努めましょう。

### 目標値を設定する取り組み内容

取り組み内容の指標	現状	10年後の目標
①病児保育の受入定員	3人／1日	

## 基本目標4 男女が健康で安心して暮らせるセーフティネット<sup>※</sup>を充実していきましょう

経済の低迷の中で、貧困など生活上の困難について幅広い層へ広がっており、特に女性は相対的に低収入であり、不安的な非正規雇用につきやすいことがあり、生活困難に陥りやすくなっています。このようなことを踏まえ、さまざまな課題を抱える人々の課題解決のための支援が必要です。

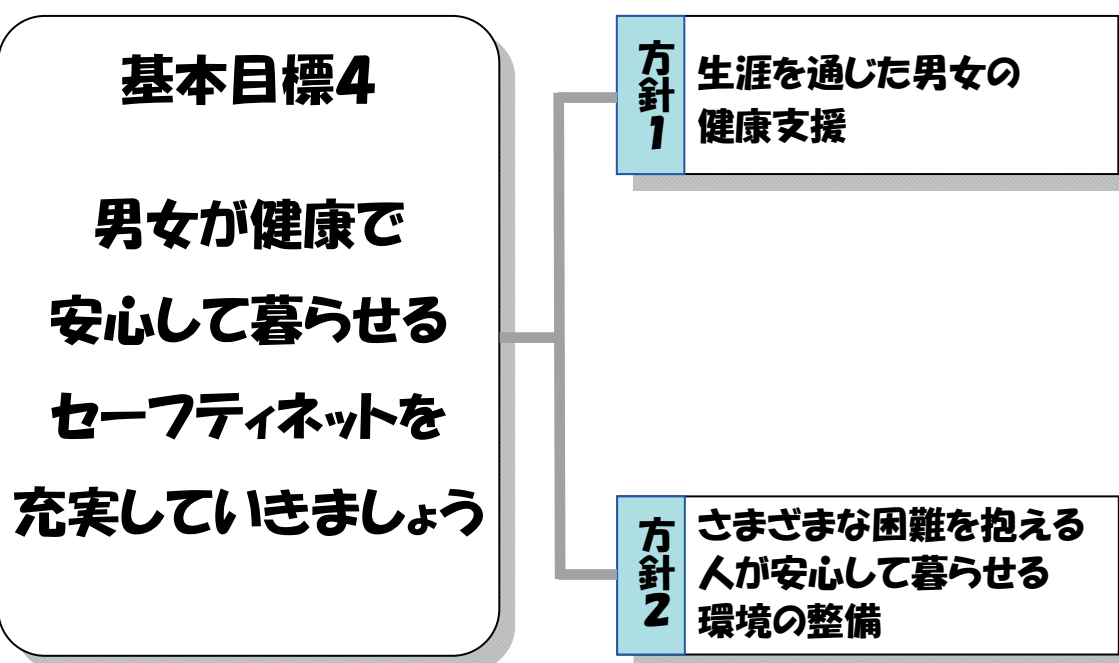
ひとり親については、特に女性の場合、就業の機会など経済的な自立への支援とともに、住まいの確保や子育て支援が必要です。

高齢者については、就労意欲に応じて知識や技能を生かす機会の確保、生きがいの充実などが必要です。

障がいのある人についても、地域で自立した生活を送るため、就業の機会や住まいの確保などが必要です。

外国人については、言葉の違いや文化・価値観・生活習慣の違いなどから、トラブルを抱えている人への支援なども必要です。

そのため、関係課や関係機関、地域住民やNPO<sup>※</sup>などと連携し、さまざまな課題を有する人々への支援の充実に努めます。



### ※セーフティネット

困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み、または装置をいいます。

### ※NPO

民間非営利組織などと訳され、福祉をはじめさまざまな分野における自主的な社会活動を行っています。平成10年3月にはNPOに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法（NPO法）」が成立しました。

## 方針1 生涯を通じた男女の健康支援

### 【現状と課題】

#### ＜死因や要介護等認定の原因疾病の男女の違いについて＞

高齢化の進行に伴い、がんによる死亡が増加していますが、全国の平成22年のがんによる死亡数は、女性が142,064人、男性が211,435人で、男性が多くなっています。また、部位別では男女ともに「気管、気管支及び肺」が1位で、次いで「胃」と続き、女性は「結腸」「膵臓」「乳房」「肝及び肝内胆管」などで、女性の乳がんによる死亡数が年々増加しています。男性は「肝及び肝内胆管」「結腸」「膵臓」「前立腺」などとなっています。

さらに、自殺は平成10年以降年間3万人前後で推移していますが、平成22年では女性が8,526人、男性が21,028人で、男性は女性の2.5倍となっています。

死因のほか、要介護等認定の原因疾病についても男女の違いがあります。平成23年7月に、くすのき広域連合が実施した「介護保険サービス利用意向調査」から、門真市における調査結果をみると、要介護などの認定を受ける原因となった疾病は、女性の場合、「高齢による衰弱」「骨折・転倒」「関節の病気」がトップ3で、筋骨格系の疾病率が男性に比べて高く、一方、男性は「脳卒中」「糖尿病」「心臓病」の生活習慣病がトップ3となっています。

このように、性差に注目した保健や医療・介護予防対策が必要とされています。

■性別 主要部位別がん死亡数 (単位:人)

性別	1位	2位	3位	4位	5位	6位	総数
女性	気管、気管支及び肺 19,418	胃 17,193	結腸 15,093	膵臓 13,448	乳房 12,455	肝及び肝内胆管 11,255	142,064
男性	気管、気管支及び肺 50,395	胃 32,943	肝及び肝内胆管 21,510	結腸 14,947	膵臓 14,569	前立腺 10,722	211,435

資料:平成22年人口動態統計

■性別 高齢者の要介護等認定の原因疾病 (門真市)

性別	1位	2位	3位	4位	5位	6位	総数
女性	高齢による衰弱 26.9%	骨折・転倒 26.2%	関節の病気(リウマチなど) 22.0%	認知症(アルツハイマー病など) 15.2%	糖尿病 10.8%	脊椎損傷	回答者数 183人
男性	脳卒中 30.1%	糖尿病 21.3%	心臓病 19.7%	高齢による衰弱 16.4%	骨折・転倒 14.8%	認知症(アルツハイマー病など) 13.1%	回答者数 409人

資料:平成23年度介護保険サービス利用意向調査(くすのき広域連合)

※くすのき広域連合

門真市、守口市、四條畷市の3市の介護保険事業を保険者として運営しています。



男女が心身ともに健康で充実した生活を送るためには、生涯を通じた健康管理が必要です。特に女性は妊娠や出産の機会があり、女性特有の健康に関する問題にも直面するため、身体と性の健康に関する正しい知識を持つとともに、男性も女性の性と生命を尊重する意識を高める必要があります。

しかしながら、市民意識調査にも見られたように、女性の人権に対する尊重意識が低い状況にあります。

また、全国的に青少年の飲酒や喫煙、薬物などの健康を損なう問題や子どもの食生活の乱れなどの問題もあり、幼少期からの性と生命を大切にする教育や食育の取り組み、生活習慣の確立などが重要な課題となっています。

**施策 1** 生涯を通じ男女が健康を保持・増進できるよう、心身の健康に関する啓発・教育を進める

- ◆男女がともに「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）<sup>※</sup>」について正しく理解できるように、さまざまな機会を活用して啓発を進めます。
- ◆学校においては、児童・生徒に生命の大切さなど、人権尊重の精神に基づく性教育を進めます。
- ◆健康に重大な影響を及ぼす薬物乱用やH I V / エイズ<sup>※</sup>、性感染症などに関して、正しい知識の普及を進めます。
- ◆喫煙や過度の飲酒は健康を損ないやすく、特に女性は妊娠や出産に際して胎児に悪影響を与えることから、受動喫煙防止対策の徹底を呼びかけます。

**市の役割**

項 目	取り組み内容
①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する啓発	女性の人権として、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の正しい概念を周知します。 ● 広報紙やホームページなどを活用した周知・啓発など
②性の尊重に関する教育の推進	性と生殖に関して健康であることの重要性や性感染症、H I V / エイズなどに関する正しい知識の普及啓発を進めます。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの体と健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的、精神的、社会的な諸権利が基本的人権として保障される考え方をいいます。

※H I V / エイズ

人に免疫低下を起こすウイルス（H I V）の感染による感染症で、免疫不全を起こし、悪性腫瘍などを発症する症候群をいいます。

項 目	取り組み内容
③男女の健康に関する啓発	男女の健康に関する啓発について、生活習慣病予防教室や骨粗しょう症予防教室などを開催し、広報紙などを活用し、市民が受講しやすい内容に努めます。
④飲酒、喫煙、薬物乱用防止対策などの推進	医師会や保健所などの関係機関、学校、家庭、地域などとの連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用防止対策に努めます。

### 市民、地域、事業者の役割

- 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）やHIV/エイズ、性感染症などについて、正しく理解しましょう。
- 飲酒や喫煙、薬物など健康を脅かす問題について、正しく理解しましょう。

## 施策 2 生涯各期に応じた健康対策を進める

- ◆安心して出産できるように、妊娠・出産期の保健対策の充実に努めます。
- ◆乳幼児期から高齢期に至るまで、健全な食生活を実践できるように、関係機関や団体などと連携し、食育の推進を図ります。
- ◆ライフステージ<sup>※</sup>に対応した男女の健康づくりを支援します。

### 市の役割

項 目	取り組み内容
①妊娠や出産などに関する健康支援	飛び込み出産の防止や妊娠高血圧症候群、貧血の早期発見など、妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査の周知と受診の促進を図ります。また、相談や乳幼児健診、訪問活動など、母子の健康の保持・増進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ママパパ教室及びサンデーママパパ教室の開催</li> <li>● マタニティーキーホルダー配布による啓発など</li> </ul>

#### ※ライフステージ

人間の一生における乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期などのそれぞれの段階をいいます。

項 目	取り組み内容
②乳幼児期からの食育の推進	健康づくりの基礎となる乳幼児期に、適切な食習慣の確立や食を通じた豊かな人間性の構築、家族の関係づくりなどを深めるため、食生活の重要性について、総合的な食育の推進を図ります。 ● 離乳食講習会や乳幼児期の食生活についての個別相談の実施など
③成人・高齢期における健康づくりの推進	死因や要介護等認定の原因疾患の男女の違いなどを踏まえ、がん検診の受診や疾病に関する正しい知識の啓発を進めます。また、心の健康相談の充実に努めます。 ● がん検診などの実施及び周知 ● 健康相談の実施など
④健康づくりを意識した運動習慣の促進	生涯を通じ、健康づくりを意識した運動の習慣づけをめざし、啓発を行うとともに、年代や体力に応じたスポーツ活動を促進します。 ● 歩こうよ歩こうね運動の実施など

#### 市民、地域、事業者の役割

- 妊娠・出産期の女性の心身の状態の理解や育児の知識を身につけるため、男性も積極的にママパパ教室などに参加しましょう。
- 自らの健康に関心を持ち、健康診査を進んで受けましょう。
- 健康に不安や悩みを持ったときは、かかりつけ医や保健福祉センターなどで早い時期に相談や診察を受けましょう。
- 地域での健康づくりや介護予防、スポーツ活動などに参加し、自分に適した活動に継続して取り組みましょう。

#### 目標値を設定する取り組み内容

取り組み内容の指標	現状	10年後の目標
①乳がん・子宮がん検診の受診率の向上	乳がん：13.5% 子宮がん：13.0%	➔

## 方針2 さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

### 【現状と課題】

#### <さまざまな困難を抱える人を取り巻く環境について>

門真市では生活保護受給世帯数が年々増加し、府内でも生活保護受給率が高くなっています。母子世帯や高齢者、障がいのある人などが、働く意欲を生かして経済的にも自立した生活を送ることができるようにする必要があります。

また、世帯規模の縮小やコミュニティ意識の希薄化など、家族や地域の相互扶助機能が低下している中で、さまざまな困難に直面し支援を必要とする人に対応したセーフティネット<sup>※</sup>の再構築が必要です。

さらに、母子家庭や寡婦、障がいのある人、在住外国人が女性であることでさらに複合的に困難な状態に置かれやすいことから、適切な支援が必要になります。

このため、関係課や関係機関、地域団体、NPO<sup>※</sup>などと連携し、セーフティネットの再構築を進め、個人それぞれの生き方に対応した相談や支援に取り組みます。

### 施策

#### 1

### 困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援を強化する

- ◆高齢者や障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるように、介護保険サービスや障がい福祉サービスなどの提供に努めます。
- ◆さまざまな課題を解決するため、関係課や関係機関、校区福祉委員会<sup>※</sup>やNPOなどと連携を図り、市民の福祉課題などの解決に向けた取り組みを促進します。
- ◆身近な相談窓口の情報など各種支援情報について、生活困難などに直面する人々に届くように、地域住民や地域団体などと連携して情報を発信します。

### 市の役割

項目	取り組み内容
①ひとり親家庭に対する支援	母子家庭等ひとり親家庭の自立支援を計画的に進めます。 ● 母子自立支援相談の実施など

#### ※セーフティネット

困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になるのを防止する仕組み、または装置をいいます。

#### ※NPO

民間非営利組織などと訳され、福祉をはじめさまざまな分野における自主的な社会活動を行っています。平成10年3月にはNPOに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法（NPO法）」が成立しました。

#### ※校区福祉委員会

小学校区を単位とする住民の自主的な組織で、地域で組織されている関係団体が協力しながら身近な福祉問題の解決に向けて取り組んでいます。

項 目	取り組み内容
②高齢者に対する支援	介護保険サービスの提供を進め、地域での自立した生活を支援するための事業を推進します。
③障がいのある児童に対する支援	障がいのある子どもが、地域で社会の一員として主体的に生きる力を高められるように、関係機関などと連携し、ライフステージ <sup>※</sup> に合った福祉・保健・医療などを支援します。
④障がいのある人に対する支援	障がい福祉サービスの提供を進め、地域での自立した生活を支援するための事業を推進します。
⑤生活が困窮している人に対する自立支援	生活が困窮している人への相談や指導・助言を行い、自立に向けた支援に努めます。
⑥就労困難者に対する就労支援	母子家庭の母や寡婦、高齢者や障がいのある人など、就労が困難な人の就労を促進するため、ハローワーク <sup>※</sup> 等関係機関と連携し、就労機会の確保・拡大に努めます。 ● 地域就労支援事業など
⑦小地域活動の推進	地域の高齢者や障がいのある人、子育て中の親子など支援を必要とする人々が住み慣れたまちで安心して生活できるように、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合いの取り組み「小地域活動」を推進し、地域力の強化を図ります。 ● 小地域ネットワーク活動推進事業など

### 市民、地域、事業者の役割

- 校区福祉委員会や自治会などで、地域で支援を必要とする人の把握や見守り活動などを進めましょう。
- 母子家庭の母や高齢者、障がいのある人などが経済的にも自立して暮らせるように、また、生きがいを持って働けるように、事業者などは訓練や就業の機会の提供に積極的に協力しましょう。

### 目標値を設定する取り組み内容

取り組み内容の指標	現状	10年後の目標
①生活困窮者のための相談事業数	6事業	

#### ※ライフステージ

人間の一生における乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期などのそれぞれの段階をいいます。

#### ※ハローワーク

公共職業安定所の愛称です。

- ◆ひとり親であること、障がいがあること、外国人であることなどにより、困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人がいることを留意して施策を推進します。

**市の役割**

項 目	取り組み内容
①情報提供の充実	母子家庭や寡婦、障がいのある女性、外国人女性などが、安心して日常生活を送ることができるように、生活情報や行政サービス情報などを提供します。
②相談体制の充実	母子家庭や寡婦、障がいのある女性、外国人女性などが、安心して日常生活を送ることができるように、また、人権侵害などの事象に総合的に対応できるように、関係課や関係機関との連携強化を図ります。
③複合的な課題に関する対応	さまざまな複合的な課題を抱えた家庭の悩みや困難を解決するため、関係課や関係機関などとの連携による対応の充実を図ります。

**市民、地域、事業者の役割**

- 地域に居住する母子家庭や障がいのある女性、外国人女性などが日常的に困ったことが見受けられる場合、民生委員児童委員をはじめ自治会長などは、市役所への情報提供に協力しましょう。
- 在住外国人が生活情報や行政サービスなどを得やすいように、市役所との橋渡しや外国語ボランティアに協力しましょう。

※民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受け、高齢者をはじめ障がいのある人、児童、ひとり親家庭などの相談や福祉サービスの利用案内などの社会奉仕活動を行います。担当区域がそれぞれ決まっています。

## 第3章 計画の推進

# 1 計画の推進体制

## ① 庁内推進体制の充実

この計画に基づく施策を総合的かつ効果的に進めるため、市長を本部長とし、各部署長を委員とする「門真市男女共同参画社会推進本部」を中心として、関係部署間の有機的な連携と緊密な調整を行うなど、庁内推進体制の強化を図ります。その中で年次ごと、あるいは複数年にまたがって重点的に取り組む必要がある課題については、その解決に向け、全庁をあげて積極的かつ集中的に取り組む、10年間で基本目標を達成するよう努めます。

また、すべての職員が男女共同参画の視点に立って施策の策定や執務にあたることできるように、男女共同参画に対する理解と認識を深めるための計画的な研修に取り組めます。

## ② 国・府・自治体間との連携の推進

計画に掲げる施策・事業の中には、市が主体的に取り組んでいくもののほか、制度や法律など国・府の施策の取り組みによるものも多くあります。国・府との連携を強化し、必要に応じて協力を要請します。

また、DV<sup>\*</sup>被害者の一時保護など、近隣自治体などとの協力により推進する必要がある施策や類似の課題などの解決に向けて、近隣自治体などとの協力関係を強化します。

## ③ 市民、事業者などとの協働による推進

「門真市男女共同参画推進条例」には、市の責務とともに、市民の責務、事業者の責務を明記しています。門真市がめざす将来像「いきいきと男女がともに輝く男女共同参画都市」を実現するためには、市と市民、事業者などが連携を強化し、協働することが必要です。そのため、市は条例とともに「第2次かどま男女共同参画プラン」について普及を図り、一体となって男女共同参画社会づくりを進めていきます。

---

※ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人など親密な関係にある男女間において加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいいます。



## 2 計画の進行管理

### ① 進行管理

「門真市男女共同参画推進条例」第20条に基づき、男女共同参画施策の実施状況などについてとりまとめ、毎年「門真市男女共同参画審議会」において審議してきました。今後は、目標を設定した施策項目をはじめ施策の実施状況を点検し、次の施策の展開に生かすなど、計画（PLAN）⇒実施（DO）⇒評価（CHECK）⇒改善（ACTION）に基づく進行管理の確立に努めます。

### ② 調査研究

「門真市男女共同参画推進条例」第12条に基づき、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究に取り組みます。

# 資料編

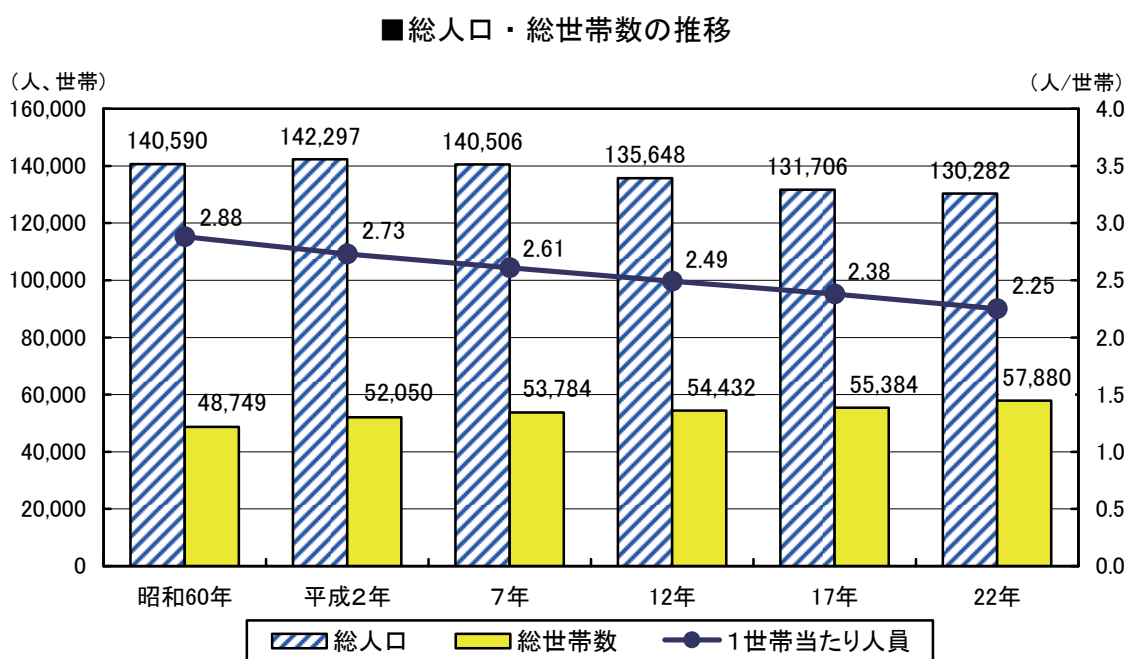
# 1 門真市の人口や世帯などの動き

## (1) 少子高齢化の進行

### ① 人口減少社会の到来と世帯規模の縮小

国勢調査から門真市の人口をみると、昭和50年の143,238人をピークに、以後は微増減を繰り返しながら、近年は減少傾向を示し、平成22年では130,282人となっています。

一方、世帯数は一貫して増加を続け、平成22年では57,880世帯となり、1世帯当たり人員は2.25人と縮小の一途をたどっています。



資料：各年国勢調査(10月1日現在)

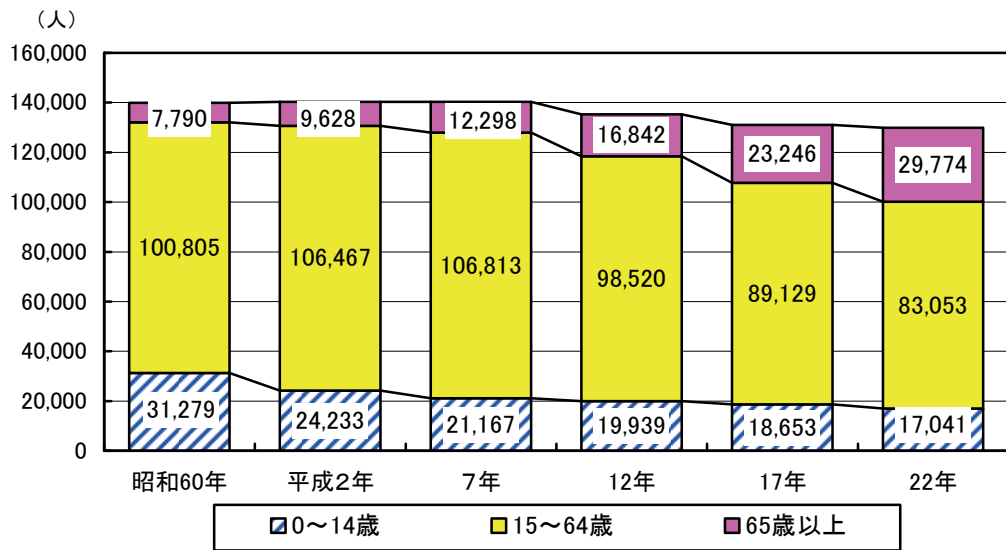
### ② 少子高齢化の一層の進行

0～14歳、15～64歳、65歳以上の年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口は昭和60年の31,279人が、平成17年には18,653人にまで減少し、平成22年には17,041人とさらに減少しています。

15～64歳の生産年齢人口は、平成7年がピークで106,813人となっていました。以後は減少を続け、平成17年には89,129人に、また、平成22年には83,053人とさらに減少しています。

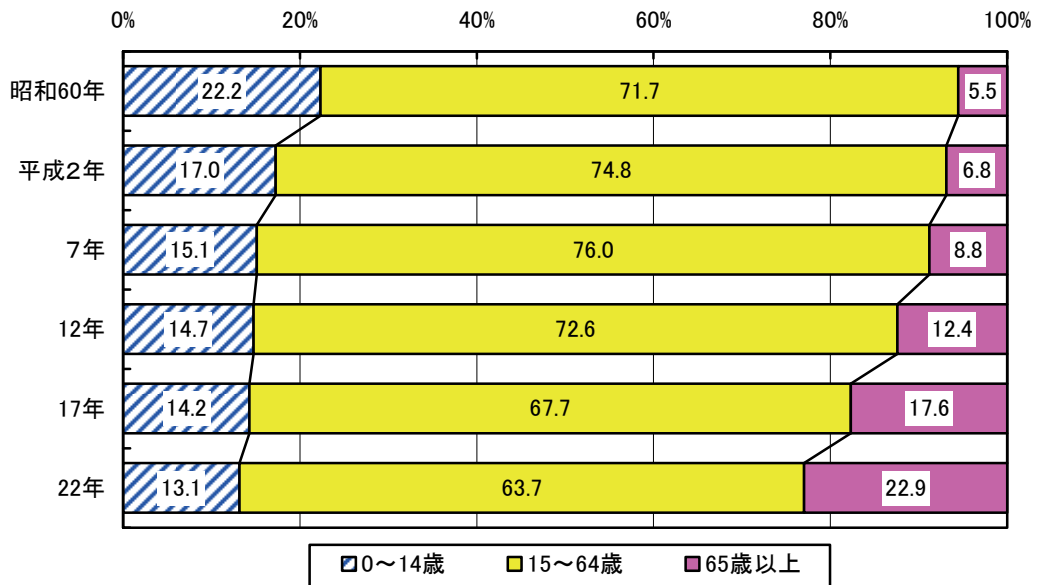
一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和60年には7,790人で、年少人口の4分の1にすぎませんでしたが、増加の一途をたどり平成17年には23,246人となり、年少人口を超えています。また、平成22年には29,774人とさらに増加しています。

### ■ 年齢3区分別人口の推移



資料：各年国勢調査（10月1日現在）

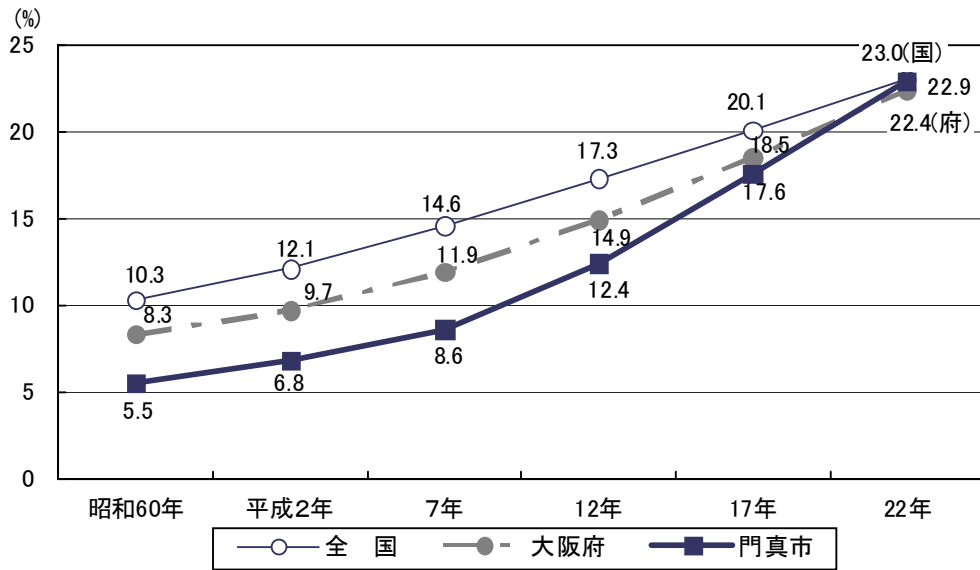
### ■ 年齢3区分別人口構成の推移



資料：各年国勢調査（10月1日現在）

門真市の高齢化率（65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合）をみると、これまで大阪府及び全国を下回る水準で推移し、平成7年までは大阪府に比べて3ポイント程度低く推移していました。しかし、平成17年ではその差が0.9ポイントに縮小し、平成22年では22.9%となり、大阪府の22.4%より若干高く、全国の23.0%と同程度で、門真市は大阪府平均や全国平均を上回るスピードで、高齢化が急速に進行しています。

## ■高齢化率の推移



資料：各年国勢調査(10月1日現在)

## (2) 世帯構造の変化

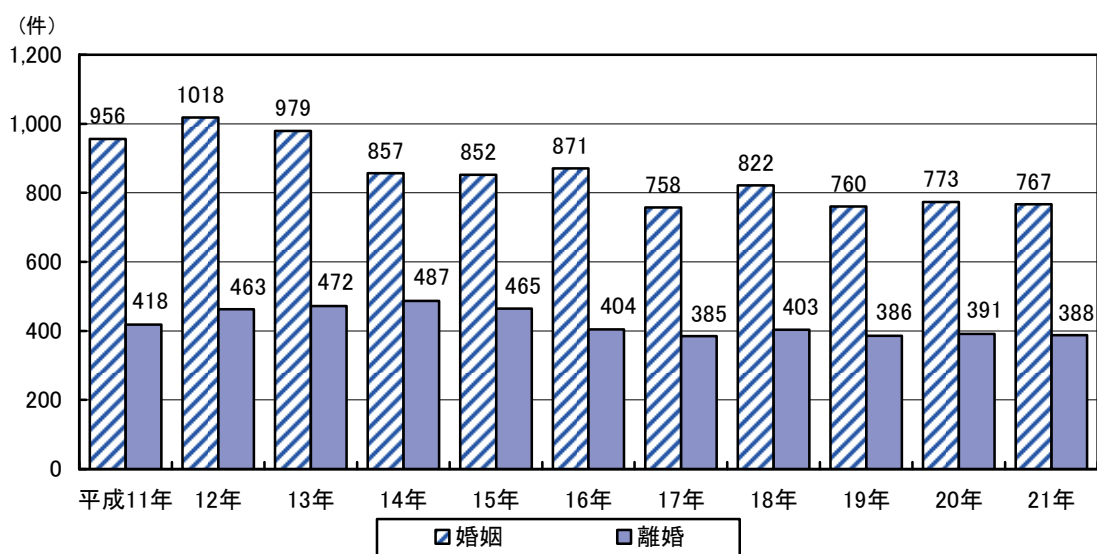
### ① 婚姻・離婚ともに減少傾向にあるものの、依然離婚率は全国や大阪府に比べて高い

この10年間の婚姻件数は、平成14年には900件を割り、その後も増減を繰り返しながら減少傾向を示し、平成21年には767件となっています。

一方、離婚件数は、平成14年の487件をピークに減少傾向を示し、平成21年には388件となっています。

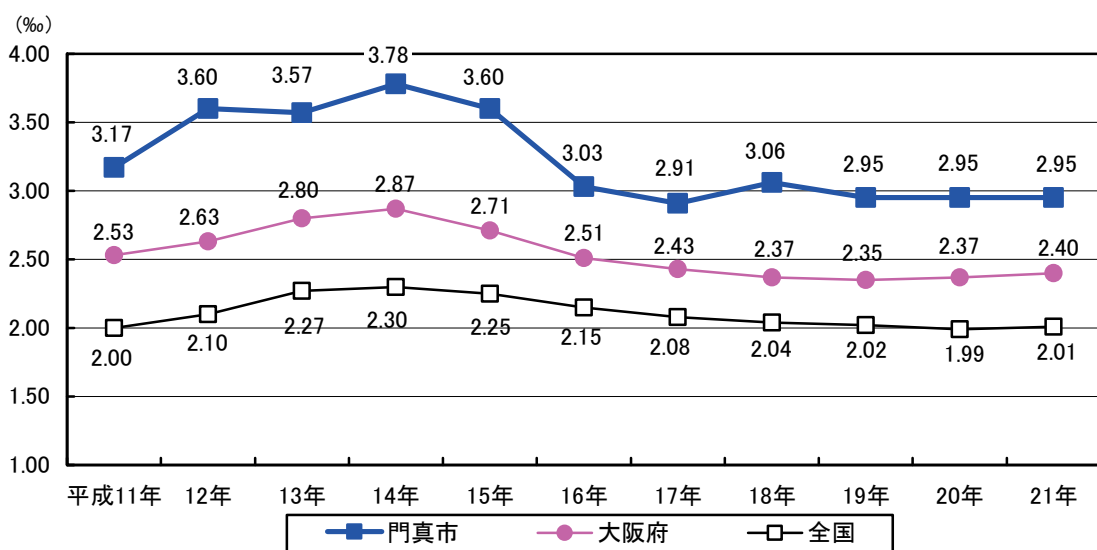
離婚率（人口千人当たりの年間の離婚件数）をみると、この10年間では平成14年をピークに低下傾向にありましたが、平成19年からは2.95%で横ばいとなっています。全国及び大阪府と比べると、一貫して高い水準で推移し、平成21年では門真市の2.95%に対して、全国が2.01%、大阪府が2.40%となっています。

### ■ 婚姻・離婚の推移



資料:市調べ

### ■ 離婚率の推移



資料:全国、大阪府は人口動態総覧、門真市は市調べ

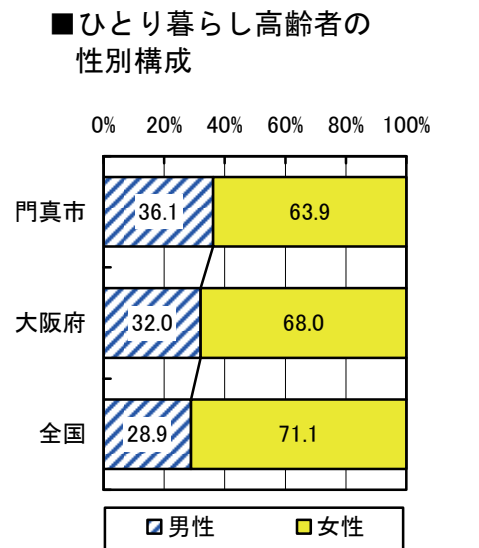
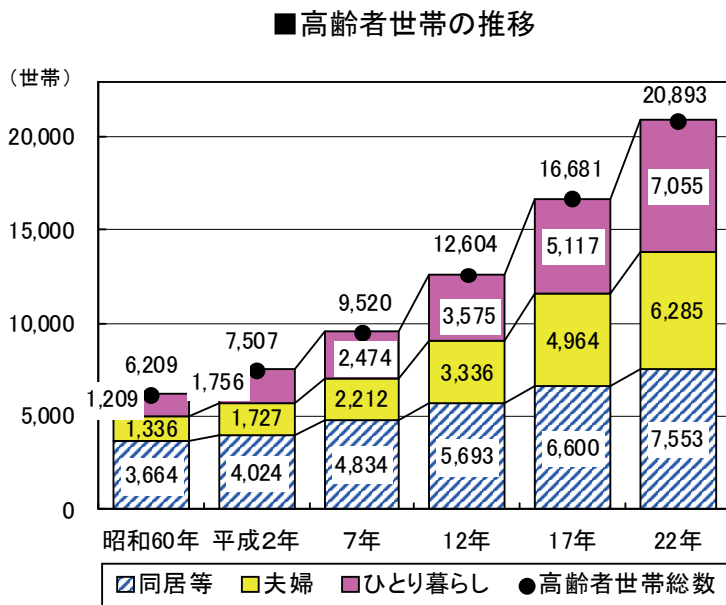
注)‰(パーミル)は千分率をいい、人口千人当たりの年間の離婚件数の割合を示しています。

## ② ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加

国勢調査から、門真市の高齢者世帯（65歳以上の高齢者がいる世帯）の推移をみると、昭和60年の6,209世帯から平成22年には20,893世帯と3.4倍に増加し、市全体の総世帯数の伸びの1.2倍を大きく上回っています。

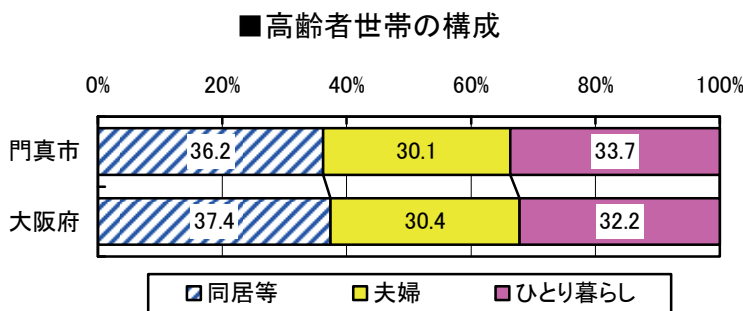
高齢者世帯が総世帯に占める割合は、昭和60年の12.7%から平成22年には36.1%に上昇しています。特にひとり暮らしや夫婦のみの高齢者は、昭和60年の2,545世帯から平成22年には13,340世帯と5.2倍になり、高齢者世帯総数に占める割合は、昭和60年の41.0%から平成22年には63.8%と上昇しています。なお、平成22年の大阪府平均は62.6%で、門真市は大阪府平均を若干上回っています。

また、平成22年のひとり暮らし高齢者世帯の性別構成をみると、男性が36.1%、女性が63.9%で、女性が6割を超えています。なお、大阪府平均は男性が32.0%、女性が68.0%、全国平均は男性が28.9%、女性が71.1%で、門真市は男性のひとり暮らし高齢者率が大阪府より4.1ポイント高く、全国よりも7.2ポイント高くなっています。



資料：平成22年国勢調査（10月1日現在）

資料：各年国勢調査（10月1日現在）

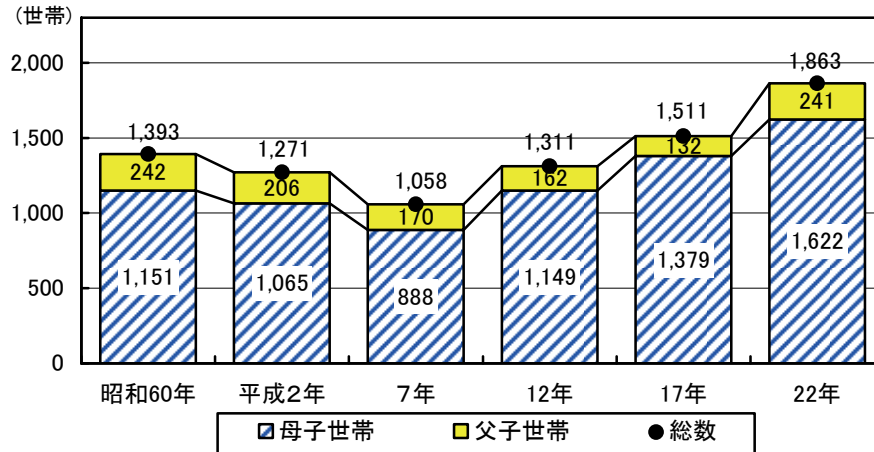


資料：平成22年国勢調査（10月1日現在）

### ③ 母子世帯が近年、増加傾向に

国勢調査から母子世帯及び父子世帯の推移をみると、平成7年にともに減少しましたが、その後母子世帯は増加傾向にあり、平成22年には1,622世帯となり、父子世帯も241世帯と平成7年に比べて増加しています。

■ 母子世帯・父子世帯の推移



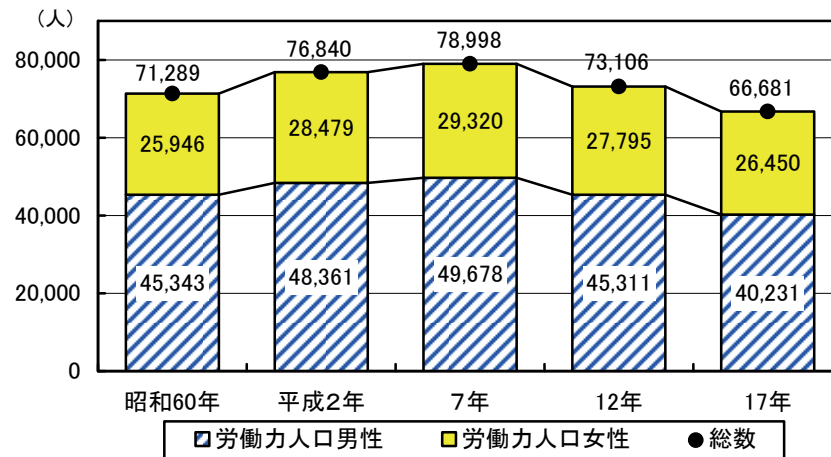
資料: 各年国勢調査(10月1日現在)

## (3) 労働・就業構造の変化

### ① 女性の労働力人口全体に占める割合が増加

国勢調査から男女の労働力人口の推移をみると、男女ともに平成7年をピークに減少傾向を示しています。その中で、女性労働力の占める割合は、昭和60年の36.3%が年々上昇し、平成17年には39.7%となっています。

■ 男女別労働力人口の推移



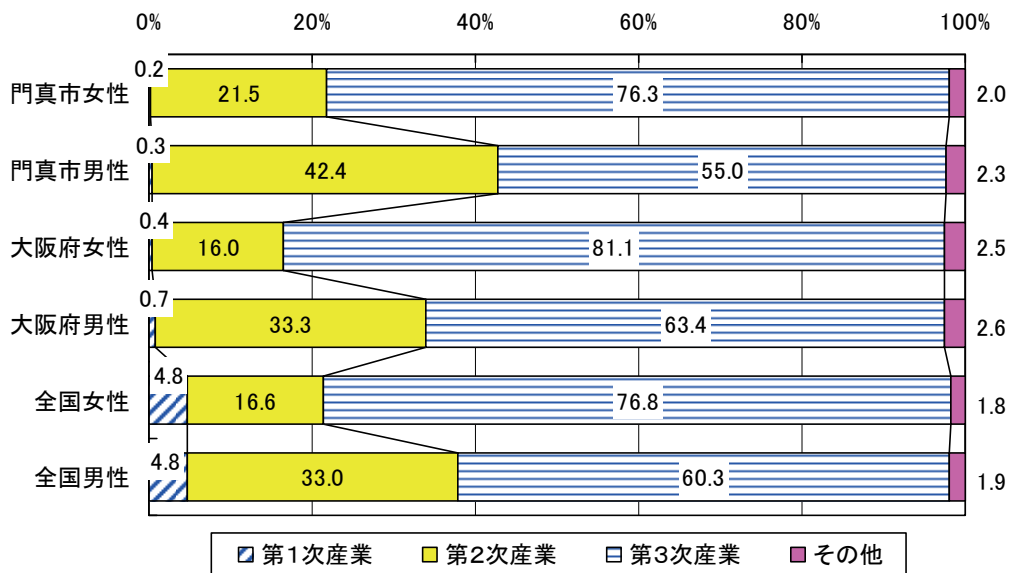
資料: 各年国勢調査(10月1日現在)



## ② 門真市は男女ともに第2次産業比率が大阪府及び全国と比べて高い

平成17年の国勢調査から、男女別の産業3分類別就業者数の構成比をみると、男女ともに第3次産業が最も高く、女性が76.3%、男性が55.0%となっています。また、第2次産業は女性が21.5%、男性が42.4%で、ともに大阪府及び全国に比べて高くなっています。

■ 男女別産業3分類別就業者数の構成比と大阪府・全国との比較



資料: 平成17年国勢調査(10月1日現在)

注) 第1次産業: 農業、林業、漁業

第2次産業: 鉱業、建設業、製造業

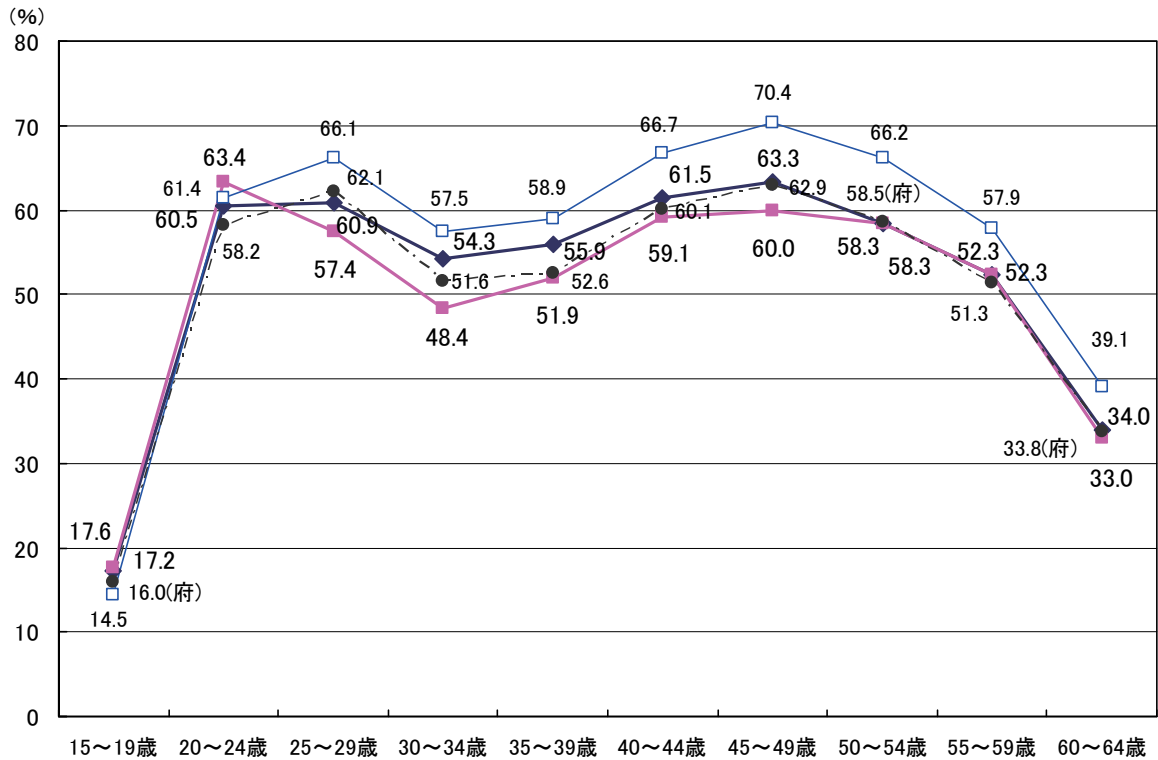
第3次産業: 卸売・小売業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務

## ③ 女性のM字カーブが徐々に解消、男性は各年代で就業率が低下

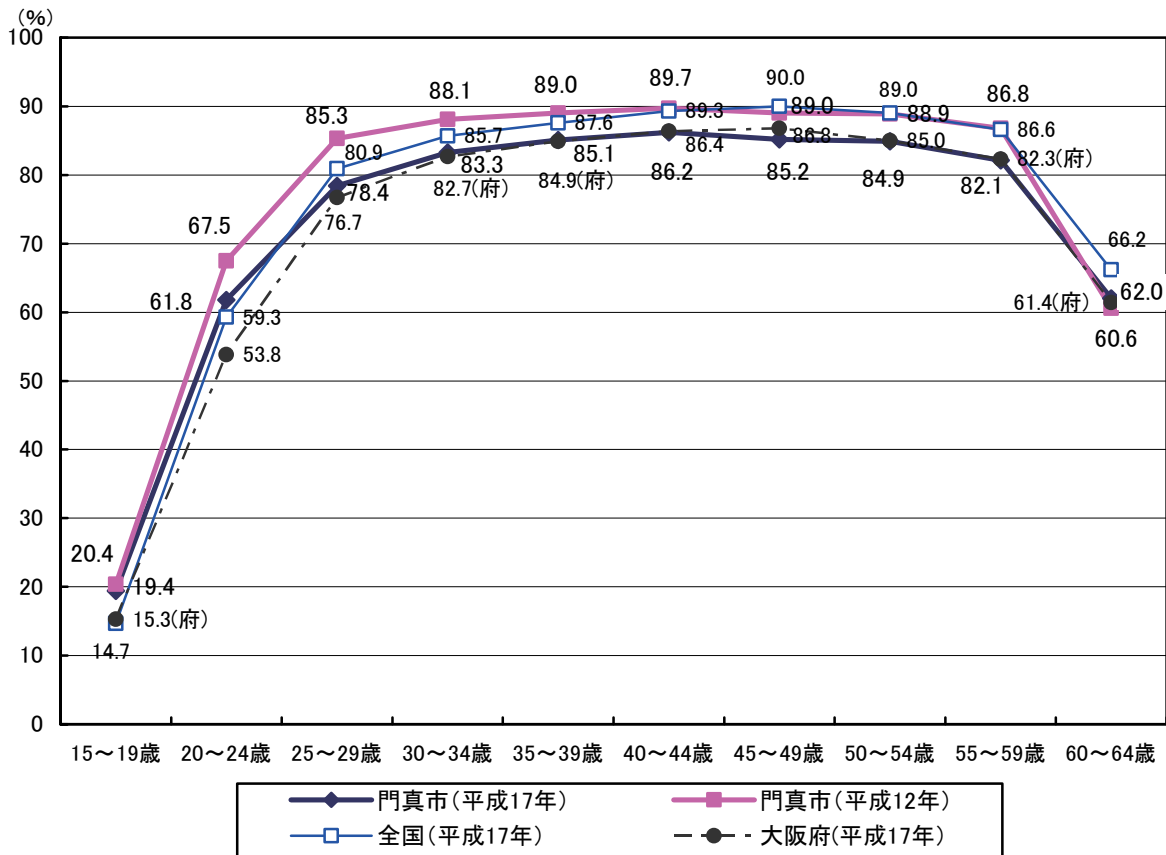
国勢調査から、年齢5歳階級別の就業率（年齢別人口総数に対する年齢別就業者総数の割合）をみると、女性の平成17年では、15～19歳は全国及び大阪府より高く、20～24歳以降は大阪府よりは若干高いか同程度ですが、全国よりも低い水準です。しかし、25歳から49歳までの各年齢層では平成12年よりも高くなっています。

一方、男性の平成17年では、15～19歳、20～24歳は全国及び大阪府よりも高いものの、25～29歳以降は大阪府とは同程度ですが、全国よりも低い水準です。また、全国と同様に60～64歳以外は各年齢層で就業率が低くなっていますが、特に25～29歳は6.9ポイントも低下し、非正規雇用や就業しない若者が増加している問題がうかがえます。

■女性の年齢階級別就業率の推移



■男性の年齢階級別就業率の推移



資料:各年国勢調査(10月1日現在)

## 2 計画の策定経過

年月日	事項	内容
平成22年 11月15日 ～30日	男女共同参画に関する 市民意識調査	●門真市在住の20歳以上75歳未満の男女を対象に アンケート調査を実施 配布：1,400件 回収：474件 回収率：33.9%
	男女共同参画に関する 事業所アンケート調査	●公正採用選考人権啓発推進員を配置している事業 所の中から無作為抽出し、アンケート調査を実施 配布：100件 回収：48件 回収率48.0%
平成23年 3月25日	平成22年度門真市 男女共同参画審議会	案件1 平成21年度門真市男女共同参画施策の報告 案件2 その他
4月26日	平成23年度第1回 門真市男女共同参画 社会推進本部会議	案件1 「(仮称)新かどま男女共同参画プラン」の策定 について (1)「かどま男女共同参画プラン」の概要について (2)「平成22年度門真市男女共同参画に関するア ンケート調査」の概要について (3)今後のスケジュールについて 案件2 その他
5月12日	平成23年度第1回 門真市男女共同参画 審議会	案件1 「(仮称)新かどま男女共同参画プラン」の策定 について (1)「かどま男女共同参画プラン」の概要について (2)「平成22年度門真市男女共同参画に関するア ンケート調査」の概要について (3)今後のスケジュールについて 案件2 その他
6月28日 ～30日	門真市男女共同参画 研究講座	●講演会 28日：内容「市の男女共同参画の現状について」 ●参加者によるワークショップ 男女共同参画社会の実現に向け、計画において、市 が取り組む施策や市民、地域団体、事業者などが取 り組む内容の検討などを目的に実施 29日：内容「自分らしさとは何だろう？」 30日：内容「男女共同参画社会の実現のために」
8月5日	平成23年度第1回 門真市男女共同参画 社会推進本部幹事会	案件1 「(仮称)新かどま男女共同参画プラン」の策定 について 案件2 「平成22年度門真市男女共同参画に関するア ンケート調査」の概要について 案件3 門真市男女共同参画研究講座の開催について 案件4 その他の取り組みについて
8月23日	平成23年度第1回 門真市男女共同参画 審議会作業部会	案件1 部会長、副部会長の選出について 案件2 「(仮称)新かどま男女共同参画プラン」の策定 について (1) 現行計画の施策・事業等の取組状況について (2) 新計画の目次構成・施策の体系について (3) 新計画の事業の数値目標について (4) 重点的取り組みについて 案件3 その他

年月日	事項	内容
10月3日	平成23年度第2回 門真市男女共同参画 審議会作業部会	案件1 「(仮称)新かどま男女共同参画プラン」の策定 について (1) 新計画の骨子案について (2) 新計画の目標値及び重点的取り組みについて 案件2 その他
10月21日	平成23年度第2回 門真市男女共同参画 社会推進本部幹事会	案件1 「(仮称)新かどま男女共同参画プラン」の策定 について (1) 新計画の骨子案について 案件2 その他
10月31日	平成23年度第3回 門真市男女共同参画 審議会作業部会	案件1 「(仮称)新かどま男女共同参画プラン」の策定 について (1) 新計画の素案について 案件2 その他
11月22日	平成23年度第2回 門真市男女共同参画 審議会	報告1 作業部会での調査審議の状況及び結果に ついて(部会長報告) 案件1 「(仮称)新かどま男女共同参画プラン」の策定 について (1) 新計画の素案について 案件2 その他
11月29日	平成23年度第2回 門真市男女共同参画 社会推進本部会議	報告1 新計画の素案作成に至る経過について 案件1 「(仮称)新かどま男女共同参画プラン」の策定 について (1) 新計画の素案について 案件2 その他
12月27日	平成23年度第3回 門真市男女共同参画 審議会	案件1 「(仮称)新かどま男女共同参画プラン」の策定 について (1) 新計画の素案について 報告1 平成22年度「かどま男女共同参画プラン」 施策推進状況について 報告2 その他
平成24年 1月5日～25日	パブリックコメント (意見公募)	「(仮称)新かどま男女共同参画プラン」の素案について 市ホームページに掲載するとともに、人権政策課、情報 コーナーなどで閲覧による市民意見を募集
2月24日	平成23年度第4回 門真市男女共同参画 審議会	報告1 「(仮称)第2次かどま男女共同参画プラン」の 策定について (1) パブリックコメントの実施結果について 案件1 答申について 案件2 その他
3月26 日	平成23年度第3回 門真市男女共同参画 社会推進本部会議	案件1 「(仮称)第2次かどま男女共同参画プラン」の 策定について 案件2 その他

### 3 門真市男女共同参画推進条例等

#### ○門真市男女共同参画推進条例

平成17年3月31日門真市条例第1号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会の動きと連動して進められ、男女共同参画社会の実現が21世紀における我が国社会を決定する最重要課題との位置付けのもとに、総合的かつ計画的に取組を推進するため、男女共同参画社会基本法が制定された。

門真市においては、男女が互いに認め合いながら、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するため、これまで様々な取組を推進してきたが、家庭、地域、学校、職場その他の社会の様々な分野においては、依然として性別による役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く見受けられる状況にある。また、近年においてセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスも顕在化しており、課題の解決に向けた一層の取組が求められている。

少子高齢化や国際化、高度情報化等社会経済情勢が大きく変化する中であって、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が社会の対等な構成員として互いの人権を尊重しつつ、社会のあらゆる分野において自らの意思によって参画し、共に喜びや責任を分かち合い、生き生きと活動できることが不可欠である。

ここに門真市は、男女共同参画社会の実現をめざして、市、市民及び事業者が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）その他のこれに準ずる親しい関係にある者又はかつて配偶者であった者に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力行為その他の苦痛を与える行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。
- (3) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、社会の基盤としての家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、学校、職場等における活動を行うことができるようにすること。
- (6) 男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を考慮して行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画施策の実施に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力的行為その他性差別を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、第19条第1項に規定する門真市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発の充実に努めるものとする。

(教育及び学習の推進)

第14条 市は、市民及び事業者が教育又は学習を通じて男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等が行う活動への支援)

第15条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(苦情等の処理)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他の意見(以下「苦情等」という。)がある場合は、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、次条第1項に規定する門真市男女共同参画苦情処理委員の意見を聴き、必要な措置を講ずるものとする。

(門真市男女共同参画苦情処理委員)

第17条 前条第1項の規定による苦情等の申出を適切かつ迅速に処理するため、門真市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 苦情処理委員は、3人以内とし、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(相談の処理)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に関して相談を受けたときは、国等の関係機関との連携を図りながら、適切かつ迅速に処理するものとする。

(門真市男女共同参画審議会)

第19条 男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べるため、門真市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 審議会の委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 審議会の男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(男女共同参画施策の実施状況等の公表)

第20条 市長は、毎年1回、男女共同参画施策の実施状況等について、公表するものとする。



(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第16条、第17条、第19条及び附則第3項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成17年9月門真市規則第54号で、同17年10月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際に現に策定されている男女共同参画の推進に関する計画であって、男女共同参画計画に相当するものは、第9条（第5項を除く。）の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

男女共同参画苦情処理委員	日 20,000円
男女共同参画審議会委員	日 8,400円

## ○門真市男女共同参画推進条例施行規則

平成17年9月30日門真市規則第55号

改正

平成18年9月29日門真市規則第50号

平成20年3月31日門真市規則第13号

平成23年3月16日門真市規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市男女共同参画推進条例（平成17年門真市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員)

第2条 条例第17条第1項の規定に基づく門真市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の委嘱に当たっては、男女それぞれ1人以上を選任するものとする。

2 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

3 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(苦情処理委員の職務等)

第3条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 条例第16条第1項の規定による苦情その他の意見（以下「苦情等」という。）の申出について、調査を行うこと。

(2) 前号の規定により調査をした事案について、男女共同参画の推進その他総合的な見地から、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは市長に意見を述べること。

(3) 前2号に掲げる職務に付随する事務を行うこと。

2 苦情処理委員は、公正かつ中立に前項の職務を遂行しなければならない。

(申出の方法)

第4条 条例第16条第1項の規定に基づく苦情等の申出をしようとする者（以下「申出人」という。）は、男女共同参画施策苦情等申出書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。ただし、市長が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法でこれを行うことができる。

2 申出人は、前項ただし書の規定により口頭等で苦情等の申出をしようとするときは、次に掲げる事項を陳述しなければならない。この場合において、市長は、その内容を男女共同参画施策苦情等申出書に記録するものとする。

(1) 申出人の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号

(2) 苦情等の趣旨及び理由

(3) 他の機関への相談等の状況

(苦情処理委員への調査の依頼)

第5条 市長は、苦情等の申出があったときは、次条に規定する場合を除き、担当の苦情処理委員を指定して、当該苦情等の調査を依頼するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、複数の苦情処理委員をもって構成する合議体が共同して職務を行うことができる。

(調査をしない申出)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情等の申出については、苦情処理委員に調査を依頼しないものとする。

- (1) 裁決等により確定した事項又は裁判所において係争中若しくは判決等のあった事項
- (2) 行政庁において不服申立ての審理中の事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項
- (5) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (6) 苦情内容が実質的には専ら私人間の紛争の解決を目的にしていると判断される事項
- (7) 条例又はこの規則の規定に基づく苦情処理委員の行為に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が苦情処理委員に調査の依頼をすることが適当でないと認める事項

2 市長は、前項の規定により苦情処理委員に調査の依頼をしないときは、苦情等の調査非該当通知書(様式第2号)により、速やかに当該申出人に対し、通知するものとする。

3 市長は、調査を依頼した事案が、第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に該当するに至ったときは、苦情処理委員に第3条第1項に規定する業務の中止を依頼するものとする。

4 市長は、前項の規定により調査の業務を中止したときは、苦情等の調査中止通知書(様式第3号)により、速やかに当該申出人に対し、通知するものとする。

(苦情処理委員による調査)

第7条 苦情処理委員は、市長が調査の依頼をしたときは、直ちにその事案についての調査を開始するものとする。

2 苦情処理委員は、前項の調査を行うに当たり、必要に応じて、申出人の了解を得た上で、事情を確認することができる。

3 苦情処理委員は、第1項の調査を行うに当たって、必要に応じて、当該申出に係る市の機関に対し説明を求め、又はその保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めることができる。

(調査の結果の報告)

第8条 苦情処理委員は、前条の調査が終了したときは、市長に対して、事案についての見解を付して調査の結果を報告するものとする。

(是正の指示等)

第9条 市長は、前条の調査結果報告書に付された意見に基づき、書面により、当該申出に係る市の機関に対し、是正の指示又は是正の要望をするものとする。

2 前項に規定する是正の指示又は是正の要望を受けた市の機関は、当該是正の指示又は是正の要望に基づいて苦情処理方針を作成し、市長に報告しなければならない。

(苦情処理結果の通知)

第10条 市長は、苦情処理委員の調査結果等を添えて、苦情処理結果を申出人に対し、男女共同参画施策苦情等結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(苦情処理の状況の公表)

第11条 市長は、この規則の規定により実施した苦情処理の結果の概要を市民に公表するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第12条 条例第19条第1項に規定する門真市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第13条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第14条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する部会委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する部会委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

5 第12条第3項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中、「副会長」とあるものは「副部会長」と、「会長」とあるものは「部会長」と、「委員」とあるものは「部会委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第15条 審議会及び部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第16条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の運営)

第17条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第18条 苦情処理委員及び審議会の庶務は、市民部人権政策課において行う。

(細目)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日門真市規則第50号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日門真市規則第13号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月16日門真市規則第9号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## ○門真市男女共同参画社会推進本部規程

平成14年5月21日門真市庁達第10号

改正

平成16年7月2日門真市庁達第8号

平成17年1月19日門真市庁達第5号

平成17年4月15日門真市庁達第13号

平成17年8月9日門真市庁達第20号

平成18年1月12日門真市庁達第2号

平成19年7月5日門真市庁達第17号

平成20年5月22日門真市庁達第14号

平成23年3月30日門真市庁達第14号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現への施策を総合的に企画調整し、推進するため、門真市男女共同参画社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市における男女共同参画社会実現のための計画（以下「計画」という。）策定に関すること。
- (2) 計画の実施における関係部局間の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長の職にある者とし、副本部長は市民部を担当する副市長の職にある者とする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

副市長（前項の副市長を除く。）、教育長、水道事業管理者、統括理事、教育次長、総合政策部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境事業部長、都市建設部長、会計管理者、水道局長、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局生涯学習部長、選挙管理委員会事務局長、固定資産評価審査委員会事務局長、監査委員事務局長、公平委員会事務局長、議会事務局長
--

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、副本部長が議長となる。

2 推進本部の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(幹事会の設置)

第6条 推進本部の円滑な運営のため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、男女共同参画社会実現への実務的事項を協議する。

(幹事会の組織等)

第7条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

2 幹事長は、人権政策課長の職にある者とし、幹事は、次の表に掲げる職にある者とする。

総合政策部		秘書広報課長、企画課長、公民協働課長
総務部		法務課長、人事課長
市民部		地域活動課長、産業振興課長、市民課長
健康福祉部		福祉政策課長、健康増進課長、子ども課長、保護課長、障がい福祉課長、高齢福祉課長
教育委員会	学校教育部	学校教育課長
事務局	生涯学習部	地域教育文化課長、スポーツ振興課長

3 幹事長は、幹事会を総括する。

4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議長となる。

5 幹事長は、幹事会における協議事項を次の推進本部に報告しなければならない。

6 幹事会は、部会を設けることができる。

(関係者の出席等)

第8条 推進本部又は幹事会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は関係部局の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進本部及び幹事会の庶務は、市民部人権政策課において行う。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成16年7月2日門真市庁達第8号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成17年1月19日門真市庁達第5号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成17年4月15日門真市庁達第13号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成17年8月9日門真市庁達第20号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成18年1月12日門真市庁達第2号）  
この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成19年7月5日門真市庁達第17号）  
この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成20年5月22日門真市庁達第14号）  
この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日門真市庁達第14号）  
この規程は、平成23年4月1日から施行する。



#### 4 門真市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	各種団体等	備考
山本 博史	追手門学院大学社会学部教授	会長
西岡 敦子	大阪国際大学人間科学部准教授	副会長
上田 フサ	門真エイフボランタリーネットワーク	
川西 利則	門真市民生委員児童委員協議会	
木下 みゆき	財団法人大阪府男女共同参画推進財団 理事兼統括ディレクター	
栗原 久子	門真地区人権擁護委員会	
呉本 紀子	パナソニック株式会社エコソリューションズ社 ダイバーシティ推進室	
小谷 晴子	「女性のための相談」相談員	
高田 政義	市民代表	
長嶋 悦子	女性ライフの会	
中道 秀樹	弁護士	
二井 あや子	市民代表	
松尾 邦子	放送と女性ネットワークin関西	
松村 光庸	門真市男女平等教育推進委員会	
吉兼 和彦	門真市人権協会	

(敬称略)

## 5 門真市男女共同参画審議会作業部会名簿

### 【委員】

氏名	各種団体等	備考
木下 みゆき	財団法人大阪府男女共同参画推進財団 理事兼統括ディレクター	部会長
高田 政義	市民代表	副部会長
栗原 久子	門真地区人権擁護委員会	
呉本 紀子	パナソニック株式会社エコソリューションズ社 ダイバーシティ推進室	

### 【アドバイザー】

氏名	各種団体等	備考
山本 博史	追手門学院大学社会学部教授	

(敬称略)

## 6 男女共同参画関連の年表

(国際婦人年と定められ、第1回世界会議が開催された昭和50年以降)

年次	世界の動き	国の動き	府の動き	門真市の動き
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月 国際婦人年世界会議で「世界行動計画」採択(メキシコシティ)</li> <li>12月 第30回国際連合総会で1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置</li> <li>9月 内閣総理大臣官房審議室に「婦人問題担当室」を設置</li> <li>9月 「婦人問題企画推進本部会議」設置</li> </ul>		
昭和51年 (1976年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>6月 「民法」改正(離婚後の氏を選択)[昭51年6月施行]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月 労働福祉課に「女性問題担当窓口」を設置</li> </ul>	
昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>1月 婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定</li> <li>10月 総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月 「大阪府婦人問題推進会議」設置</li> </ul>	
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>12月 第34回国際連合総会で「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>3月 大阪府婦人問題推進会議より知事へ「女性の地位向上に関する提言」を提出</li> <li>8月 「大阪府婦人問題企画推進本部」設置</li> </ul>	
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月 「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月 「女子差別撤廃条約」署名</li> <li>5月 「民法」改正(配偶者の法定相続分引上げなど)[昭56年1月施行]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月 府民文化室に「婦人政策係」を設置</li> <li>8月 審議会などへの女性委員の登用目標率を10%に設定</li> </ul>	
昭和56年 (1981年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月 「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月 「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月 「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定</li> </ul>	
昭和57年 (1982年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>4月 府民文化室に「婦人政策室」を設置</li> </ul>	
昭和59年 (1982年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>5月 「国籍法」及び「戸籍法」改正(国籍の父母両系主義確立)[昭60年1月施行]</li> </ul>		
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月 「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(ナイロビ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月 「国民年金法」改正(女性の年金権確立)[昭61年4月施行]</li> <li>5月 「婦人勤労者福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」に改正[昭61年4月施行]</li> <li>6月 「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>		

年次	世界の動き	国の動き	府の動き	門真市の動き
昭和61年 (1986年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1月「婦人問題企画推進有識者会議」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月「府民文化室婦人政策室」を「婦人政策課」に組織変更</li> <li>◆4月「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画～21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定</li> <li>◆6月「大阪府女性問題懇話会」設置</li> <li>◆9月「大阪府婦人関係団体会議」設置</li> </ul>	
昭和62年 (1987年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆5月 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定</li> </ul>		
昭和63年 (1988年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆2月 審議会などへの女性委員の登用目標率を20%に改定</li> </ul>	
平成元年 (1989年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3月 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修など)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆10月 市長部局に「女性文化室」を設置</li> </ul>
平成2年 (1990年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆5月 国際連合経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月「門真市女性問題アンケート調査」実施</li> <li>◆6月「門真市女性施策推進本部」設置</li> <li>◆10月「門真市女性問題懇話会」設置</li> </ul>
平成3年 (1991年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆5月「育児休業等に関する法律(育児休業法)」公布[平4年4月施行]</li> <li>◆5月 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆9月「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定</li> <li>◆9月 審議会などへの女性委員の登用目標率を25%に改定</li> <li>◆10月「大阪府女性基金」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆8月 門真市女性問題懇話会「門真市女性問題意識調査」実施</li> <li>◆10月 門真市女性問題懇話会「門真市における女性問題解決に向けての基本的な方策」提言</li> </ul>
平成4年 (1992年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆12月 婦人問題担当大臣誕生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月「婦人政策課」を「女性政策課」に名称変更</li> <li>◆4月「大阪府女性施策企画推進員」制度発足</li> <li>◆12月「大阪府女子労働対策推進計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3月「門真市女性問題行動計画」策定</li> </ul>
平成5年 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆12月 第48回国際連合総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月 中学校で家庭科の男女共修開始</li> <li>◆6月「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布[平5年12月施行]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3月「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成</li> </ul>	

年次	世界の動き	国の動き	府の動き	門真市の動き
平成6年 (1994年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月 高校で家庭科の男女共修開始</li> <li>◆6月 総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」を設置</li> <li>◆7月「男女共同参画推進本部」設置</li> <li>◆8月 男女共同参画審議会に「男女共同参画社会の形成に向けて、21世紀を展望した総合的ビジョンについて」を諮問[平8年7月答申]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1月「大阪府女性基金プリムラ賞」創設</li> <li>◆4月「大阪府男女協働社会づくり財団」設立</li> <li>◆11月「大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)」開館</li> </ul>	
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆9月 第4回世界女性会議で「北京宣言及び行動綱領」採択(北京)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆6月「育児休業法」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」に改正[平7年10月施行、他]</li> <li>◆6月「ILO156号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3月「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」実施</li> </ul>	
平成8年 (1996年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆12月 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆5月 大阪女子大学に「女性学研究センター」を開設</li> </ul>	
平成9年 (1997年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆6月 男女共同参画審議会に「男女共同参画社会の実現を促進するための方策に関する基本的事項について」を諮問[平10年11月答申]</li> <li>◆6月「男女雇用機会均等法」改正[平11年4月施行]</li> <li>◆6月「労働基準法」改正[平11年4月施行]</li> <li>◆6月「育児・介護休業法」改正[平11年4月施行]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3月「新 女と男のジャンプ・プラン(第3期行動計画)」策定</li> <li>◆12月「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定</li> </ul>	
平成10年 (1998年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に名称変更</li> <li>◆4月「大阪府男女協働社会づくり審議会」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1月 女性施策の推進に関する事務を「女性文化室」から「総合政策課」に所管替え</li> </ul>
平成11年 (1999年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆6月「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> <li>◆7月「食料・農業・農村基本法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆8月「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月「門真市職員のセクシュアル・ハラスメント防止に関する要項」及び「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情処置委員会及び苦情相談員配置要項」制定</li> </ul>

年次	世界の動き	国の動き	府の動き	門真市の動き
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆6月 国際連合特別総会「女性2000年会議」で「政治宣言と北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ(成果文書)」採択(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆12月「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆9月「大阪府女性に対する暴力対策会議」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆8月「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1月「総理府男女共同参画室」を「内閣府男女共同参画局」に組織変更</li> <li>◆1月内閣府に「男女共同参画会議」発足</li> <li>◆4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布[平13年10月施行、他]</li> <li>◆11月「育児・介護休業法」改正[平13年11月施行、他]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に名称変更</li> <li>◆7月「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆5月「門真市男女共同参画懇話会」設置</li> <li>◆5月「門真市男女共同参画社会推進本部設置要綱」制定</li> <li>◆11月「門真市男女共同参画懇話会より市長へ「男女共同参画社会の実現に向けての提言」を提出</li> </ul>
平成14年 (2002年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3月「大阪府男女共同参画推進条例」制定</li> <li>◆4月「大阪府男女協働社会づくり審議会」を「大阪府男女共同参画審議会」に名称変更</li> <li>◆8月「大阪府男女協働参画施策苦情処理制度」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3月「かどま男女共同参画プラン」策定</li> <li>◆4月「総合政策課」を「企画課」に名称変更。事務分掌を男女共同参画社会の推進に関するものに改める</li> <li>◆5月「門真市男女共同参画社会推進本部規程」制定</li> </ul>
平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆6月 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</li> <li>◆7月「次世代育成支援対策推進法」公布[平15年7月施行、他]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1月「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設</li> </ul>	
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆6月「DV防止法」改正[平16年12月施行]</li> <li>◆12月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定</li> <li>◆12月「育児・介護休業法」改正[平17年4月施行]</li> </ul>		
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆2~3月 第49回国際連合婦人の地位委員会開催(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆12月「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定</li> <li>◆12月「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆11月「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3月「門真市男女共同参画推進条例」制定</li> <li>◆9月「門真市男女共同参画推進条例施行規則」制定</li> <li>◆10月「門真市男女共同参画苦情処理委員」設置</li> </ul>

年次	世界の動き	国の動き	府の動き	門真市の動き
平成18年 (2006年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆6月「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」改正[平19年4月施行]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3月「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）（改訂版）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆2月「門真市男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画施策の実施状況などを報告（毎年度報告）</li> <li>◆10月 男女共同参画社会の推進に関する事務を「企画課」から「人権政策室」に所管替え</li> </ul>
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆7月「DV防止法」改正[平20年1月施行]</li> <li>◆12月「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆6月 大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」を諮問[平20年4月答申]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆9月「門真市人材育成基本方針」を策定し、女性職員の登用を明記</li> <li>◆11月「各種審議会等委員の選任に係る指針」を策定し、審議会などに占める女性委員の割合について、30%以上とする努力義務を明記</li> </ul>
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆1月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定</li> <li>◆4月 男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定</li> <li>◆12月「次世代育成支援対策推進法」改正[平21年9月施行、他]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆12月 大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」を諮問[平23年1月答申]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月「人権政策室」を「人権政策課」に名称変更</li> </ul>
平成21年 (2009年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3月 男女共同参画会議に「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」を諮問[平22年7月答申]</li> <li>◆4月 男女共同参画のシンボルマーク決定</li> <li>◆6月「育児・介護休業法」改正[平22年6月施行、他]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月「大阪府立女性総合センター」を「大阪府男女共同参画・青少年センター」に名称変更</li> <li>◆5月「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定</li> <li>◆8月「男女共同参画に関する府民意識調査」実施</li> </ul>	
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3月 第54回国際連合婦人の地位委員会開催（国連「北京+15」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆12月「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月「男女共同参画課」を「男女共同参画・NPO課」に名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆11月「男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所アンケート調査」実施</li> </ul>
平成23年 (2011年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆4月「男女共同参画課・NPO課」を「男女共同参画・府民協働課」に名称変更</li> <li>◆5月「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆5月 門真市男女共同参画審議会に「門真市男女共同参画計画について」を諮問[平24年2月答申]</li> </ul>
平成24年 (2012年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3月「ワーク・ライフ・バランス啓発講座」を職員研修に位置づける</li> <li>◆3月「第2次かどま男女共同参画プラン」策定</li> </ul>

## 7 男女共同参画関連の法律・制度等一覧

(平成11年6月23日の「男女共同参画社会基本法」の公布・施行以降)

年月日		法律・制度等名称	内 容
平成11年 (1999年)	6月23日 公布・施行	男女共同参画社会基本法	男女の人権が尊重され、かつ、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊急性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めた。
	7月16日 公布・施行	食料・農業・農村基本法	農業経営などへの「女性の参画の促進」を規定し、その機会を確保するための環境整備の推進を図る。
平成12年 (2000年)	12月12日 閣議決定	男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づく初めての基本計画。11の重点目標を掲げ、それぞれについて、平成22年までを見通した施策の基本的方向と平成17年度までに実施する具体的施策の内容が記述された。
平成13年 (2001年)	4月13日 公布 [10月13日 一部施行、他]	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	今まで家庭内のこととして行政の介入が難しかったドメスティック・バイオレンス（DV）に関し、人権擁護と男女平等の実現を図る観点から、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を目的として、行政の介入を積極的に可能とした。 都道府県の婦人相談所などが配偶者暴力相談支援センターと位置づけられ、中心的役割を担う。警察その他の関係機関などとの連携を図り、被害者の早期保護・心身の健康回復などに努める。被害者の申し立てにより地方裁判所が保護命令を発せられることとなった。
	11月16日 公布 [11月16日 一部施行、他]	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・休業法）の改正	働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減するために改正された。 ●育児休業などを理由とした不利益取り扱いの禁止 ●時間外労働の制限 ●勤務時間の短縮などの措置の対象となる子の年齢の引き上げ(1歳⇒3歳) ●子の看護のための休暇の努力義務 ●転勤についての配慮 ●国による意識啓発など



年月日		法律・制度等名称	内 容
平成15年 (2003年)	7月16日 公布・施行	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律で、国及び地方公共団体が講ずる施策、事業主が行う雇用環境の整備その他の取り組みなど次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めた。
平成16年 (2004年)	6月2日 公布 [12月2日 施行]	DV防止法の改正	精神的暴力、性的暴力を含め、「配偶者からの暴力」の防止及び被害者の保護について、一層の推進を図るために改正された。 ●元配偶者に保護命令が可能に ●被害者の子も接近禁止命令の対象に ●退去命令期間が2か月に拡大
	12月2日 策定	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策が実施されるように、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針を示したものであり、基本計画の指針となるもの。
	12月8日 公布 [17年4月1日 施行]	育児・介護休業法の改正	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は育児休業や介護休業がとれるようになった。子どもが1歳6か月に達するまで育児休業ができるようになり、介護休業は要介護状態に至るごとに1回、通算93日までとれるようになった。また、就学前児童について1年に5日まで、病気やけがをした子の看病のための休暇の取得ができるようになった。
平成17年 (2005年)	12月26日 策定	女性の再チャレンジ支援プラン	子育て中又は子育て後の女性に対し、希望に沿った再就職・起業の実現など魅力ある再チャレンジの道を開くことは、男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していく上で重要であるとともに、安心して子育てできる環境づくりの点で少子化対策にも貢献する。 また、少子・高齢化が進み、本格的な人口減少が見込まれている我が国においては、経済の基盤となる「人材」の活用が一層重要であり、再チャレンジを希望する女性の能力発揮は、この点でも非常に重要である。こうした問題意識に基づき、取りまとめた。

年月日		法律・制度等名称	内 容
平成17年 (2005年)	12月27日 閣議決定	男女共同参画基本計画 (第2次)	12の重点分野を掲げ、それぞれについて平成32年までを見通した施策の基本的方向と、平成22年度末までに実施する具体的施策の内容が提示された。 ジェンダーについて、誤解や混乱の解消を図るため、社会的性別の視点について明確な定義が置かれるとともに、不適切な事例が記述された。
平成18年 (2006年)	6月21日 公布 [19年4月1日 施行]	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)の改正	男女双方に対する差別の禁止や妊娠や出産などを理由とする解雇、その他不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策で男性も対象に含まれることなどが、盛り込まれた。
平成19年 (2007年)	7月11日 公布 [20年1月11日 施行]	DV防止法の改正	生命・身体に対する脅迫を受けた場合も対象となった。また、市町村に対し、基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務化した。
	12月18日 策定	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」	憲章は、国民的な取り組みの大きな方向性を示すもので、今、なぜ仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割をわかりやすく示している。 行動指針は、企業や働く者の効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策の方針を示すもので、社会全体の目標として年齢階層別就業率、年次有給休暇取得率、第1子出産前後の女性の就業継続率など、14の数値目標を設定。
平成20年 (2008年)	1月11日 策定	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を、生命・身体に対する脅迫を受けた場合も対象とするほか、市町村に対し、基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を努力義務化するために改正された。
	4月8日 決定	女性の参画加速プログラム	女性の参画を促進するため、あらゆる分野での基盤整備を行うとともに、3つの重点分野をあげ、戦略的に取り組みを推進。
	12月3日 公布 [21年4月1日 施行]	次世代育成支援対策推進法の改正	行動計画の指針に基本的視点として新たに「仕事と生活の調和の実現の視点」が加えられたほか、一般事業主行動計画策定が従業員301人以上から101人以上の企業について平成23年4月1日以降、義務化された。

年月日		法律・制度等名称	内 容
平成21年 (2009年)	7月1日 公布 [9月30日施行、他]	育児・介護休業法の 改正	父親の育児休業を促進するため、「パパ・ママ育休プラス」制度が盛り込まれたほか、専業主婦の夫（妻）を育児休業の対象外とする労使協定が廃止となり、すべての父親が必要に応じて育児休業が取得できるようになった。
平成22年 (2010年)	7月23日 公表	「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」の公表	第1部の基本的考え方の中で、「Ⅲ 基本法施行後10年間の反省」として、男女共同参画が必ずしも十分には進まなかった理由として4つあげ、「Ⅴ 改めて強調すべき視点」として、 「1 女性の活躍による社会の活性化」 「2 男性にとっての男女共同参画」 「3 子どもにとっての男女共同参画」 「4 様々な困難な状況に置かれている人々への対応」 「5 女性に対するあらゆる暴力の根絶」 「6 地域における身近な男女共同参画の推進」 の6点をあげている。
	12月17日 閣議決定	第3次男女共同参画基本計画	平成32年までを見通した長期的な政策の方向性と、平成27年度末までに実施する具体的な施策が記述された。 4つの特徴として ①経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を5つ新設 ②実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定 ③平成32年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取り組みを推進 ④女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消をあげている。

## 8 用語の説明

### 【あ行】

#### ■育児・介護休業法、改正育児・介護休業法（49ページ）

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」とい  
い、仕事と育児の両立を支援するため、平成4年に施行されましたが、30人以下の事業所は  
適用外となっていました。1歳未満の子どもを養育する勤労者は、男女を問わず休業できま  
す。男性は、配偶者が専業主婦の場合や産後休業中の場合も、産後8週間までは育児休業  
を取得でき、育児休業取得を理由とした解雇や不利な取り扱いなどは禁止されています。  
休業期間中の賃金保障はありませんが、平成7年4月より雇用保険から休業前賃金の25%、  
平成13年1月から40%相当が支給されています。また休業期間中の社会保険料は免除されま  
した。

平成7年の法改正で全事業所に適用となり、介護休業も追加され、「育児・介護休業法」と  
なり、平成11年から施行されました。平成14年には、小学校就業前の子どもの病気のた  
めの看護休暇制度なども盛り込まれました。

平成21年6月に成立した「改正育児・介護休業法」は、子育て期間中の働き方の見直しや  
父親も子育てができる働き方の実現、仕事と介護の両立支援、実効性の確保などを主な  
改正点としています。父親も子育てができる働き方では、父親の育児休業を促進するた  
めの「パパ・ママ育休プラス」制度が盛り込まれました（104ページ「■パパ・ママ育休  
プラス」参照）。

#### ■育児休業取得者に対する代替要員の確保及び原職等復帰を促進するための助成金制度 （50ページ）

育児休業取得者が育児休業終了後、原職または原職相当職に復帰する旨の取り扱いを労働協  
約または就業規則に規定した上で育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業  
取得者を原職に復帰させた事業主に一定額を助成する制度です。

#### ■HIV／エイズ（59ページ）

ヒトに免疫低下を起こすウイルス（HIV）の感染による感染症で、免疫不全を起こし、悪  
性腫瘍などを発症する症候群をいいます。

#### ■エンパワーメント（21ページ）

一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを  
変えていく力を持つことをいいます。社会の対等な構成員として、判断力や企画力、表  
現力、経済力、技術力、決定力、行動力など多様な能力を身につけ、自らの生き方を選  
択し、あらゆる意思決定過程に参画し、自己実現を図り、自立や自己決定・自己責任  
など自らと社会を変革することを含む幅広い概念であり、平成7年9月に北京で開  
催された第4回世界女性会議では主要課題となりました。

#### ■NPO（Non Profit Organization の略）（38・57・62ページ）

民間非営利組織などと訳され、福祉、環境、スポーツ、まちづくり、人権・平和、男  
女共同参画などさまざまな分野における自主的な社会活動を行っています。平成10  
年3月にはNPOに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法（  
NPO法）」が成立しました。なお、この計画では、法人格の有無を問わない広い意味  
でのNPOをいいます。

## 【か行】

### ■家庭児童相談センター（7・29ページ）

18歳未満の子ども及びその保護者を含む家庭を対象に、子どもに関するさまざまな悩みなどの相談に応じ、必要な支援を行っています。

### ■門真市美しいまちづくり推進協議会（28ページ）

門真市を美しくする市民運動を推進し、市民、事業者の環境美化に関する意識の高揚とまちの美化を図るため、市民、事業者、関係機関などで構成されている協議会です。

### ■門真市企業人権推進連絡会（6ページ）

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決のため、啓発の充実と就職の機会均等を図り、人権尊重社会を実現するため、門真市内の企業で構成されている連絡会です。

### ■門真市在日外国人教育推進委員会（44ページ）

在日外国人教育の推進を目的とし、門真市教育委員会などの関係機関により構成されている委員会です。

### ■門真市次世代育成支援後期行動計画（52ページ）

「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村計画で、次代を担う子どもの育ちや子育て家庭の支援を総合的・計画的に進めていくための方向を示すとともに、保育や短期預かり支援などのサービスについて数値目標を設定しています。後期計画は平成22年度から26年度までを期間としています。

「次世代育成支援対策推進法」は、平成15年7月9日成立、7月16日公布・施行。ただし、国が定める行動計画策定指針の策定は平成15年8月22日から、地方公共団体の行動計画及び事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行。なお、本法は平成27年3月31日までの時限立法。少子化の急速な進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるとしています。

### ■門真市要保護児童連絡調整会議（30ページ）

児童虐待を受けた子どもの早期発見及びその適切な保護を行い、地域の各関係機関の連携及び連絡を密にして対応するために、設置されている会議です。

### ■キャリア教育（20ページ）

子どもたちが生きる力を身につけ、それぞれが直面するさまざまな課題に対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動をいいます。

### ■キャリア形成（37ページ）

「キャリア」とは職業・技能上の経験、経歴をいい、それを積み重ね身につけていくことをいいます。

## ■くすのき広域連合（58ページ）

門真市、守口市、四條畷市の3市の介護保険事業を保険者として運営しています。

## ■校区福祉委員、校区福祉委員会（27・28・40・62ページ）

校区福祉委員は、校区福祉委員会の構成員で、自治会や民生委員児童委員、福祉団体や当事者などの関係団体で構成されています。

校区福祉委員会は、小学校区を単位とする住民の自主的な組織で、地域で組織されている関係団体が協力しながら身近な福祉問題の解決に向けて取り組んでいます。特に、地域の高齢者や障がいのある人、子育て中の親子などが安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を展開する「小地域ネットワーク活動」に取り組んでいます。

小地域ネットワーク活動は、とじこもりがちな高齢者や障がいのある人、子育てに不安を抱えている人を対象に、「見守り・声かけ訪問活動」や「軽作業援助活動」などの「個別援助活動」、茶話会やお楽しみ会等を通じた交流、仲間づくりを行う「いきいきサロン活動」や「子育て支援活動」などの「グループ援助活動」など、各校区の実情に応じた取り組みを行っています。

## ■コーディネーター（41ページ）

指導力や調整力を発揮し、異なる立場の人々との間の合意を形成したり、多くの人の参加を促進する役割を果たす人をいいます。

## ■固定的性別役割分担意識（1・14・18ページ）

男である、女であるという性別観により、「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というような、性別により役割を固定する考え方や意識をいいます。性別によって役割を固定する意識は、結果的に男女格差を生み、男女の対等な社会参画を困難にする要因となっています。

## 【さ行】

### ■ジェンダー（7ページ）

セックス（sex）が生物学上の性差であるのに対して、身振り、しぐさ、外見、社会的役割など、社会通念や習慣の中で、社会的、文化的につくりあげられた男女の差異のことで、このような性差をジェンダー（社会的性別）といいます。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。平成17年12月に閣議決定された「男女共同参画基本計画（第2次）」では、その定義について「誤解の解消に努め、また、恣意的（しいてき）運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める」とされています。

また、ジェンダーの視点という場合、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識しているとするものです。

### ■人権擁護委員（29ページ）

法務大臣の委嘱を受け、日常生活を取り巻く人権問題の相談に応じています。

## ■スキルアップ（28ページ）

技術や能力を高めることをいいます。

## ■ストーカー（25ページ）

「ストーカー行為」とは、同一の人に対して、つきまといなどを繰り返し行うことをいいます。平成12年5月18日に成立した「ストーカー行為等の規制に関する法律」では、規制の対象として、「つきまとい等」と「ストーカー行為」の2つを定めています。「つきまとい等」は、特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨（えんこん）の感情を充足する目的で、その特定の人またはその家族などに対して行う次の行為をいいます。

①つきまとい・待ち伏せ・押しかけ、②監視していると告げる行為、③面会・交際の要求、④乱暴な言動、⑤無言電話、連続した電話、ファクシミリ、⑥汚物などの送付、⑦名誉を傷つける、⑧性的羞恥心（しゅうちしん）の侵害。

## ■セーフティネット（11・57・62ページ）

困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み、または装置をいいます。市町村や関係機関、地域団体、NPOなどが地域におけるさまざまな課題を共有化し、計画的な課題解決のための取り組みを推進するとともに、地域においてさまざまな困難や課題を抱える要援護者を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムをいいます。

## ■性的マイノリティ（15ページ）

性的少数者、性的少数派などと訳され、先天的に身体上の性別が不明瞭な人、身体上の性別と心の性が異なる性同一障がいの人、性的な意識が同性や両性に向かう人などをいいます。

## ■セクシュアル・ハラスメント（25・47ページ）

性別役割分担や女性を対等なパートナーとして見ない、男性の意識などを背景にして行われる性的いやがらせをいい、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれます。

## 【た行】

### ■男女雇用機会均等法（6・26・48ページ）

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメントの禁止などを定めています。昭和47年施行の勤労婦人福祉法を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」として昭和60年に改正、翌年から施行。平成11年から現在の名称に変わっています。

### ■デートDV（22ページ）

結婚していない（交際中の）男女間における身体的、精神的、性的な暴力をいいます。

## ■ドメスティック・バイオレンス（DV）（22・65ページ）

一般的には、夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいいます。内閣府においては、対象範囲に恋人も含む配偶者よりもより広い概念として「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」は、法律などで明確に定義された言葉ではありません。

## 【は行】

### ■パートタイム労働法（49ページ）

正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といい、平成5年に制定されました。パートタイム労働者などの適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の充実、雇用管理改善などを促進するための法律です。正社員との待遇格差の是正、安定した労働力の確保を目的として平成20年4月に改正され、勤務時間・賃金・昇給の有無などの労働条件を明示した文書の交付、正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換制度の導入などが義務付けられました。

### ■パートナーシップ（48ページ）

互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係、共存・共生できる関係をいいます。

### ■パパ・ママ育休プラス（55ページ）

平成21年6月に成立した「改正育児・介護休業法」の中に、父親の育児休業を促進するために盛り込まれた制度の愛称で、父母が共に育児休業をとる場合には、休業期間を2か月まで延長できることや、父親が産後8週間以内に育児休業（パパ休暇）を取得した場合には、再度育児休業を取得できるようになったこと、専業主婦の夫（専業主夫の妻）を育児休業の対象外とする労使協定が廃止となり、すべての父親が必要に応じて育児休業を取得できるようになりました。

### ■ハローワーク（8・30・50・63ページ）

公共職業安定所の愛称で、旧労働省が平成元年に愛称を公募、選定し、平成2年から使用し始めました。厚生労働省の地方支分部局の一つ。職業安定法に基づき、都道府県労働局長の指揮監督のもとに、職業紹介・職業指導・失業給付などに関する事務を無料で行う国の行政機関です。

### ■プレゼンテーション（44ページ）

表現、提示、紹介などの意味ですが、「門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の場合、自分の主張したい内容を英語で表現することをいいます。



## ■ポジティブ・アクション（36・48・53ページ）

積極的改善措置と訳され、さまざまな分野において活動に参加する機会の男女間格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれかの一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。例えば、会社の中で男性しか配置されていない部門に、女性の進出を促す計画を作ったり、女性の優先枠を設けるなど、男女の実質的な機会均等を進めていくために一時的に行う措置などをいいます。

## 【ま行】

### ■民生委員児童委員（27・64ページ）

厚生労働大臣の委嘱を受け、高齢者をはじめ障がいのある人、児童、ひとり親家庭などの相談や福祉サービスの利用案内などの社会奉仕活動を行います。担当区域がそれぞれ決まっています。

### ■モチベーション（37ページ）

一定の方向や目標に向かって行動するための気持ちをいいます。

## 【ら行】

### ■ライフスタイル（50ページ）

生活の様式、営み方。また、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方をいいます。

### ■ライフステージ（60・63ページ）

人間の一生における乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、高齢期などのそれぞれの段階をいいます。

### ■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（59ページ）

平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されています。個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの体と健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的、精神的、社会的な諸権利が基本的人権として保障される考え方をいいます。

## 【わ行】

### ■ワーク・ライフ・バランス（8・11・53ページ）

仕事と生活の調和と訳され、誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることです。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会のあり方にかかわる重要な課題です。

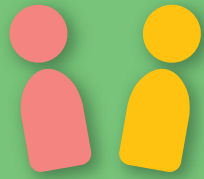


## 第2次かどま男女共同参画プラン

平成24（2012）年3月

編集・発行 門真市 市民部 人権政策課  
〒571-8585 大阪府門真市中町1-1  
TEL：06-6902-1231（大代表）  
072-885-1231（代表）  
FAX：06-6905-3264（代表）

第2次 かどま  
男女共同参画プラン



K A D O M A